

令和3年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月  
湘南医療大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	46
基準 4. 教員・職員	65
基準 5. 経営・管理と財務	76
基準 6. 内部質保証	88
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 地域社会への貢献	95
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	115
エビデンス集（資料編）一覧	115



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

湘南医療大学（以下「本学」という。）の設置者である学校法人湘南ふれあい学園（以下「本法人」という。）は、「ふれあいグループ」の教育担当部門として、平成 6(1994)年に学校法人の認可を受け設立された。本法人の母体である「ふれあいグループ」は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛する」を理念に掲げ、医療法人社団康心会を中心として、神奈川県を拠点に静岡県及び東京都に、17 病院、8 介護老人保健施設、10 クリニック、12 有料老人ホーム及び 2 特別養護老人ホーム並びに、1 大学、4 専門学校及び 1 幼稚園、その他施設を含め 70 を超える関連事業所を運営しており、保健・医療・福祉・教育領域において社会に貢献することを、その使命としている。

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

<湘南医療大学の基本理念>

人を尊び、命を尊び、個を敬愛する

本法人は、ふれあいグループの理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛する」を教育理念とし、平成 6(1994)年 6 月に看護師及び介護福祉士の育成を目的とした「茅ヶ崎看護福祉専門学校」（現「茅ヶ崎看護専門学校」）を開校して以降、平成 10(1998)年 4 月に茅ヶ崎リハビリテーション専門学校を、平成 16(2004)年 4 月に下田看護専門学校を開校するなど、即戦力としての実践的な職業教育と専門的な技術教育により医療スペシャリストを養成し、社会へ輩出してきた。一方、保健医療を取り巻く環境は、急速な少子・高齢化の進展、がんや循環器疾患、生活習慣病の増加など疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による高度専門化、更には保健衛生に対する地域ニーズの多様化など大きく変化し、保健医療福祉分野において役割の中心的部分を担う質の高い看護職員並びに、リハビリテーションの中核となる理学療法士及び作業療法士の育成が急務となった。本法人は、こうした現代社会が直面し抱えている保健医療の問題に対処していくには、専門学校教育を更に深化させた「幅広い教養」と「人権や生命の尊厳」を慈しみ感性を享受するための「教育」、高度な知識・技術に卓越し、倫理性を兼ね備え、かつ指導性に富む医療人になるための「臨床教育」が不可欠との確固たる考えのもと、臨床教育を科学的に理解し、総合的な判断力を備えた人材を輩出する大学を設置する必要性を痛感した。

こうした経緯から、平成 27(2015)年 4 月に開学した本学は、ふれあいグループ共通の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」を建学の理念とし、人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にすることを実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期している。

本学は、「継続的学習力、想像力、そして課題解決能力を育む「幅広い教養教育」と、エビデンスに基づいた専門知識・技術の修得を基盤とした「人権や生命の尊厳を慈しみ、感性を享受するための専門教育」を追求し、責任感と使命感を持って自律的、主体的に実践能力を発展させていける医療従事者の養成」が急務であるとの考えに基づき、豊かな人間性と高度な専門性を併せ備えた人材の養成、臨床現場でチーム医療を推進できる人材の養成、地域に必要な医療人材の養成が必要であると考え、地域社会の多様化する要請にこたえるために、看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士並びに薬剤師の資質の向上に必

要な教育研究機能を整備することで、創造的かつ実践的な教育研究活動を行い、地域社会に貢献できる職業人を養成する。更に、大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程では、大学（学部）の教育方針を引き継ぎ、基礎教育の土台の上に立ち、教育研究成果と将来の発展を踏まえて、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養を背景にした高度専門職業人を養成する。つまり、「看護学」或いは「リハビリテーション学」に限局した人材育成ではなく、地域の人々の健康を基盤に、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築と進歩に貢献することを目標とする学問として位置づけた「保健医療学」の学修により、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士といった専門職種が、個々の分野を超えて活動できる高度専門職業人の養成を図る。そのため、「保健医療学」を構成する研究領域を、日本が直面する保健医療における問題に対処すべく「健康増進・予防領域」、「心身機能回復領域」、「助産学領域」の3領域とするとともに、領域を超えた関連科目の学修を可能とした。

## 2. 使命・目的

本学は建学の理念を基にこれを実現するために設立し、学部学科及び大学院については、教育上の目的をもって設置している。

本学の目的については、湘南医療大学学則（以下「大学学則」という。）において、次のとおりとしている。

<大学の目的（大学学則第1条）>

湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切に教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する。

保健医療学部の目的については、大学設置認可に際し、「①保健医療学部は、保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。②保健医療学部は、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する。③保健医療学部は、主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を養成する。」とし、令和3(2021)年4月開設の薬学部についても設置認可に際し、「医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を持ち、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献することを人材養成の目的及び教育研究上の目的とする。」と明示した。

大学院については、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第5条第2項別表1において「保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること」とし、大学院設置認可に際して、「保健医療学部の教育を基盤とし、保健医療学のより普遍的なカテゴリーの中での理論および応用を教授・研究し、高度専門知識・技術を有する高度専門職業人の養成、多職種連携・チーム医療の中心として貢献できる指導者の養成、並びにその深奥を究めて保健医療学の進展に寄与する」ことを、目的としている。

### 3. 大学の個性・特色等

本学は、「幅広い職業人養成」を基盤とし、「社会貢献機能」を併せ持つ大学として位置づけ、将来にわたり以下の特色を育て強化していく。以下に保健医療学部及び大学院保健医療学研究科につき、記述する。

#### ① 高度な専門知識と技術の教育

本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」を基盤とした、豊かな人間性と質の高い専門性を併せ備えた保健医療人の養成を、学士課程教育の中で実現する。

各学科の多様な開設科目では、学位授与方針が教育課程編成と一体化し、総合教育科目から専門科目までを学生が体系的に履修できるように配置し、看護師及びリハビリテーション専門職としての実践に必要な知識・技術を身に付ける。そして、主体的変化に対応し地域医療のあり方を洞察し将来の課題に向き合い、科学的な知識を用いてその課題を解決していく力量を形成し、高い倫理観と多様な価値観への寛容性や探究心係るコミュニケーション能力を有し、クライアント中心の全人的医療を提供できる保健医療人教育を行う。

大学院においては、保健医療学の3領域を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療に関わる高度専門知識・技術を有する臨床実践者の養成を、理論面の構築と高度な専門知識・技術の修得が横断的かつ体系的な教育課程の中で実現する。

#### ② 質の高いチーム医療教育

近年の医学の進歩に伴って医療は急速に高度化・細分化されている。一方、医療に対する社会的ニーズも大きく変化し、保健・医療・福祉の統合が求められるようになり、医療チームの成員が互いに協力して、患者を中心とした総合的で良質な医療サービスを提供することが重要となった。患者・家族と共に質の高い医療を実現するためには、個々の医療スタッフの専門的知識及び技術の進歩を土台としながら、多職種協働(チーム医療)を通してこれらを再統合していくことが必要であり、そのための人材の育成が急務である。よって本学保健医療学部は、「他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する」ことを教育目的の一つとして(「湘南医療大学設置の趣旨等を記載した書類」中、「ア VI-3 保健医療学部の教育目的」参照)、教育課程を編成した。保健医療学部では、チーム医療を「職種ごとに異なる機能と属性をもつ人材が、患者中心の医療の実現に向けて状況に応じて構成を変化させ、それぞれの立場から自律的に関わる課題解決型の医療」と定義する。チーム医療を達成するためには、多職種が共通の目標や価値観をもって横断的に連携するための意思疎通を円滑に行う必要がある。よって、保健医療学部では、段階的かつ継続的にチーム医療を学べるよう配慮している。

1、2年次に配置された「コミュニケーション論」、「栄養学」、「薬理学」、「公衆衛生学」、「保健行政論」、「心理学」を学部共通の必修科目とし、それぞれの専門基礎領域の一部を共有して、学科を横断した基礎知識を修得する。更に、「看護学概論」、「理学療法概論」、「作業療法概論」では、多職種との協働・連携を意識した講義を実践し、協力関係を構築する土台とする。

2、3年次に配置された各専門科目においては、学科ごとの専門知識・技術の習得と実践能力について教授すると同時に、講義・演習の中で事例を通じたチーム医療の実例を提示して理解を促し、臨地実習・臨床実習へとつなげていく。

4年次後期の「チーム医療論」は4年間の学びの集大成と位置づける。チュートリアル形式の演習とし、冒頭に総論の講義とともに演習の方法について解説し、続いて14コマの演習に入る。学生は、看護とリハビリテーションの両学科（両専攻）から均等に7～8名を1グループとし、2グループに1人の割合で教員が配属される。教員は、グループ演習での議論の促進や、検索法などにアドバイスを与えるファシリテーターの役割である。提示する事例は、2症例の場合もあれば、1症例に合併症を加えた場合もあるが、両学科の学生がともに興味を抱く内容に練ってある。この事例内容を調査し、討論しながら、医療や介護に関するサービス計画を完成させ、グループと個人のレポートを作成する。最終的に、全学生と全教員が講堂に集合して、ポスター形式の発表会を行う。ここでは、学生グループ同士の批評とともに教員からもアドバイスを与える。令和3(2021)年度からは薬学部の教員もオブザーバーとして参加する予定である。

また、大学院では、1年次後期の「多職種協働・地域連携特論」において、地域包括ケアサービスを推進するうえで鍵となる保健・医療・福祉・教育領域の多職種連携と協働の意義を理解し、保健・医療・福祉・教育分野における多職種協働・実践に活用・応用する能力（知識・スキル・態度）を学修するために、「健康増進・予防領域」、「心身機能回復領域」及び「助産学領域」の3領域の学生が、共に、お互いから、お互いについて学び合う多職種連携教育（Interprofessional Education：IPE）を学習基盤とし、学生の多職種連携・協働実践能力を習得・向上する。具体的な授業展開では、多職種連携・協働実践やチーム医療の概念を学ぶ講義、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等の学生の主体的学びを促進する教授・学習方法を用い、特に多職種連携・協働実践能力を習得・向上する授業展開は、地域包括ケアサービスの実践における多職種協働ならびにチーム医療の実践事例をもとに議論を深めて検討する。

### ③ 地域医療の教育

高齢化社会では、質が高く、かつきめ細かな地域医療の展開を担う看護およびリハビリテーション専門職等が求められている。このため保健医療学部では、専門的な看護学、リハビリテーション学を基盤に、看護学科の「在宅看護学実習」では在宅看護活動を通して地域における看護の機能と看護職の役割を学ぶ。リハビリテーション学科理学療法学専攻の「地域理学療法学演習」では、地域に貢献できる理学療法士になるために、地域における役割、地域において必要となる知識・技術を整理して学び、作業療法学専攻の「地域作業療法学Ⅱ（各論）」では、より良い地域生活を送るために作業療法士に求められる役割を理解する。このように地域実習体験を通じた実践的教育をカリキュラムに反映させ、在宅生活者の多様なニーズに適切に応え、かつ社会の変化を適切に判断し、行動することで地域社会に貢献できる看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士を養成する。

大学院においては、臨床的学問探究を培い、地域医療において研究者としての基本的研究手法を修得し、臨床現場（医療施設、保健施設、行政、地域）で高度な医療専門性を活かしチーム医療の中心として貢献できる指導者の養成を、多職種連携、チーム医療活動に係る課題や考察能力を修得できる科目を配置し実施する。

### ④ 大学院での教育

修業年限を2年の修士課程とし、大学の保健医療学部を基盤におく大学院であることから、教育課程は、大学院設置の目標を達成するために必要な共通的な科目群としての共通



科目と、専門性を深めるための専門科目を設け、修士課程の学修に必要な教育方法を取り入れ指導を行う。

- ア 保健衛生学分野、医療技術学分野及び助産学分野の科目を配置し、専門領域に留まらず、地域の人々の健康全般に関わり、疾病予防、健康維持・増進から疾病の回復、支援に至るまで、保健医療福祉の活動について幅広い領域の知識取得が可能である。
- イ 理論と実践の双方に配慮した講義・演習の多様な教育手法を取り入れたコースワークと、指導のもとに研究過程を展開するリサーチワークの組み合わせにより実施する。
- ウ 特別研究において、主指導教員と副指導教員による指導体制をとり、3 領域を超えた視点から多角的な研究推進のサポートが可能である。
- エ 2 年次に修士論文研究の中間発表会を 2 回開催し、大学院教員からアドバイスをを行い、優れた修士論文研究を支援する。
- オ 高度専門職業人の養成に向けて、ふれあいグループ病院施設並びに、実務経験豊富な医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士など、多職種連携のもとで指導を受けて、在宅看護、高齢者・障害者支援、公衆衛生、精神保健、助産、女性保健、運動機能・脳機能・呼吸循環機能に対するリハビリテーション療法などの領域を中心に地域の包括的な支援・サービス提供体制に必要な学びと研究が可能である。
- カ 学生が将来、高度専門職業人として、様々な職業で独自の研究を推進できるように支援する。
- キ 異分野学部からの入学者には、湘南医療大学大学院履修規程第 5 条に基づき、専攻する専門分野・領域に関する保健医療学部の教育課程科目の学修により、保健医療学分野の知識基盤の確立を図る。
- ク 天災や感染症等の事態で、予定していた学修に支障がでる場合には、実施可能な学習法にて対処する。

なお、令和 3(2021)年度 4 月に開設した薬学部の大きな特色としては、これまで保健医療学部が培ってきた看護学及びリハビリテーション学の各専門領域の高度な専門知識・技術の教育、及び質の高いチーム医療教育を、課題解決に向けてクライアント中心の全人的医療を提供できる保健医療人として実践できる能力へと発展させていくことにあり、具体的には、次のとおりである。

#### ① 臨床一貫型連携教育体制

臨床教育・臨床現場・研究活動という三つの異なる立場が結合・連携して行う「生きた教育」の実施

#### ② 臨床系教員と実習病院のコラボ

実習現場の指導は大学の実習指導教員も現場に出向き実習先指導薬剤師と協力して実施

#### ③ 多職種協働によるチーム医療教育

医療現場に欠かせない医学的知識を有する「疾病と病態に強い薬剤師」を養成すべく、既存の保健医療学部生と共に学ぶ「チーム医療論」を科目に設置

#### ④ 共同研究実験室「オープンラボ」での研究

7つの共同研究室(ラボ)と4つの研究分野が交差する研究環境で「論理的思考力」と「課題解決力」などの研究マインドを修得

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

本学の設置者である学校法人湘南ふれあい学園は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛する」を理念に掲げ、神奈川県を拠点に静岡県及び東京都に、17 病院、8 介護老人保健施設、10 クリニック、12 有料老人ホーム及び 2 特別養護老人ホーム並びに、1 大学、4 専門学校及び 1 幼稚園、その他施設を含め 70 を超える関連事業所を運営しているふれあいグループを母体に、平成 6(1994)年に学校法人の認可を受け設立された。現在、神奈川県及び静岡県において 1 大学、4 専門学校及び 1 幼稚園を設置運営している。

高齢化が急激に進んでいる現在、福祉、医療、介護は、非常に重要な分野となっている。このような背景のもと、これらの分野に貢献できる医療人の育成は急務であると考え、世の中全ての人々の幸せに役立つスペシャリストを養成することを目指し、次に掲げる理念と目的のもと、湘南医療大学は開学した。

#### <大学の理念>

湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にすることを実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する。

#### <大学の目的（大学学則第 1 条）>

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

#### <大学院の目的（大学院学則第 1 条）>

湘南医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。

平成 26(2014)年	10 月	湘南医療大学設置認可
平成 27(2015)年	4 月	湘南医療大学開学
平成 30(2018)年	6 月	認定看護師教育課程（認知症看護分野）開講
平成 30(2018)年	11 月	湘南医療大学大学院保健医療学研究科設置認可
平成 31(2019)年	3 月	湘南医療大学第 1 回学位記授与式
令和 元(2019)年	12 月	認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）開講
令和 2 (2020)年	10 月	認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）開講
令和 2 (2020)年	10 月	湘南医療大学薬学部設置認可
令和 3 (2021)年	3 月	湘南医療大学大学院第 1 回学位記授与式
令和 3 (2021)年	4 月	湘南医療大学薬学部開設
令和 3 (2021)年	4 月	湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター設置 (湘南医療大学看護実践教育センターを改組)

2. 本学の現況

- ・ 大学名 湘南医療大学
- ・ 所在地 神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48
- ・ 学部構成 保健医療学部
  - 看護学科
  - リハビリテーション学科
    - 理学療法学専攻
    - 作業療法学専攻
- 薬学部
  - 医療薬学科
- 大学院保健医療学研究科保健医療学専攻

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数 (令和 3(2021)年 5 月 1 日現在)

① 学部

(単位：人)

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数				
					1年次	2年次	3年次	4年次	合計
保健医療	看護		80 [10]	340	81	81	83	92	337
	リハビリテーション	理学療法学	40	160	43	38	42	49	172
		作業療法学	40	160	41	38	36	48	163
		合計	80	320	84	76	78	97	335
合計		160 [10]	660	165	157	161	189	672	
薬	医療薬学		130	780	34	—	—	—	34
合計			290 [10]	1,440	199	157	161	189	706

※「入学定員」欄の( )は編入学定員で外数

※薬学部医療薬学科は、令和 3(2021)年 4 月開設

② 大学院

(単位：人)

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数		
				1年次	2年次	合計
保健医療学	保健医療学	12	24	8	9	17

湘南医療大学

(2) 教員数 (令和3(2021)年5月1日現在)

① 学部

(単位：人)

学部	学科	専攻	専任教員・助手					兼任 教員	
			教授	准教授	講師	助教	助手		合計
保健 医療	看護		11	6	7	13	2	39	87
	リハ ビリー ション	理学 療法学	7	2	1	3	0	13	
		作業 療法学	5	0	6	1	0	12	
		合計	12	2	7	4	0	25	
	合計		23	8	14	17	2	64	
薬	医療薬学		11	5	4	1	0	21	
合計			34	13	18	18	2	85	87

② 大学院

(単位：人)

研究科	専攻	専任教員・助手					兼任 教員	
		教授	准教授	講師	助教	助手		合計
保健医療学	保健医療学	16	4	3	1	0	24	22

※学部の専任教員で大学院を兼担しているものを含む。

(3) 職員数 (令和3(2021)年5月1日現在)

(単位：人)

正職員	嘱託	パート (アルバイト含む)	派遣	合計
25	0	2	0	27

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

湘南医療大学（以下「本学」という。）の使命・目的については、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という建学の理念をもとに、大学学則第 1 条（目的）及び大学院学則第 1 条（目的）において、次のとおり具体的で明確かつ簡潔な文章で定め、大学ホームページなどで明示している。

<大学学則第 1 条>

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

<大学院学則第 1 条>

湘南医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。

また、教育研究上の目的についても、大学学則第 5 条（学部）第 2 項及び第 3 項、並びに大学院学則第 5 条（研究科）第 2 項別表 1 において、次のとおり具体的かつ簡潔に明文化し、大学ホームページなどで明示している。

<大学学則第 5 条第 2 項、第 3 項>

2 保健医療学部は、生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。

3 薬学部は、医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を身につけ、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。

<大学院学則第5条第2項別表1>

保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること
--

**1-1-② 簡潔な文章化**

本学の使命・目的は、評価の視点「1-1-①」で述べたとおり、大学学則及び大学院学則において簡潔に文章化されているとともに、大学ホームページや大学案内、学生便覧等においても、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をはじめ、本学の使命・目的、教育目的等を簡潔に明示している。

**1-1-③ 個性・特色の明示**

本学の個性・特色は、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」にある。つまり、「人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する」ことである。こうした考えを根本として、大学学則第1条では、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献すること」と、大学院学則においても第1条として「本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与すること」と、それぞれ目的として明示した。

また、教育研究組織の目的及び使命についても、保健医療学部では、「生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成すること」と、薬学部では「医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を身につけ、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成すること」と、また、大学院では「保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること」と定めており、本学の理念に基づいたものが個性であり、特色であることを、それぞれ学則において明示している。

**1-1-④ 変化への対応**

平成27(2015)年4月の開学以降、本学では、平成31(2019)年4月の大学院開設や令和3(2021)年4月の薬学部開設に際して、建学の理念のみならず、社会経済情勢なども踏まえて、新設する教育研究組織の目的などを策定した。

建学の理念は、大学において普遍的なものであり、まずはその継承を図っていくとともに、社会情勢や教育界の動向、関係法令等に留意しながら、本学の使命・目的及び教育目的を見直していくべきものと認識している。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料 1-1-1】 湘南医療大学学則
- 【資料 1-1-2】 湘南医療大学大学院学則
- 【資料 1-1-3】 湘南医療大学ホームページ「大学案内（理念、目的等）」掲載ページ
- 【資料 1-1-4】 大学案内パンフレット「湘南医療大学（保健医療学部、大学院）」
- 【資料 1-1-5】 大学案内パンフレット「湘南医療大学（薬学部）」
- 【資料 1-1-6】 大学案内パンフレット「湘南医療大学大学院（保健医療学研究科）」
- 【資料 1-1-7】 2021 年度学生便覧 保健医療学部
- 【資料 1-1-8】 2021 年度学生便覧 薬学部
- 【資料 1-1-9】 2021 年度大学院学生便覧 保健医療学研究科

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、常に具体性と明確性、簡潔性に留意しつつ、学内外での浸透が更に進むよう、学内会議や大学内の掲示物、入学式や学位記授与式、新年度ガイダンス、学生への配布物、受験生に対する大学説明資料（パンフレット）、学生募集要項等の印刷物、大学ホームページ、オープンキャンパス、外部会議等のあらゆる機会において説明・周知を図っていく。

また、社会情勢や教育界の動向、教育関連法令の制定・改正などを常に注視し、変化への対応に関するこれまでの取組を継続していく。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

##### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

##### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学校法人の目的は、「学校法人湘南ふれあい学園寄付行為（以下「寄附行為」という。）」第 3 条（目的）に、大学の目的は大学学則第 1 条（目的）に、大学院の目的は大学院学則第 1 条（目的）に、また、教育研究上の目的については、学部では大学学則第 5 条（学部）第 2 項及び第 3 項に、大学院保健医療学研究科では大学院学則第 5 条（研究科）第 2 項別表 1 において、それぞれ明記されている。

それらの変更については、寄附行為は、理事会で審議・承認される必要があり、また、

大学学則及び大学院学則は、大学の運営管理会議で審議・承認後、更に理事会での審議・承認が必要であり、このように法人及び大学の目的等は、夫々の明記する規定の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教職員の理解と支持を得る仕組みとなっている。

また、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動の中で、新任教員を含めた全教職員を対象にして、大学の使命・目的及び教育方針等の理解を深めるよう研修の場を設けており、その理解と支持に努めている。

### 1-2-② 学内外への周知

大学の使命・理念及び教育目的については、本学の校舎内（エントランス、学生食堂、図書館）や各教室、各研究室へ掲示しているとともに、学生便覧へ明記し学生及び教職員へ周知している。加えて、教職員に対しては、全員が参加する研修会（定期的に開催）における学長講話（毎回実施）や、「本学の理念・目的」をテーマにした研修の実施などにより、周知徹底を図っている。

学外に対しては、大学ホームページや大学案内パンフレット、学生募集要項において、本学の理念や教育目標等を明示・公表し、広く周知しているとともに、保護者に対しては、大学祭とあわせて開催する保護者懇談会（令和 2(2020)年度は大学祭とともに中止）において説明を、地元自治体や関係団体へは会議など機会を見つけて説明に努めている。

更には、入学式の学長式辞や大学の行事における挨拶等においても、本学の基本理念、教育目標等について触れ、内外の関係者の理解を深めるよう努めている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の理念や教育目的に基づき計画的・戦略的視点にたって、学内会議等で教職員との情報共有や意見聴取を行いながら、中期的計画の一環として、本学保健医療学部の完成年度翌年である平成 31(2019)年 4 月に大学院を開設、また、令和 3(2021)年度には薬学部を開設した。

私立学校を取り巻く環境は、一段の少子化により厳しさを増している。学校法人湘南ふれあい学園（以下「本法人」という。）では、本法人が運営する学校（園）が、今後においても地域に必要とされる学校（園）であり続けるため、令和元(2019)年度を初年度とする事業方針を策定し、中長期事業計画立案の指針とした。本法人の中長期事業計画は、令和元(2019)年度から令和 14(2032)年度までを計画期間とし、三期に分け中期事業方針を策定している。第 1 期事業計画期間（令和元(2019)年度～令和 4(2022)年度）において本学は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という建学の理念を踏まえ、地域社会に対して主体性、多様性及び協働性を有する「学修者」の育成を目指した取組みを重点的に推進することとし、令和元(2019)年度の認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）開講に続き、令和 2(2020)年度は認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）を開講し、更には、令和 3(2021)年 4 月での薬学部設置などを計画どおりに進めてきた。今後、本学卒業生をはじめ医療職のキャリアプラン支援事業の充実や、大学院保健医療学研究科博士課程の設置計画の検討などを計画しており、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という理念のもと、「主体性、多様性及び協働性」をテーマに地域に必要とされる大学であり続けるための活動に取り組んでいく。



## 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学の理念に基づく使命・目的及び教育目的・教育目標は、本学が掲げる三つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映され、保健医療学部（看護学科、リハビリテーション学科）、薬学部医療薬学科、大学院保健医療学研究科において、次のとおり定めている。

### (1) ディプロマ・ポリシー

#### ①保健医療学部

保健医療学部では、本学の理念・目的をコアにした学部の教育目的のもと、【資料 F-13】のとおり、6点を基軸とした教育プログラムで、学位授与方針としている。

卒業要件として、看護学科は令和元(2019)年度新カリキュラムで、126単位以上の修得（旧カリキュラム 126単位以上の修得）、リハビリテーション学科は文部科学省・厚生労働省令第四号による理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正により、令和2(2020)年度新カリキュラムから、127単位以上の修得（旧カリキュラム 126単位以上の修得）を明示している。

#### ②薬学部

薬学部医療薬学科では、医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を持ち、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献することを人材養成の目的及び教育研究上の目的に掲げている。この教育目的に基づき、学位授与方針を、【資料 F-13】のとおり定めている。

卒業要件として、総合教育科目では21単位以上（必修科目 15単位及び選択科目 6単位以上）、基礎科目は必修科目 2単位、専門科目は172単位以上（必修科目 169単位、選択科目 3単位以上）を履修し、合計 195単位以上の修得としている。

#### ③大学院保健医療学研究科

大学院保健医療学研究科保健医療学専攻においては、目指すべき人材育成として、「保健医療学の3領域を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療に関わる高度専門知識・技術を有する臨床実践者の養成」と、「臨床的学問探求を培い、地域医療において研究者としての基本的研究手法を修得し、臨床現場（医療施設、保健施設、行政、地域）で高度医療の専門性を生かしチーム医療の中心として貢献できる指導者の養成」を掲げ、この目的を反映したものとして三つのポリシーを策定し、学位授与方針については、【資料 F-13】のとおり定めている。

修了要件として、共通科目から12単位以上（必修科目 8単位、選択科目 4単位以上）、専門科目から10単位以上（選択した特別研究に係る研究領域の特論科目 2単位以上・演習科目 4単位以上）、特別研究科目から10単位を履修し、合計 32単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する修士論文審査及び最終試験に合格することとしている。また、助産師国家試験受験資格を取得する者は、上記に加え、助産学領域の選択科目 13科目 31単位の内、「助産学教育・研究・実践論」科目を除く 12科目 30単位を取得としている。

## (2) カリキュラム・ポリシー

### ①保健医療学部

保健医療学部では、本学の理念・目的をコアにした学部の教育目的のもと、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより多様なニーズに適切に応えられる豊かな人間性を備えた人材を養成するために、本学の理念の理解を深め、実践者となれるよう、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを、【資料 F-13】のとおり定めている。

### ②薬学部

薬学部医療薬学科では、人材養成の目的及び教育研究上の目的を達成するために、カリキュラム・ポリシーを【資料 F-13】のとおり定めている。

### ③大学院保健医療学研究科

大学院保健医療学研究科保健医療学専攻においては、上述のとおり目指すべき人材育成に掲げる目的を反映したものとして三つのポリシーを策定し、カリキュラム・ポリシーは、【資料 F-13】のとおり定めている。

## (3) アドミッション・ポリシー

### ①保健医療学部

保健医療学部では、本学の理念・目的をコアにした学部の教育目的のもと、学科ごとにアドミッション・ポリシーを、【資料 F-13】のとおり定めている。

### ②薬学部

薬学部医療薬学科では、人材養成の目的及び教育研究上の目的を達成するために、【資料 F-13】のとおりアドミッション・ポリシーを定めている。

### ③大学院保健医療学研究科

大学院保健医療学研究科保健医療学専攻においては、目指すべき人材育成に掲げる目的（大学院学則第 5 条第 2 項別表 1）を反映したものとして三つのポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーは、【資料 F-13】のとおり定めている。

## 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、本学では次の教育研究組織を整備している。

### ① 学部

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、現在、保健医療学部と薬学部を設置している。

保健医療学部は、看護学科とリハビリテーション学科（理学療法学専攻と作業療法学専攻）の 2 学科 2 専攻で構成され、入学定員は看護学科 80 人（別に編入学定員 10 人）、リハビリテーション学科 80 人（理学療法学専攻 40 人、作業療法学専攻 40 人）で、看護学科では看護師と保健師の養成を、リハビリテーション学科では理学療法士、作業療法士の養成を行っている。

令和 3(2021)年度 4 月開設の薬学部医療薬学科は、入学定員 130 人で、薬剤師の養成を行う。

## ② 大学院

大学院には保健医療学研究科保健医療学専攻を設置している。入学定員は 12 人で、チーム医療の中心として活躍する高度専門職業人(臨床実践者及び指導者)を養成している。

また、令和 3(2021)年度には、「がん看護専門看護師」課程につき申請を行うよう準備を進めている。

## ③ 看護キャリア開発コアセンター

令和 3(2021)年 4 月に、看護職へのキャリアプラン支援の更なる充実のため、看護実践教育センターを改組・機能強化し設置した。認定看護管理者部門(認定看護管理者教育課程(ファーストレベル・セカンドレベル)、認定看護師部門(認定看護師教育課程(認知症看護分野))、実習指導者養成課程部門(実習指導者講習会(神奈川県))及び特定行為部門(特定行為研修課程)を設け、質の高い看護を実践できるスペシャリストを養成している。

## ④ 臨床医学研究所

平成 30(2018)年 4 月に、「地域に根ざした健康づくり」を軸に据えた医学・医療の研究を通じて、医学の繁栄と医療の質の向上・保障に寄与することを目的に設置した。本学の設置者である学校法人湘南ふれあい学園の母体である「ふれあいグループ」関連病院との連携のもと、医師をはじめとする医療従事者と研究者が協働し医学・医療研究を行い、その成果を社会へ還元する活動を行う。

## ◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-1】 学校法人湘南ふれあい学園寄附行為

【資料 1-2-2】 湘南医療大学学則

【資料 1-2-3】 湘南医療大学大学院学則

【資料 1-2-4】 2021 年度学生便覧 保健医療学部

【資料 1-2-5】 2021 年度学生便覧 薬学部

【資料 1-2-6】 2021 年度大学院学生便覧 保健医療学研究科

【資料 1-2-7】 湘南医療大学ホームページ「大学案内(理念、目的等)」掲載ページ

【資料 1-2-8】 大学案内パンフレット「湘南医療大学(保健医療学部、大学院)」

【資料 1-2-9】 大学案内パンフレット「湘南医療大学(薬学部)」

【資料 1-2-10】 大学案内パンフレット「湘南医療大学大学院(保健医療学研究科)」

【資料 1-2-11】 2022 年度大学入学者選抜学生募集要項(保健医療学部)

【資料 1-2-12】 2022 年度大学入学者選抜学生募集要項(薬学部)

【資料 1-2-13】 2022 年度入学者選抜大学院学生募集要項(保健医療学研究科)

【資料 1-2-14】 学校法人湘南ふれあい学園中長期計画

※「学校法人湘南ふれあい学園 2020 年度事業計画」、「学校法人湘南ふれあい学園 2021 年度事業計画」から抜粋

【資料 1-2-15】 湘南医療大学組織図(令和 3(2021)年 4 月)

【資料 1-2-16】 湘南医療大学ホームページ「看護キャリア開発コアセンター」掲載ページ

【資料 1-2-17】 湘南医療大学ホームページ「臨床医学研究所」掲載ページ

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、大学学則及び大学院学則へ反映・明示され、学内においては各種会議等における審議や情報共有により、役員や教職員へ周知徹底されており、今後とも、会議や研修等を通じて、理解と支持を得ていくよう努めていく。一方、学内外への周知については、受験生や保護者、高校はもとより、地元自治体や関係団体へも積極的にアプローチし、本学への理解が一層進むよう努めていく。

使命・目的及び教育目的の中長期計画や三つのポリシーへの反映は、常に留意していくとともに、本学の使命・目的の達成に向けた最適な教育研究組織のあり方を常に模索し、体制整備に努めていく。

#### 【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目標は、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもとに定め、大学学則及び大学院学則において具体的に明文化されている。

これらは、本学のホームページや大学案内パンフレット、学生便覧等を通じて学内外へ十分に周知し、その理解が進むよう努めている。特に、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念については、学内各所に掲示を行うなどし、教職員と学生への浸透を徹底して図っている。

更には、三つのポリシーへ具体的に反映されているとともに、中長期計画もこれらを踏まえ策定され、大学院開設、薬学部設置、医療職のキャリア支援事業の充実など、本学の理念・目的を踏まえた取組みを、体制整備を図りながら、確実に進めている。

以上のことから、「基準1」を満たしていると判断する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、建学の理念・目的、教育目的に則り、保健医療学部の各学科及び薬学部医療薬学科で入学者受入方針であるアドミッション・ポリシーを、【資料 F-13】のとおり定めている。

また、入学者受入れの方針を周知するため、大学案内パンフレットやホームページ、学生募集要項で建学の理念・目的、教育目的、アドミッション・ポリシーを明示するだけでなく、受験者やその保護者を対象としたオープンキャンパス、入試対策説明会、更には高等学校教員説明会を複数回開催して、詳細に説明を行っている。更に、開学当初から、神奈川県下の高等学校を中心に個別訪問し、説明を行っているが、令和 3(2021)年度から薬学部においては、入試広報担当の職員だけでなく、教員も高校訪問を担当し、本学の理念やアドミッション・ポリシーを明示し、本学の魅力と求める学生像を詳しく説明することとした。

大学院では、教育者研究機関での教育者、研究機関での教育者並びに保健医療に関わる高度専門職業人の養成を目指し、アドミッション・ポリシーを【資料 F-13】のとおり定め、大学案内パンフレットやホームページ、学生募集要項で建学の理念・目的等とともに、アドミッション・ポリシーを明記し、周知を図っている。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、以下のとおり入学試験を実施している。

##### (1) 学部

保健医療学部及び薬学部では、学生募集要項の冒頭に前述のアドミッション・ポリシーを明記し、アドミッション・ポリシーに掲げた資質と能力を測るため、多様な入試区分を設け、評価の多元化を図りながら、入学試験を実施している。

令和 3(2021)年度に実施される令和 4(2022)年度入学者選抜試験の区分は、以下のとおりである。

##### ① 保健医療学部

保健医療学部では、高等学校卒業（見込）者だけでなく、総合型選抜、社会人選抜試験によって社会人や大学又は短大の既卒者を受け入れるための門戸も開けている。

##### 1) 総合型選抜 I 期・II 期

学部が求める学生像に合致した人物を選考するための入試区分であり、専願する受験

生を対象にⅠ期、Ⅱ期の2回実施する。選考方式として「面接」と「基礎学力試験」を設定している。面接については、調査書等の多面的・総合的な評価内容も加えて評価を行う。基礎学力試験は、国語（国語総合〈古文漢文除く〉）、数学（数学Ⅰ）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）の総合問題を行う。

募集人員は、看護学科がⅠ期10人、Ⅱ期若干名、リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）が各専攻ともⅠ期5人、Ⅱ期若干名である。

#### 2) 学校推薦型選抜Ⅰ期（一般公募型・指定校型）・Ⅱ期（一般公募型）

出身高等学校長から推薦された卒業見込の者を対象とする入試区分であり、専願する受験生を対象にⅠ期、Ⅱ期の2回実施する（指定校型はⅠ期のみ）。選考方式として「面接」と「基礎学力試験」を設定している。面接は、調査書等の多面的・総合的な評価内容も加えて評価を行い、基礎学力試験は、国語（国語総合〈古文漢文除く〉）、数学（数学Ⅰ）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）の総合問題を行う。

募集人員は、看護学科がⅠ期・Ⅱ期合計で40人、リハビリテーション学科が各専攻ともⅠ期・Ⅱ期合計で20人である。

#### 3) 一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期

教科の学力試験に基づく入試区分であり、Ⅰ期、Ⅱ期の2回実施する。選考方式として「面接」と「学力試験」を設定している。面接については、調査書等の多面的・総合的な評価内容も加えて評価を行う。Ⅰ期の学力試験の科目は、看護学科では英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）と国語（国語総合〈古文漢文除く〉）を必須科目とし、数学（数学Ⅰ）、理科（化学基礎）、理科（生物基礎）の2教科3科目の中から1科目を当日選択、リハビリテーション学科では英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）を必須科目とし、国語（国語総合〈古文漢文除く〉）、数学（数学Ⅰ）、理科（化学基礎）、理科（生物基礎）の3教科4科目の中から1科目を当日選択する。Ⅱ期の学力試験の科目は、看護学科、リハビリテーション学科ともに英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）、国語（国語総合〈古文漢文除く〉）、数学（数学Ⅰ）の3教科3科目の中から2科目を当日選択する。なお、リハビリテーション学科では、Ⅰ期、Ⅱ期ともに専攻間での第2志望選考が可能となっている。

募集人員は、看護学科がⅠ期18人、Ⅱ期5人、リハビリテーション学科が各専攻ともⅠ期8人、Ⅱ期3人である。

#### 4) 大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期・Ⅱ期

一般選抜とは異なる視点での学力試験に基づく入試区分であり、Ⅰ期、Ⅱ期の2回実施する。本学が指定しているⅠ期とⅡ期の試験科目は、看護学科では【外国語】英語（リーディング）と【国語】国語（近代以降の文章）を必須科目とし、【数学】数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、【理科】生物基礎、化学基礎、物理基礎、生物、化学、物理のうち、基礎を付した科目から2科目又は、基礎を付さない科目から1科目を選択、リハビリテーション学科では【外国語】英語（リーディング）を必須科目とし、【国語】国語（近代以降の文章）、【数学】数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、【理科】生物基礎、化学基礎、物理基礎、生物、化学、物理のうち、基礎を付した科目から2科目又は、基礎を付さない科目から1科目を選択する。

募集人員は、看護学科がⅠ期3人、Ⅱ期若干名、リハビリテーション学科がⅠ期各専

攻とも2人、Ⅱ期若干名である。

#### 5) 社会人選抜

社会人経験を有する者や、大学又は短大を卒業した者あるいは卒業見込の者を対象とする入試区分であり、本学を専願する受験生を対象に総合型選抜Ⅰ期と同日程で行う。選考方式として「面接」と「基礎学力試験」を設定している。面接については、面接のみの評価に係数をかけて現役生と同じ配点となるようにする。基礎学力試験は、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）、国語（国語総合〈古文漢文除く〉）、数学（数学Ⅰ）の総合問題を行う。

募集人員は、看護学科が若干名、リハビリテーション学科が各専攻とも若干名である。

#### 6) 編入学試験

看護学科では3年次編入学生試験を実施している。出願資格は、看護系短期大学（3年課程）を卒業した者又は卒業見込みの者、専修学校専門課程の認可を受けた看護専門学校（修業年限が3年以上の看護系学科で課程の修了に必要な総単位数97単位又は3,000時間以上）を修了した者又は修了見込みの者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る）である。選抜は書類選考、学力試験（英語、専門科目）、小論文、面接の総合的評価で実施し、募集人員は10人としている。

なお、来年(令和4(2022)年)4月からの看護学科の定員増を文部科学省へ申請しており、認められれば、来年度(令和4(2022)年度)入学に係る編入学試験は、廃止する予定である。

## ② 薬学部

薬学部医療薬学科では、社会人選抜試験、編入学試験を除き、保健医療学部と同様の入試区分を設け、入学者選抜を行う。

#### 1) 総合型選抜

学部が求める学生像に合致した人物を選考するための入試区分であり、専願する受験生を対象に1回実施する。選考方式として「面接」（個人面接とグループ討論）と「基礎学力試験」、「小論文」を設定している。面接は、個人面接だけでなく、グループ討論も行い、調査書等の多面的・総合的な評価内容も加えて評価を行う。基礎学力試験は、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）、数学（Ⅰ・Ⅱ・A・B）、理科（化学・化学基礎）の総合問題を行う。小論文では、課題の読解力や生物学的基礎知識に基づく思考につき、的確な表現力と文章構成力を評価する。募集人員は、10人としている。

#### 2) 学校推薦型選抜（一般公募型・指定校型）

出身高等学校長から推薦された卒業見込の者を対象とする入試区分であり、専願・併願の選択が可能で、1回実施する。選考方式として、「面接」と「基礎学力試験」、「小論文」を設定している。面接については、調査書等の多面的・総合的な評価内容も加えて評価を行う。基礎学力試験では、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ／英語表現Ⅰ）、数学（Ⅰ・Ⅱ・A・B）、理科（化学・化学基礎）の総合問題を行う。小論文では、課題の読解力や生物学的基礎知識に基づく思考につき、的確な表現力と文章構成力を評価する。募集人員は、65人としている。

#### 3) 一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期

教科の学力試験に基づく入試区分であり、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と3回実施する。選考方

式として「面接」と「学力試験」を設定している。面接については、調査書等の多面的・総合的な評価内容も加えて評価を行う。学力試験の科目は、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ／英語表現Ⅰ・Ⅱ）、数学（Ⅰ・Ⅱ・A・B）、理科（化学・化学基礎）の総合問題を行う。小論文では、課題の読解力や生物的基础知識に基づく思考につき、的確な表現力と文章構成力を評価する。募集人員は、Ⅰ期50人、Ⅱ期3人、Ⅲ期若干名である。

#### 4) 大学入学共通テスト利用選抜

一般選抜とは異なる視点での学力試験に基づく入試区分であり、1回実施する。本学が指定している試験科目は、【外国語】英語（リスニング含む）と【数学】数学（数学Ⅰ・Ⅱ・A・B）を必須科目とし、【理科】化学、生物、物理から1科目を選択する。募集人員は、2人としている。

## (2) 大学院

大学院でも学生募集要項の冒頭に前述のアドミッション・ポリシーを明記し、アドミッション・ポリシーに掲げた資質と能力を測るため、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人特別選抜の選抜方法を設けて、多様な入学者を受け入れている。全ての選抜方法において学力検査と面接を課すことにより、アドミッション・ポリシーの各項目に沿った選抜を実現している。募集人員は12人で、うち助産学領域は4人である。

本学では、前述のとおり多様な選抜方法により、アドミッション・ポリシーの各項目に沿った、より実効性ある入学者選抜を実現している。

なお、学部においては、入学後の個々人の成績の推移や集計データ、面接記録等の情報を蓄積しており、今後、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が有効に機能しているのか検証を予定している。面接試験については、各学科で、入学者の状況も踏まえ、よりアドミッション・ポリシーに適う評価方法に改善を行っている。大学院では、第1期生が修了した令和3(2021)年3月以降、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が有効に機能しているかを検討している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

保健医療学部での過去4年間の志願者数は、次のとおり、いずれの年度も入学定員を上回っており、志願倍率は4～6倍を維持している。志願倍率を学科専攻ごとに見ても、看護学科、リハビリテーション学科2専攻とも、入学定員を上回っている。

学 科	専 攻	区 分	2018年度 入 学 者	2019年度 入 学 者	2020年度 入 学 者	2021年度 入 学 者
看 護		入学定員	80人	80人	80人	80人
		志願者数	536人	516人	482人	378人
		志願倍率	6.7倍	6.5倍	6.0倍	4.7倍
リハ ビ リ テ ー	理 学 療 法 学	入学定員	40人	40人	40人	40人
		志願者数	266人	269人	276人	192人
		志願倍率	6.7倍	6.7倍	6.9倍	4.8倍



湘南医療大学

シヨン	作 業 療法学	入学定員	40 人	40 人	40 人	40 人
		志願者数	137 人	84 人	103 人	110 人
		志願倍率	3.4 倍	2.1 倍	2.6 倍	2.8 倍
学部合計		入学定員	160 人	160 人	160 人	160 人
		志願者数	939 人	869 人	861 人	680 人
		志願倍率	5.9 倍	5.4 倍	5.4 倍	4.3 倍

※看護学科における編入学試験除く

保健医療学部の過去 4 年間 における入学定員に対する入学者の比率は、看護学科 1.01～1.06、リハビリテーション学科理学療法学専攻 1.00～1.13、リハビリテーション学科作業療法学専攻 1.03～1.08 となっており、入学定員に対する入学者の比率の適切な管理に努めている。(作業療法学専攻は、第二志望専攻を含んだ志願者数・入学生数)。

学 科	専 攻	区 分	2018 年度 入 学 者	2019 年度 入 学 者	2020 年度 入 学 者	2021 年度 入 学 者
看 護		入 学 定 員	80 人	80 人	80 人	80 人
		入 学 者 数	85 人	84 人	82 人	81 人
		定員充足率	1.06 倍	1.05 倍	1.03 倍	1.01 倍
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	理 学 療 法 学	入 学 定 員	40 人	40 人	40 人	40 人
		入 学 者 数	43 人	45 人	40 人	43 人
		定員充足率	1.08 倍	1.13 倍	1.00 倍	1.08 倍
	作 業 療 法 学	入 学 定 員	40 人	40 人	40 人	40 人
		入 学 者 数	43 人	41 人	41 人	41 人
		定員充足率	1.08 倍	1.03 倍	1.03 倍	1.03 倍
学部合計		入 学 定 員	160 人	160 人	160 人	160 人
		入 学 者 数	171 人	170 人	163 人	165 人
		定員充足率	1.07 倍	1.06 倍	1.02 倍	1.03 倍

※看護学科における編入学試験除く

一方、設置認可が開設前年度(令和 2(2020)年度)10 月となった薬学部では、定員 130 人に対し志願者数 111 人(志願倍率 0.85)、入学者 34 人(入学定員充足率 0.26)と、定員割れとなった。

平成 31(2019)年 4 月開設の大学院では入学定員を 12 人とし、令和元(2019)年度入学者で志願者 12 人(志願倍率 1.00 倍)、入学者 11 人(入学定員充足率 0.92 倍)、令和 2(2020)年度入学者で志願者 8 人(志願倍率 0.67 倍)、入学者 8 人(入学定員充足率 0.67 倍)、令和 3(2021)年度入学者で志願者 9 人(志願倍率 0.75 倍)、入学者 8 人(入学定員充足率 0.67 倍)と推移しており、概ね適正なものとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-1】2022 年度大学入学者選抜学生募集要項(保健医療学部)

【資料 2-1-2】 2022 年度大学入学者選抜学生募集要項（薬学部）

【資料 2-1-3】 2022 年度入学者選抜大学院学生募集要項（保健医療学研究科）

【資料 2-1-4】 湘南医療大学入学者選考規程

【資料 2-1-5】 湘南医療大学教授会規程

【資料 2-1-6】 湘南医療大学保健医療学研究科委員会規程

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項への掲載、定期的の実施しているオープンキャンパスなどを通して、引き続き、受験生、保護者、高校関係者をはじめ広く周知していくことに努めるとともに、本学のアドミッション・ポリシーに、より合致した学生を確保できるよう、入試方法も適宜見直していく。なお、令和 4(2022)年度学生募集に向けて、看護学科ではアドミッション・ポリシーの見直しを、リハビリテーション学科においては、理学療法学専攻・作業療法学専攻別のアドミッション・ポリシーの策定に向けて、検討を進めている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、入試判定会議及び学部教授会又は保健医療学研究科委員会で合格者を判定する際に各入学試験区分の募集定員を必ず確認のうえ、辞退者数及びその割合を過去のデータを基に予測し、適切な学生受入れ数になるように合否のボーダーラインを審議、設定している。その結果、令和 3(2021)年度入学者の入学定員充足率は、保健医療学部においては、看護学科 1.01、リハビリテーション学科理学療法学専攻 1.08、リハビリテーション学科作業療法学専攻 1.03 と、適切な学生受入れ数を維持できている。一方、薬学部については、入学定員充足率 0.26 倍といった結果であった。定員を下回った主な原因として、コロナ禍の影響で文部科学省による学部設置認可が大幅に遅れて 10 月 23 日となり、このため認可後まで学生募集要項の公表を含めて入試広報活動が全くできなかったことが大きな要因として挙げられる。この時期には各高等学校において指定校推薦枠を利用する学生は既に確定しており、指定校推薦の時期を逸していたが、薬学部の学校推薦選抜試験の定員枠を当初計画した 65 名として募集したため、結果的に推薦選抜枠をほとんど充足することができなかったことも一因となっている。今年度（令和 3(2021)年度）からは、適切な時期に推薦選抜のための指定校の選定と高校訪問による薬学部の認知度向上を図るとともに、オープンキャンパスや入試説明会の開催、各種入試関連雑誌・新聞や WEB を通じた入試広報活動などの対策を講じ、定員の確保に努めていく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学部での学生への学修及び授業の支援に関しては、教育課程編成等を所管する教務委員会や、学生相談や経済的支援等を所管する学生支援委員会を、月1回を基準として開催するとともに、学生のキャリア形成、国家試験対策及び就職活動等をサポートするキャリア支援センターを設置し、教員と職員が協働しながら全学的に取り組んでいる。また、チューター制度（リハビリテーション学科では、令和2(2020)年度までは学年1クラスの担任制）を中心として、オフィスアワーの実施や、個別面談、学年別ホームルームの開催など個々の学生に応じたきめ細かな指導ができる体制下で、支援に取り組んでいる。成績不振の学生には個別の面接・支援・指導を、チューター教員その他の教員が綿密・頻回に行っている。家庭の事情、経済状況なども含め学修に係る事柄では、教員と事務職員が協働し、更に課題に応じて全学的に解決に取り組んでいる。

令和元(2019)年末から海外において新型コロナウイルス感染が発生し、令和2(2020)年度はその対策のため行動の制約（緊急事態宣言など）があった中で、前期はゴールデンウィーク後から manaba(クラウド型教育支援サービス)による WEB のガイダンスを行い、WEB での授業を開始した。同年6月から一部対面授業を再開し、7月からは1コマ45分の短縮授業ではあったが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら対面授業を再開した。後期も引き続き、分散授業などの感染対策を徹底しながら、ほぼ平常通りに授業を実施した。以下に具体的な学修及び授業の支援について説明する。

### ① 入学前教育

入学後の学修を円滑に進めていく目的で実施している。直近の令和3(2021)年度入学者については、保健医療学部では、総合型選抜及び学校推薦型選抜の入試合格者（135人）に対して、薬学部では全入学者（34人）に対して、基礎的な知識の修得と、大学での学修に向けた動機付けを図るため、実施した。

#### 1) 保健医療学部

2 学科ともインターネットを介した通信教育を行い、学生各自の学習進度に合わせて担当教員が各学生に対して WEB によって指導する体制を採っている。そのほか、各学科専攻でオリジナルの課題を準備している。看護学科では、大学教養基礎講座「医療学生のための国語力入門」の課題提出、添削指導等による通信教育（10回）と、大学での学び方のミニ講義や仲間づくり等を来学で1回実施した。リハビリテーション学科理学療法専攻では、入学後の大学教育へのスムーズな導入を図るため、課題図書感想文提出や、今後使用する漢字語句の学習を課している。リハビリテーション学科作業療法専攻では、入試合格後から入学までの期間に自学研鑽した活動体験を、入学後に提出させ、自己の啓発的認識を高めさせ、大学教育に適切に導くようにしている。

#### 2) 薬学部

特に重要な「英語」、「数学」、「化学」、「物理」及び「生物」について、オンライン講座を各8回開催し、配布教材を用いた学習とともに、各回での確認テストを行った。また、講座終了後には、担当教員によるフィードバックと総括として双方向オンライン授業を実施した。

## ② オリエンテーション

### 1) 新入生オリエンテーション

医療系大学においては、膨大な医学・医療に係る知識の理解が必須であることを認識するために、必要な基本事項を理解するための企画である。意欲的に取り組み、希望を実現する大学生活への円滑な移行を支援するため、十分な計画立案のもと、教員と職員が協働し準備している。ただし、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策で入学式と対面によるガイダンスが中止となった。学生生活全般、図書館やパソコンルームなどの学習支援施設、本学独自の奨学金、4 年間における授業の構成と相互関連、履修登録など学修に関わること、健康管理（健康診断、予防接種、保健・医療受診）、学生保険、将来の実習で接する患者及び自身の生活安全についてなど、manaba を用いたガイダンスを実施し、随時、学修及び学生生活に必要な情報を提供している。

### 2) 在学生オリエンテーション

在学生に対しても、manaba を用いて教員と事務職員の協働のもと、各学年開始時に実施し、履修登録、学生生活等について具体的方法・注意点を学年の特徴を踏まえて説明し、学生生活等について成果をあげるための具体的方法・注意点を述べている。なお、令和 2(2020)年度の履修登録は、緊急事態宣言のため大学への登校ができなかったので、manaba を用いて実施し、学生が確認する方式をとった。

## ③ 年間を通じた学修支援

看護学科は学生 20 人程度に対して 2 人のチューター教員、リハビリテーション学科は学生 7~9 人程度に対し 1 人のチューター教員を配置して、事務職員との協働により、履修科目登録・履修状況、経済状況を含む家族的事柄、奨学金、アルバイト、学修、学生生活、健康などについての悩み相談、成績不振に潜む学習障害の問題、心身の障害を持つ学生に対する学習の支援、休学、復学、退学、その他の広範囲な事項に渡って、学修支援と学生生活支援を常時行っている。教員は学科・専攻別に定期的に会議を開催し、全教員が適宜問題を共有し、連携協力して解決に当たっている。

また、成績不良者の保護者を対象に、必要に応じ電話での連絡や個別面談を実施し、教員及び事務職員と保護者との連携による支援にも努めている。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策の関係で中止となったが、大学祭で保護者が訪学する機会を活用し、保護者と教員が学生の情報交換を実施し、保護者に学生生活を理解してもらうとともに、学修指導に活用している。

## ④ 相談室（カウンセリング室）の設置

様々な悩みを抱える学生に適切な支援を行うため相談室(カウンセリング室)を設置し、学業や友人関係、教員との関係、健康、将来の目標など、多様な相談に応える体制を整備している。令和 2(2020)年度の相談は、21 件（うち 6 件は教員からの相談）であり、相談内訳は「心理・性格」、「健康」、「学習」、「進路」、「家族」、「金銭」など様々であった。学生の休学や退学に対しては、そうした事態に至らないよう、必要に応じカウンセラーによるカウンセリングを提案し、教職員が相談室と密に相談しながら指導にあたるなど、対応に努めている。

## ⑤ シラバスの充実

学部においては、教務委員会を中心にシラバス作成基準を作成し、教務委員会と科目責

任者が協働してシラバスを作成し、学生への学修情報提供を行っている。全ての授業科目について、到達目標、事前・事後学習の内容、課題に対するフィードバックの方法、及び成績の評価基準を明記するとともに、令和 2(2020)年度からディプロマ・ポリシーとの関連を明記するようにして、学生がシラバスを参照することで学業が円滑に進められるように整備した。また、アクティブ・ラーニングの内容と方法についても明記し、授業方法がイメージしやすくなるようにした。

大学院においても、全ての授業科目において、授業概要、到達目標、詳細な授業内容と担当者、評価方法と評価基準を明確に示している。

## ⑥ 初年次教育

学部では、大学での学び方と学修に必要なツールの活用方法を修得させることを目的に、新入生の学修ガイダンスを実施している。

授業について、看護学科では、令和元(2019)年度からの新カリキュラムの改訂に伴い、初年次教育として「看護基礎ゼミ」という科目を設けた。内容は、大学で学ぶために必要なスタディ・スキル、アカデミック・スキルの演習であり、聴く、調べる、討議する、読む、書く、伝えるなどの学習スキルをグループワークや個人ワークを通して学ぶ。Word 文章作成ではコンピュータの管理を担当する事務職員が、図書館利用では司書が参画し実施した。「看護基礎ゼミ」終了後は、チューターがこれを引き継ぎ、1年間を通して文献検索やレポート作成技術等を学ぶ機会を計画し実施した。令和 2(2020)年度における「看護基礎ゼミ」は、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急事態宣言で登校できない間は、manaba によるプロジェクト学修で自己紹介を行ったとともに、「不安への対応」としてチューター教員が電話で学生一人ひとりから話を聴いた。緊急事態宣言解除後の6月からは、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、例年同様ゼミ形式も併用して展開した。

リハビリテーション学科でも、理学療法学専攻では「理学療法教養基礎」を、作業療法学専攻では「作業療法基礎 I A」により、大学で学ぶためのスタディ・スキル、アカデミック・スキルを修得するための教育を行っている。大学での学修の仕方、パソコンやインターネットの利用方法や注意点、図書館の利用方法などの初年次教育を丁寧に行っている。

## ⑦ 学年別実習ガイダンス

看護学科では、1年次、2年次及び3年次の臨地実習前に、臨地における学修の心構えと学び方、関連するルールについて、学科独自に作成した臨地実習ガイドラインを用いて説明し、学生が学修目的への到達を目指して実習に向けて準備することを支援している。教員は教育目的・目標、単位認定、学修者としての基本的な姿勢とルール、健康管理、災害発生時の対応等に加え、令和 2(2020)年度からは、「看護学実習における COVID-19 感染対策マニュアル」を作成し、健康チェック表も改訂し、感染予防を徹底して臨床実習に臨むこととし、新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備えた説明を実施している。

リハビリテーション学科では、理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに実習ガイダンスを実施しており、1年次の見学実習、3年次の評価学実習、4年次の「総合臨床実習 I」及び「総合臨床実習 II」に向け、各臨床実習の学修目的、学内教育との関連性、単位認定と評価方法、医療現場での心構え、情意レベル・精神運動領域等の他に感染予防を含めた健康管理、リスク管理について説明し、実習施設への交通定期券の申請方法などを解説し、臨床実習が所期の目的を達成できるよう学生支援を図っている。

また、事務職員は、実習場への通学定期等の証明書や承諾届に関する説明を実施し、実習が円滑に行われるよう支援を行っている。

#### ⑧ 休学者、退学者への指導

休学者は、その兆候を受講態度、授業欠席、試験不合格などで示す場合が多く、教員間の意思疎通を密にし、早期に兆候をつかみ、チューター教員が中心になって学生と個人面談を行うとともに、必要に応じて科目担当教員、学科長、専攻長も面談を複数回行い、状況によっては学生相談室のカウンセラーによるカウンセリングも提案しつつ、関係者相互で密に相談・指導し、休学に至らないように努めている。しかし、休学が現実のものとなる可能性が高まれば、適宜、保護者との面接を行い、学生の真の希望に沿って、奮起して学修を継続するか、休学するか意思決定を図っている。話し合いの結果、休学ではなく進路変更に至る際には退学となる場合もあるが、一連のプロセスに事務職員も適宜加わり協力して対応し、可能な限り入学時に抱いていた医療職に就きたいという思いを実現すべく、学生を卒業まで導くよう努めている。

休学者や退学者については、教授会において慎重に審議しており、その際には、チューター教員から作成された報告書に基づき、経緯等を報告することとしており、その後のきめ細かな指導等に役立っている。休学期間終了に伴う復学、進路変更等は、学生と保護者の意思を尊重して対応している。

#### ⑨ オフィスアワー制度

各授業科目に関する相談は、全教員が、各々シラバスに記載したオフィスアワーをもとに学生に対応している。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、シラバスや専任教員の問い合わせ先を manaba で配信し、例えば、看護学科では、チューター担当学生に対して manaba や電話、メール等で細やかに連絡をとり、緊急事態宣言の期間や対面授業が始まって以降も随時学生対応に努めた。

#### ⑩ 出欠席管理

出欠席管理システムを導入し、これにより学生の授業への出席状況を把握している。欠席が多くなることが、学修内容の不足、学生の休学、退学に繋がることもあるので、これらの学生を呼び出し、面談を行い、科目の受験資格がなくなるように、また、休学、退学に進行しないように、教員と事務職員が協力して対応を行っている。

#### ⑪ 国家試験対策支援

令和 2(2020)年度の取組みとして、看護学科は、1 年次は 9 月に国家試験の重要性についてガイダンスを行った。2 年次は学生が自身の知識レベルを知り国家試験の意識高揚と学習計画の基礎固めを目的に、業者模擬試験を 2 回(12 月・2 月)実施し、2 月の模擬試験で正答率の低かった問題の振り返りを manaba でレポート提出させ、チューターが指導した。3 年次は業者模擬試験を 2 回(8 月・2 月)実施し、更に 2~3 月の期間に国家試験に準じた問題を週に 10 問×6 週間実施し、問題の振り返りを manaba でレポート提出させ、チューターが指導した。4 年次は、国家試験対策ガイダンスを 2 回(6 月・9 月)、業者模擬試験を 7 回、国家試験対策講座を 16 コマ、解剖学担当教授による特別講義を 12 コマ、看護学科教員による特別講義を 18 コマ実施した。また、学修支援が必要な学生を中心に、12 月から 1 月にかけて特別講義を企画・実施した。

リハビリテーション学科理学療法学専攻は、1 年次は成績不良者にフォーカスし生理学、

解剖学の自己学習用のテキストを配布しフォローした。2年次は専門科目が増えたことで講義内に国家試験の過去問題に触れながら年度末に3年次と同様の専門基礎科目の模試(解剖学・生理学・運動学)を実施した。3年次はゼミ形式の学習と担任教員(令和3(2021)年度からチューター制へ変更)による過去問題の解答、2月末に業者の基礎模擬試験(解剖学・生理学・運動学)を実施した。4年次は臨床実習終了後、業者による特別講義(解剖学・生理学・運動学・臨床医学)を受講し、業者による模擬試験と過去問の計15回実施し、ゼミ単位で学習フォローを行い、成績不良者には集中し対応した。

リハビリテーション学科作業療法学専攻は、1年次・2年次は三科目模擬試験を2月に実施し、毎週1回実施するホームルームにて、クラス担任教員(令和3(2021)年度からチューター制へ変更)を中心に学生の資質向上を図るため、自学自修の勉強会を実施し、結果のフィードバックと個別対応を行った。3年次はゼミ形式の学習と担任教員による過去問題の解答を行い、業者の専門基礎科目模擬試験(解剖学・生理学・運動学)とオリジナルの業者模擬試験を実施した。4学次は夏合宿にて、基礎科目(解剖学・運動学・生理学)の強化を行い、成績に対応して臨床医学についても学習を促した。臨床医学は11月末を到達目標とし、その後は専門科目と基礎科目を並行して学習する指導を行った。指導は個別担当制を導入し、進度や学生のレベルに応じた対応を行い、週に1回の国家試験担当者のミーティングで情報共有を行った。模擬試験はオリジナル模擬試験10回、全国模擬試験3回実施し、学生との個人面談時に到達度の確認、フィードバック、学習の疎外因子の確認を行った。

令和2(2020)年度国家試験の結果(新卒者)は、看護師合格率95.8%(91/95人)、保健師合格率92.3%(12/13人)、理学療法士合格率94.4%(34/36人)、作業療法士78.4%(29/37人)であった。合格率が全国平均を下回った試験もあり、成績不良など支援が必要な学生を早期に把握し、大学での個別指導を徹底していくとともに、保護者の理解と協力を得るための面談も実施し、合格率100%を目指した対策を強化していく。

## ⑫ 保護者懇談会・個別相談

看護学科では毎年度、1～4年次の学生と保護者を対象に、大学祭の看護学科教員企画として、教員と職員の協働により、保護者懇談会及び個別相談を実施し、看護学科の教育の方向性や考え方について保護者の理解を得るとともに、大学生活や学業上の課題等について保護者と教員が共有し、より質の高い大学教育の実践に向けて意見交換を行ってきた。また、リハビリテーション学科でも、大学祭に合わせて保護者懇談会の案内をし、学科の教育方針の共有と各学年の担任による個別面談を継続的に行ってきた。しかしながら、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により大学祭とあわせて中止となった。

## ⑬ 大学院

大学院における学修支援では、適切な研究領域の選定と学生の研究遂行を指導する研究指導教員の配置を行っている。具体的には、入学試験受験申込前に指導を希望する教員との直接の事前受験相談を経て、受験時に学生の研究領域の選択を行うことを原則としている。事前受験相談では、以下に提示しているとおり、学生が学びたい研究内容と指導を受けたい教員の専門領域との一致性や、その指導教員の研究指導方針及び方法を学生へ説明し確認を行い、入学後のミスマッチを防いでいる。

<事前相談内容>

- ・ 大学院で学びたい研究内容やテーマとその研究指導教員の専門領域の一致性
- ・ 研究指導教員の研究指導方針及び方法
- ・ 研究指導教員の授業時間帯や必要となる出席時間数の目安
- ・ 履修の全体的なイメージ
- ・ 在職者であれば、勤務と受講の両立の可否
- ・ その他本大学院に関わる事項

この事前受験相談時に調整した学生の研究の方向性と受験の際の面接試験内容を充分考慮し、各教員の研究分野との適合性も鑑みて、常に適切な研究指導教員と副研究指導教員とをそれぞれ配置するように取り組んでいる。研究指導教員は、研究課題の選定及び研究計画書の作成から修士論文作成までの全ての過程に対して指導責任を持ち、副研究指導教員は、研究指導教員と連携を取りながら、履修指導及び研究指導を補助する。更に、研究指導教員の役割を、

- 1) 学生と協議し研究課題を設定する。また、研究・教育に必要となる授業計画や研究の基盤となる専攻共通科目など個々の学生の目的に適した授業科目が履修できるように助言、指導をする。
- 2) 研究計画を学生と検討して、教育研究計画を立てる。
- 3) 学生の理解度、進行度等について学期ごとに評価を行う。
- 4) 副研究指導教員と協力して特別研究の指導を行う。
- 5) 修士論文の執筆要領、論文完成までのプロセスを学生に示し、かつ研究過程において適宜指導を行うことにより、学生が将来、高度専門職業人として、自らが独自の研究を推進できるよう配慮する。

と定め、緊密な学修支援を行っている。

## 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、TA(Teaching Assistant)制度については、大学院開設が平成 31(2019)年 4 月であり、まだ設けていないものの、次のとおり体制を整備し、学部における学修支援体制の充実を図っている。

### ① チューター制（令和 2(2020)年度までリハビリテーション学科では担任制）

本学の学部では、学生一人ひとりへのきめ細やかな学修支援を継続して行うため、チューター制を導入している。チューター教員は、担当する学生を入学から卒業まで受け持ち、科目担当教員、専攻長、学科長等とも密に連携を図りながら、学生個々人の修学・生活の支援に取り組む。以下に各学科における取組みを説明する。

#### 1) 保健医療学部看護学科

看護学科では、チューター制を導入している。学年ごとにチューター教員を決め、1 年次は初年次教育、2 年次は特に基礎知識の学修、3 年次は臨地実習、4 年次は国家試験対策と就職活動を主な課題として、共通認識を持ちながら、学生へのサポートを行っている。

#### 2) 保健医療学部リハビリテーション学科

リハビリテーション学科では、理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに、学年 1 クラスとした担任制により支援を行ってきたが、国家試験対策や学修・生活支援での個別指導体制を強化するため、令和 3(2021)年度からチューター制へと変更した。担任制では、担任



と副担任の2人が学年全体を担当していたが、チューター制では、学生7～9人で編成したグループごとにチューター教員を配置し、個々の学生への支援を担っている。看護学科同様、1年次は初年次教育、2年次は基礎学力向上・知識定着の学修、3年次は実習、4年次は国家試験対策と就職活動を主な課題とした共通認識のもと、学生へのサポートを行う。

### 3) 薬学部医療薬学科

令和3(2021)年4月開設の薬学部医療薬学科では、学年別チューター制で教員(基礎系と臨床系)を配置し、学生の学修・生活支援を行っている。

#### ② オフィスアワー制度

各授業科目に関する相談は、全教員が、各々シラバスに記載したオフィスアワーをもとに学生に対応している。

#### ③ 休学者、退学者、留年者への対応

休学者と退学者については、チューター教員が中心となり、専攻長、学科長も含め、届提出の前に頻回に保護者を含めた個別面談を行い、状況の確認・今後の方針と具体的対策について助言しながら対応を行っている。

留年者についても、チューター教員が、科目担当教員等と連携しながら、個別面談により現況と今後のことについて助言しながら対応を行っている。

休学や退学、留年の状況は、教授会で審議・報告されている。令和2(2020)年度の保健医療学部の休学率は2.8%(19/690人)、退学率は2.2%(15/690人)、留年率は3.8%(26/690人)であり、低い水準と認識している。

#### ④ 障害のある学生への支援

チューター教員、保健担当教員及び学生支援委員会委員が協力し、心身に障害のある学生への支援を行っている。心身の理由により学生生活を送る上で不安なことや配慮が必要なことの有無について、チューター教員が入学時初回面接時に全学生に聴取し状況を把握し、申出のあった学生に対しては、チューター教員と学生支援委員会委員や保健担当教員が連携して、支援策を講じている。

障害が疑われる学生への配慮としては、何らかの障害や疾患などが背景にあり、修学面や大学生活での問題やつまずきなどを抱える学生に、必要とされる配慮・支援の提供を行っている。例えば看護学科では、国家試験対策、学生のキャリア形成、カウンセリングなどの支援を専任教員が兼務し業務にあたっている。特に国家試験受験やキャリア形成に向けて精神的な支援が必要な学生については、精神看護学領域の教員がチューター教員と連動しながらカウンセリング活動や支援を行っている。これまでの事例としては、対人緊張が強い学生に対して精神科医と相談をしながら、処方薬の使用や緊張場面での対処方法の相談などを支援した。また、大学入学前は特別な配慮の必要性を感じてこなかった場合でも、大学という異なる環境に入ることにより修学に困難を抱えるケース、事故や疾患による学生生活上の問題の発生、学年進行に伴う学修内容の高度化によるつまずきなどが、生じることもある。困りごとが生じたときは、チューター教員、学生サポートセンター、学生相談室カウンセラー等に相談できるよう体制を整えている。

身体に障害や聴覚障害のある学生については、これまで、学内移動方法の配慮や遠隔授業制度の活用、補聴機器の活用や座席配置の配慮などの対応を行い、健常者と同様の学修効果を確保してきた。

大学院については、研究指導教員と学生が、ともに年度初めに2年間の授業科目と履修計画を相談しながら作成している。令和2(2020)年度は、コロナ禍における登校制限及び臨床研究フィールドにおける活動制限などを余儀なくされたため、Zoomなどを活用した面談を行い、コロナ禍による研究活動の制限や学修環境の変化など身上把握をした上で、個々の学生の学修環境に応じたきめ細かい指導を行った。具体的には、臨床研究データ数の不足に対して、ナラティブな論理的思考による論文校正への変更を指導し、研究計画の一部変更を学生とともに検討するなど、学生が従前のように実践的及び論理的アプローチを経験し、学究的視点を養えるように配慮した。また、昼夜とも適切な日・時間帯にZoomなどを活用した遠隔研究指導を行うと定め、研究指導教員は、学生の修士論文研究開始までに授業科目の進捗状況や問題点について、定期的に学生と話合いの機会を設けた。なお、問題がある場合には、研究指導教員が組織的に個々の学生の必要に応じて、自発的な成長支援を行う。その他、社会人学生とのコミュニケーションは、インターネットなどを通じて密に行うことで、学生からの履修上や研究上の相談にきめ細かく対応すると定めている。更に、大学院での学修を希望する社会人学生の学修機会を拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修して学位が取得できるように、大学院設置基準第15条による長期履修制度を採用している。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-1】 湘南医療大学教務委員会規程

【資料 2-2-2】 湘南医療大学学生支援委員会規程

【資料 2-2-3】 2021年度湘南医療大学チューター一覧

【資料 2-2-4】 カウンセリング室 2020年度活動実績報告

【資料 2-2-5】 SYLLABUS 授業概要 2021年度 保健医療学部看護学科

【資料 2-2-6】 SYLLABUS 授業概要 2021年度 保健医療学部リハビリテーション学科

【資料 2-2-7】 SYLLABUS 授業概要 2021年度 薬学部医療薬学科

【資料 2-2-8】 SYLLABUS 授業概要 2021年度 大学院保健医療学研究科

【資料 2-2-9】 2021年度オフィスアワー(保健医療学部、薬学部、大学院保健医療学研究科)

#### (3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

学修の進まない学生に対しては、チューター教員、科目担当教員、専攻長、学科長が連携し、綿密に個別の学修支援を行っているが、学科全体を通じて三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を基に、入学から修了までの学修評価を実施し、カリキュラム評価にもつなげながら、適切な学修となるような仕組みを検討する。

中途退学、休学及び留年への対応については、チューター教員、カウンセラー等により相談・指導体制を整えているものの、中途退学、休学及び留年をする学生の個別の情報蓄積とその分析により、再発を防ぐ対策を検討していく。

障害のある学生への配慮については、これまで同様、個々の学生に合わせた学修環境の調整に努め、必要とされる配慮・支援の提供を行っていく。オフィスアワー制度について

は、現状どおり継続していく。

国家試験対策については、保健医療学部の両学科とも、4年次の国家試験合格を目標として、1年次から順次計画的に模擬試験を受験させ、国家試験受験に対する意識を持たせるとともに、結果に対してきめ細かい指導を行い、学習効果が上がるよう今後とも改善を図りながら、取り組んでいく。

大学院では、研究指導教員が中心になって、入学前ガイダンス、研究課題の決定、研究計画の立案及び指導、研究の遂行、修士論文の作成を支援する体制を構築しているが、完成年度の令和3(2021)年3月以降に、改善・向上方策の検討を行うこととしている。

なお、TA制度については、今後の大学院生の在籍状況や意向を鑑みながら、制度設計を検討する。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、入学してきた学生を4年後又は6年後に国家試験に合格させ、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、薬剤師といった医療専門職として、それぞれが目標とする職業に就かせることを目指している。以下に開学後7年目を迎えた保健医療学部における取組を説明する。

保健医療学部では、「①保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。」、「②他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる、豊かな人間性を備えた人材を育成する。」、「③主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成する。」を教育目的とし、その目的を達成するために教育課程内外で、次のとおりキャリア教育を実施している。

#### ① 教育課程におけるキャリア教育

実習は、大学を卒業すると同時に医療職に就く際の社会的・職業的自立に大きく影響を与えるものである。また、学外の施設において実習を行うことは、学生自身の職業観、倫理観を育成するためにも、重要なカリキュラムの一つであり、本学では実習もキャリア教育の延長上にあるものと捉えている。

本学の設置母体であるふれあいグループは、多数の病院や介護老人保健施設等を擁している。このことは、実習施設だけでなく、就職先の選択肢を多く確保できるという側面もあり、親身なキャリア形成支援の体制が確立されていると認識している。

なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、短期集中での実施や学内実施とした実習があった。

〔臨地実習の概要（看護学科）〕

実習科目	学年	単位	実習施設
基礎看護学実習Ⅰ	1年次後期	1	病院
基礎看護学実習Ⅱ	2年次前期	2	病院
成人看護学基盤実習	2年次後期	1	病院
成人看護学実習Ⅰ（急性期）	3年次後期	3	病院
成人看護学実習Ⅱ（慢性期）	3年次後期	3	病院
老年看護学実習Ⅰ	2年次前期	2	病院、介護老人保健施設等
老年看護学実習Ⅱ	3年次後期	1	病院、介護老人保健施設等
老年看護学実習Ⅲ	3年次後期	3	病院、介護老人保健施設等
小児看護学実習	3年次後期	2	病院、幼稚園
母性看護学実習	3年次後期	2	病院
精神看護学実習	3年次後期	2	病院、社会復帰施設
在宅看護学実習	4年次前期	2	訪問看護ステーション、施設等
統合実習	4年次前期	2	病院、各種施設等

〔臨床実習の概要（リハビリテーション学科）〕

【理学療法学専攻】			
実習科目	学年	単位	実習施設
見学実習（理学療法）	1年次前期	1	病院
評価学実習	3年次後期	4	病院、介護老人保健施設等
総合臨床実習Ⅰ（理学療法）	4年次前期	7	病院、介護老人保健施設等
総合臨床実習Ⅱ（理学療法）	4年次前期	7	病院、介護老人保健施設等

【作業療法学専攻】			
実習科目	学年	単位	実習施設
見学実習（作業療法）	1年次前期	1	病院
検査・測定実習	3年次前期	2	病院
評価実習	3年次後期	4	病院、介護老人保健施設等
総合臨床実習Ⅰ（作業療法）	4年次前期	8	病院、介護老人保健施設等
総合臨床実習Ⅱ（作業療法）	4年次前期	8	病院、介護老人保健施設等

卒業までのキャリア支援の方針・方法等については、大学全体で段階的に整えている。教育課程もそのように編成しており、キャリア支援に直接繋がる科目として、上記実習科目に加えて、看護学科では「キャリア形成論」、「インターンシップ」を設けている。両科目とも、専門科目や実習で学びを積んだ学生が、職業選択や専門職として将来を展望でき

るような学修内容となっている。

「キャリア形成論」は、広い専門分野での経験を有する教員からキャリア理論・キャリア発達などの理論や、学生自ら自己概念を明確化し、キャリアデザインを描き、プレゼンテーションを行うまでの学修をする。

「インターンシップ」は、学科長を科目責任者とし教授数名が加わり、アクティブ・ラーニングを中心とした授業構成にしている。インターンシップ体験を活かし、自らの職業選択に繋がる学修をする。

## ② 社会的・職業的自立に関する支援体制

令和元(2019)年度に、キャリア支援センターを設置し、チューター教員との連携を図りながら、進路についての個別相談や履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接等の支援など体制整備を行い、社会的・職業的自立に関する支援が円滑に実施できるように、協力体制を構築している。

毎年、看護学科、リハビリテーション学科別に、各学年の学生を対象として、キャリアガイダンスを実施している。このキャリアガイダンスでは、看護師、理学療法士、作業療法士となった卒業生から、医療現場での勤務の実情、キャリアプランの考え方、学生へのアドバイス等の講演や就職活動支援としての研修会を行っている。

看護学科では、就職・進学に対する相談・助言を効果的に行うために、就職試験・面接に向けてのガイドブックを作成し、チューター制によるきめ細かな指導を実施している。

その他、看護学科及びリハビリテーション学科では、国家試験対策に重点を置いている。意識づけを行うために、早い段階から国家資格を取得する意義や国家試験の状況を説明し、低学年から模擬試験等の対策を実施している。4年次には、模擬試験や国家試験対策としての講義を複数回行い、模擬試験の結果にあわせて個別の学修支援を行っている。更に、学生へのアンケートを実施し、対策の成果について検証している。このような効果的な対策により、両学科とも100%に近い就職率を維持している。

なお、令和3(2021)年4月に開設した薬学部も、医療専門職(薬剤師)の養成を目指す学部であり、保健医療学部同様、国家資格取得に向けた体系的な教育課程であるとともに、教育全体が学生全体のキャリア形成であるとの考えのもと、「①人間関係形成・社会形成能力」、「②自己理解・自己管理能力」、「③課題対応能力」、「④キャリアプランニング能力」という4つの能力を修得することを基本方針として、教育課程を編成していく。また、キャリア支援センターでのサポートなど、学年次の進行に応じた社会的・職業的自立に関する支援体制の整備を図っていく。

## ◇エビデンス集・資料編

### 【資料2-3-1】湘南医療大学キャリア支援センター規程

#### (3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

本学は、平成27(2015)年度の開学以降、キャリア支援の体制を整備し、学生一人ひとりに対し教育課程の内外において、就職に向けたきめ細かな指導や支援を実施してきた。今後とも、これまでの対策を強化するほか、最近では新型コロナウイルス感染症対策から、WEB

にて就職面接を行う医療機関が増えているため、オンライン面接の指導を強化する。

4年次の国家試験合格による志望の医療機関に就職することを目標として、1年次から順次計画的に模擬試験を受験させることにより、自学自修の姿勢と国家試験受験に対する意識を持たせ、学修効果を上げるよう今後も対策を続けていく。また、学生へのアンケートを継続して実施し、その分析を今後の対策に反映させる。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のために、学生支援委員会の設置や学部学科専攻におけるチューター教員、事務部での学生支援担当の配置、医務室やカウンセリング室の設置等といった体制を整備し、学生の学修・学生生活に係る各種支援を実施している。

#### ① 学生支援委員会、事務部学生支援担当、チューター等による支援

本学では、学生を支援する機関として学生支援委員会を設置し、毎月会議を開催し、学生支援策等を審議している。

事務部での支援組織としては、学生支援担当を配置し、日常的な学生生活に関する業務を担当している。窓口対応時間は原則、平日の8:50から17:00までとし、主な業務は、「①学生の在学証明書、成績証明書、卒業証明書、卒業見込証明書、通学証明書、学生旅客運賃割引書等に係る発行に関すること」、「②学生証の発行に関すること」、「③学生生活・生活指導に関すること」、「④施設使用に関すること」、「⑤クラブ等設立等に関すること」、「⑥提携寮に関すること」、「⑦学生の保険に関すること」、「⑧奨学金に関すること」、「⑨就職・進学に関すること」等である。なお、これらに加え、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応も事務部全体で行っている。

学部学科専攻での支援体制としては、学生一人ひとりへのきめ細やかな学修支援を継続して行うため、保健医療学部看護学科及び薬学部医療薬学科ではチューター制、保健医療学部リハビリテーション学科では令和2(2020)年度までは担任制であったが、令和3(2021)年度からチューター制を整備している。チューター教員は、担当する学生を入学から卒業まで受け持ち、科目担当教員、専攻長、学科長とも密に連携を図りながら、学生個々人の学修・生活の支援を行う。

また、全教員がオフィスアワー(1,2日/週)を設け、学生の質問や相談に積極的に対応している。曜日・時間帯等はシラバスなどで公開し、新入生オリエンテーション時においても説明を行っている。

#### ② 医務室・相談室等による健康管理、ハラスメント相談等

学生に対する健康相談、心理的援助、生活相談については、学校保健安全法に基づき健康診断を実施しているとともに、医務室を設置し学科ごとに担当教員を決め、看護系教員

など資格を有する教員による指導の下、救急措置等の対応を行っている。また、カウンセリング室（相談室）を学内に設置し、月1回事前予約制で、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが心身の悩みなどに対応している。

更に、学生が体調を崩した場合には、大学に隣接する関連病院を即時利用でき、必要に応じ専門的なサービスを早急に受けることが保障されている。

なお、令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、健康チェックシートの作成、医務室の増室、手洗いなどの感染対策防止のビデオ講習実施などを行っている。

ハラスメント防止や相談に関しては、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応を目的とした組織としてハラスメント防止委員会の設置や、ハラスメント相談員の配置など防止規程を定め、相談窓口として専用のメールアドレスを掲示し、個人情報保護と守秘義務の原則を厳守しながら相談に対応している。

なお、学内でのルールやマナー意識、SNS(Social Networking Service)の正しい利用の仕方等については、オリエンテーション等で注意喚起を含めて指導を行っている。

### ③ 経済的な支援

学生の経済的な支援策としては、本学の設置母体であるふれあいグループが運営している奨学金・修学資金がある。本制度の利用を希望し、選考基準に適合する学生に対しては、月額50,000円又は30,000円が奨学金として支給されるとともに、更に希望する学生には修学資金として月額30,000円が貸与される。その他学外奨学金として、日本学生支援機構奨学金を活用している。

〔支給実績〕

#### 1) ふれあいグループ

区分	平成30年度	令和元年度	令和3年度
ふれあい奨学資金	206人	204人	169人
ふれあい修学資金	84人	84人	74人

#### 2) 日本学生支援機構

区分	平成30年度	令和元年度	令和3年度
第一種奨学金	81人	91人	97人
第二種奨学金	171人	150人	167人

※ 令和3年度における第一種奨学金、第二種奨学金には、ともに大学院生1人を含む。

また、令和2(2020)年度から開始された国の「高等教育の修学支援新制度」については、本学を設置する学校法人において規程など支援手続を定め、本学では入学金減免21人、授業料減免前期53人、同後期50人、給付型奨学金支給54人の支援を得ることができた。

加えて、日本学生支援機構による「新型コロナウイルス感染症対策助成金」を活用し、学生生活を送るための食費として、本学学生食堂だけでなく、ふれあいグループの実習施設でも利用できる食券2枚を全学生703人へ配った。

### ④ 課外活動への支援

#### 1) 大学祭

大学祭は、平成27(2015)年度の開学以降、毎年秋に開催しており、学生を中心とした

大学祭学生実行委員の主体的な活動（学生イベントの企画・準備等）を学生支援委員会の教職員が支援し、打合せや広報、衛生管理等について助言などの支援を行ってきた。令和 2(2020)年度は、11月に2日間の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止とした。

2) クリスマスキャロリング補助

1年次の学生で希望者が担当し、ハンドベルの演奏やクリスマスソングの合唱などで施設訪問する行事である。平成 27(2015)年度の開学以降、毎年度実施しており、施設入所者の方々から好評で、医療人を目指す学生にとって貴重な体験の場となっている。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大から中止となったが、1年次生が1人1枚ずつクリスマスカードを作成し、5つの関連施設へ送付したところ、各施設からは、お送りしたカードを展示した写真を添えられたお礼状が届いた。

3) オープンキャンパスでの学生スタッフ

本学では、学生の課外活動として、年間6回程度実施するオープンキャンパスのスタッフを務めてもらっている。学生スタッフは、各実習室で行う演習体験、キャンパスツアーの案内、個別相談、学生生活のトークライブ、受付・案内等を担当している。

令和 2(2020)年度も、5月・6月・8月2回・11月・3月の計6回を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため学生スタッフの配置は中止とし、教職員のみに対応で5月を除く計5回実施した。本来であれば、スタッフには、各実習室で行う演習体験、キャンパスツアーの案内、個別相談、学生生活のトークライブ、受付・案内等を学生に担当してもらう予定であったが、学生が参加する企画は実施できなかった。

4) サークル活動

サークルは令和 3(2021)年5月1日時点で、次のとおり13団体が活動している。専任教員が各サークルの顧問となり、活動の指導を行っている。

BRAVERY (バドミントンサークル)	Sums Base Ball (野球サークル)
DANCE サークル	湘南医療大学 ボランティアサークル
Track and Field サークル(陸上サークル)	ハンドメイドサークル
Amigos (フットサルサークル)	バレーボールサークル
漫画研究サークル	運動指導研究会
軽音サークル	ソフトテニスサークル
SUMS BBC (バスケットボールサークル)	

⑤ 安全の確保等

災害時（地震・火災等）における対応として、避難方法や避難場所、安否確認の実施等を学生便覧に掲載し周知している。避難訓練については、教職員だけでなく学生も参加した方式で令和 3(2021)年6月4日（金）に計画していたが、悪天候のため中止とし、秋期へ延期とした。

AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）は、学内随所に設置しており、設置場所を学生便覧に明記している。

入学時のオリエンテーションにおいて説明し、全学生が、通学時、学内での学習時からサークル活動、臨地実習・臨床実習時におけるアクシデント等に備え、日本看護学校協議



会共済会が運営する保険制度「WILL」に加入し、本人や第三者の補償にも備えている。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応としてマニュアルを作成している。マニュアルは学生便覧に明記し、「毎日の健康管理表（健康チェックシート）」の作成など1日における学生の対応を提示した。

## ⑥ 大学院

大学院の学生は、本学に設置されている体育館、医務室等の施設を学部生と同様に利用することができる。学校保健安全法による定期健康診断により疾患等の疑いのある院生については、校医との面談を実施するとともに、嘱託医療施設である「ふれあい東戸塚ホスピタル」での診療の機会を確保する。また、校医、保健師による健康診断を学生の求めに応じて随時行う。なお、心身の悩みに関する相談などカウンセリングについては、これまで大学院生の利用実績はないが、今後、利用時間や利用方法に関して検討を行う必要がある。研究支援については、修士論文作成のために行う研究に対して、研究経費の一部を助成することを目的とした院生研究費を設けている。ほか、入学金免除制度を設けているとともに、学生生活を支援するための院生支援担当職員の窓口対応時間を、平日 8:50～21:30 としていたが、新型コロナウイルス感染症に状況に応じ、窓口終了時間の順次前倒しを行った。

## ◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-1】 学生支援委員会開催状況（令和 2(2020)年度）

【資料 2-4-2】 看護学科 チューター制

【資料 2-4-3】 リハビリテーション学科学生支援体制（チューター制）

【資料 2-4-4】 薬学部チューター制度

【資料 2-4-5】 医務室利用状況報告（2020 年度）

【資料 2-4-6】 カウンセリング室 2020 年度活動実績報告

【資料 2-4-7】 湘南医療大学ハラスメント防止規程

【資料 2-4-8】 湘南医療大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 2-4-9】 ふれあいグループ奨学資金・就学資金のご案内（保健医療学部）

【資料 2-4-10】 ふれあいグループ奨学資金のご案内（薬学部）

【資料 2-4-11】 湘南医療大学大学院院生研究費規程

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関する教員・事務での対応については、一定の成果が上がっているが、学生の意見等の聴取や分析を積極的に行い、今後の学生生活全般の支援に結びつけていく。また、将来的には、ポートフォリオにより、学生生活全般にわたり一括管理・指導する個別的服务の提供に繋げていくことを検討する。

学生相談室（カウンセリング室）は、専門のカウンセラーが月 1 回事前予約制で対応しているが、開設時間を増やすなどの検討を行う。また、医務室の運営は学科ごとに担当教員を決めて対応しているが、看護師等の医務室専任の有資格者を配置し、学生や教職員の健康相談や保健指導も行うことができるような体制を検討する。

オープンキャンパスは、受験生が学校の雰囲気を感じとり、自分に合った大学であるか

を知る機会になる。そのため、同世代の学生が参画し、本学の特徴を分かりやすく伝えることが大事であり、また、医療職として多くのことを学ぶための心構えが持てるように、今後とも様々な工夫のもと、学生の参画を図っていく。

大学院の学生生活に関する教員・事務での対応については、社会人入学者が多く、限られた時間内での対応となっているが、ITなどの学習支援システムも上手く活用し、迅速に対応するように心がけている。今後は意見等の聴取や結果の分析を積極的に行い、学生生活全般における支援に繋げていく予定である。また、学生が少しでも安心して学生生活を送れるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期す。具体的には、アンケート調査、個人面談、健康チェック等を通じて、より詳細な生活状況や行動把握を行うことで、感染予防のための個別的な支援につなげていく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

##### (2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### ① 校地

大学設置基準では校地につき、同第34条（抜粋）で「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」、同第37条（抜粋）で「大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。」と定めている。これを本学に当てはめると、収容定員が保健医療学部660人、薬学部780人であるので、基準面積は14,400㎡となる。令和3(2021)年5月1日現在、本学の校地は、附属施設である薬草園を除き、55,119㎡であり、当該基準を満たしている。

運動場については、大学設置基準第35条（抜粋）で「運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。」とある。本学の運動場は校舎に隣接はしていないが近隣（※）に設けており、学生の課外活動等に利用可能である。

※横浜市戸塚区汲沢6-21-1（本学からの所要時間38分）

#### ② 校舎

大学設置基準では校舎につき、第37条の2（抜粋）において「校舎の面積は、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)

若しくは(2)の表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。」と規定されている。これを本学に適用すると、面積が最大となる薬学部で7,669 m<sup>2</sup>、別表第三(イ)により看護学科が3,140 m<sup>2</sup>、リハビリテーション学科が3,966 m<sup>2</sup>となり、大学全体で14,775 m<sup>2</sup>が必要となる。薬学部校舎は令和3(2021)年9月に供用開始の予定であるが、同年5月1日現在での保健医療学部の校舎面積は15,314 m<sup>2</sup>であり、現段階で基準面積を満たしている。なお、同年4月の薬学部開設における大学設置基準上必要な校舎面積は、同第60条により段階的整備が認められており、本学では3,068 m<sup>2</sup>となり、保健医療学部校舎のうち、薬学部で利用するのは6,392 m<sup>2</sup>としているので、基準面積を満たしている。

校舎の施設については、大学設置基準第36条において定められているが、本学保健医療学部の校舎は、理事長室、学長室、会議室、事務室のほか講義室が17室、演習室11室、実験・実習室15室、研究室、図書館、医務室、体育館等を設置している。講義室17室の内訳は大講義室1室、中講義室7室、小講義室9室、実験・実習室15室の内訳については、看護学科で「臨床看護学実習室1」、「臨床看護学実習室2」、「栄養学実習室」、「基礎看護学実習室」を備え、リハビリテーション学科で、「発達・高次脳機能障害実習室」、「義肢装具兼障害者支援工学室」、「理学療法学実習室1・2」、「作業療法学実習室3」、「理学療法学実習室3」、「評価実習室」、「作業療法学実習室1・2」、「評価・測定・解析実習室」を備えている。また、学部共通の実習室として、「基礎医学実習室」及び「在宅・公衆衛生看護学実習室・日常生活活動実習室」を備えている。大学院については「助産学実習室」を設けて、演習及び指定規則の分娩介助実習のシミュレーション教育を展開している。

### ③ 設備

保健医療学部校舎においては、中講義室の1室に、PCを学科定員数以上(92台)の台数を設置し、学生に対する情報処理教育を行っている。また、この講義室を月曜日から金曜日までの9:00から19:30の中で講義の無い時間には学生に自由に利用できるよう開放しており、学生は、講義での課題への取り組みや自習に活用している。また、コピー機を、売店前、図書館に各2機ずつ設置している。

教員には研究室に一人一台のパソコン及びプリンタを設置している他、学内に印刷室を設置し、教育研究に利用できる環境を整備している。また、事務職員についても、パソコンを一人一台貸与している。

学生用に1階にロッカー室を設け、学生1人1人にロッカーを割り当てている。実習先や医療職の現場でもロッカーは毎日使用することから、ロッカー及びロッカー室の整理整頓について各学期末に教職員がチェックを行い、指導を行っている。また、シャワー室も設けており、特に夏季においては使用頻度が高い。皆が気持ち良く使用できるよう使用上のマナーを厳守するよう指導している。

1階には駐輪場も設けている。スペースは十分確保されており、希望する学生・教職員はルールを守って使用し、事故やトラブルがないよう管理している。現在のところ、学外周辺を含め所定の場所以外での駐輪は全く見られない。

食堂と売店を4階に設置しており、食事時間帯の食堂利用者数はかなり多い。4階ロビーと食堂は、学生の憩いと交流の場としても機能している。また、令和3(2021)年4月に、1階駐輪場を縮小し、食事や交流の場としての学生ラウンジを整備した。

### ④ 図書館

本学の図書館は 486.91 m<sup>2</sup>の面積をもち、閲覧室の座席数は 176 席を設置している。蔵書については、設置学部に関連する専門図書を中心にその他学術図書、視聴覚資料等を整備し、学生の学習環境支援を行っている。現在（令和 3(2021)年 5 月 1 日）、図書 19,054 冊、電子ジャーナル・データベース 24 種、視聴覚資料 616 点等を所蔵している。また、館内にはグループ学習室が 2 部屋あり、教員を交えた研究を実践するための利用、学生同士での学習等の目的で利用できるよう設置している。

図書館の利用可能な時間は、月曜日から金曜日は 9:00～21:30、土曜日、春・夏・冬季休業日は 9:00～17:00 となっている。休館日は基本的には日曜日、祝日、その他に蔵書点検等のために臨時休館日を設けることがある（臨時休館日を設ける場合には、図書館のホームページ及びツイッターを利用して連絡をしている。）。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、臨時休館及び開館時間短縮並びに学外者の利用制限を行ったとともに、パーティション及び消毒液・除菌シートの設置など感染拡大防止対策を講じた。また、図書館カウンターに入館者受付を設け、手指及び利用座席の消毒を促すとともに、館内人数の把握及び管理を行った。

図書館運営の改善を目的とした利用者アンケートを、令和 2(2020)年度末に実施しており、今後、その内容を踏まえ、サービスや利用教育、館内環境等の改善を図っていく。

#### ⑤ 施設設備の適切な運営・管理

施設・設備を適切に運営管理していくうえで、適宜業務を外部業者に委託し、定期的に保守・点検及び清掃を実施している。主な保守・点検業務は、電気設備、消防設備、空調設備、昇降設備、給排水衛生設備で、その他に警備業務、廃棄物処理、校舎内外の清掃業務を委託し、教育環境の維持に努めている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### ① 実習施設

本学保健医療学部では、必修の実習科目を多数設けている。このため、各実習において、前述の各実習室を科目履修者全員が使用して、十分な学習効果を得られるように、指導を行っている。各科目の開講前後には、備品チェックと整理整頓を徹底している。

また、年に 6 回程度開催するオープンキャンパスにおいては実習室を公開し、本学の教育研究の一端を体験してもらい、情報発信にも有効に活用している。

### ② 図書館

保健医療学部校舎にある図書館は、2 学科の教育研究分野である看護とリハビリテーション関連の書籍を中心に、開学以降、計画を上回る進捗で蔵書を増やしている。初年次教育に図書館の利用や文献検索を組み込むとともに、2・3 年次の学生にも、同様に文献検索等のガイダンスを行い、著作権や著書の引用等、論文作成に必要な知識も教授している。

図書館での学修や調査を含めた授業もあり、図書館を授業科目の学修効果向上に有効に活用している。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面講習のみではなく、クラウド型教育支援サービス「manaba」を併用しての文献検索や著作権、図書館利用教育も行っている。

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在での所蔵資料は、看護分野 3,604 冊、理学療法分野 385 冊、作業療法分野 462 冊、薬学分野 341 冊、保健・医療分野 8,621 冊など設置学部に関連

する専門資料を中心に、図書 19,054 冊（和書：18,017 冊／洋書：1,037 冊）、逐次刊行物 323 種（和雑誌：275 種／洋雑誌：48 種）、視聴覚資料 616 点を収集し、整備している。認可申請時の所蔵計画では、図書 10,300 冊、学術雑誌 120 種を予定していたが、図書は 8,754 冊増、雑誌は 203 種増の所蔵となり、計画以上の資料所蔵数となっている。また、新聞 3 紙を購読し、要望に合わせて約 1 年分を提供できるように管理保管している。

学生の学習・研究サポートとしては、医中誌 WEB やメディカルオンラインなどのデータベース（11 種）を揃え、希望者には館内で利用できるパソコン 19 台（ノートパソコン 13 台、デスクトップパソコン 6 台）を提供し、検索やレポート作成を行える学習環境を完備している。

令和 2(2020)年度末には、図書館運営の改善を目的とした利用者アンケートを実施した。今後、その内容を踏まえ、図書館がより有効に活用されるよう、サービス改善を図る。

なお、薬学部校舎にも図書館を整備中であり、令和 3(2021)年 9 月からの利用開始を予定している。

### ③ 研究室

大学院では、院生専用の研究室を整備している。研究室内には個々の院生専用のデスクを置くとともに、パソコンを供与して研究が円滑に推進できるように配慮している。

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の保健医療学部校舎では、1 階及び 4 階出入口から入館すると、2 基備えられたエレベータで 1 階から 8 階の全フロアに移動可能で、各階フロア内は段差がなくスムーズに移動できる。体育館と別棟への移動の際には、僅かな段差と開き戸の扉があり、他の者の助けを要するため、今後改善すべき課題である。多目的トイレは 4 階フロア内に設置している。また、視聴覚障害者のための誘導ブロックや点字名盤等の設置のほか、全ての階段に手摺を設けている。

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、学年単位で講義が構成されることが多く、40 人での受講を基本として、きめの細かい授業を実施している。ただし、科目の状況に応じて、適切な広さ、設備のある大きな講義室や、収容人数 10 人程度のカンファレンス室を使用することもある。リハビリテーション学科の 2 専攻はいずれも 1 学年の定員が 40 人だが、看護学科は 80 人のため、看護学科では、必要に応じてクラスを 2 つに分けて授業を行い、少人数教育による高い教育効果を維持している。臨地実習でも、1 グループを適切な人数に収め、十分な指導、支援を行えるよう配慮している。

## ◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-1】湘南医療大学図書館規程

【資料 2-5-2】湘南医療大学図書館利用規程

### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等は、開学 7 年目を迎えるものの、汚れ、破損等

が目立つことはなく、引き続き点検、清掃を実施し、教育環境の整備・向上に努める。

また、薬学部の校舎は、令和 3(2021)年 9 月の供用開始を、薬草園は令和 3(2021)年度中での完成に向け、整備を進める。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援に関する学生の意見等を把握するため、学部では次の調査を行っている。

#### ① 学修等に関する調査

学修支援に関する全学的・組織的対応として、開学した平成 27(2015)年度から 30(2018)年度までの間、全学年を対象に「学修等に関する調査」（本学独自調査）を行った。初回調査以降、設問項目の変更・追加などの改良を行い、学生生活の動向の適切な把握に努めてきた。設問内容は、通学時間（片道）、予習・復習の時間（1 科目平均）、平日における各活動の時間（1 日平均）、休日における各活動の時間（1 日平均）としている。調査の時期は、学期の終了時で、集計・分析結果は学生支援委員会での検討と教授会審議を経て、学部学科で学生の状況把握・情報共有を行っている。結果から課題があれば、適宜学生の意見・要望を汲み取り、適切に対応するよう努めている。なお、令和元(2019)年度及び 2(2020)年度は、事務体制の関係で当該調査を実施できなかったが、今年度（令和 3(2021)年度）から再開し、学生の動向などの把握に努めていく。

#### ② 授業評価アンケート及び学習成果等アンケート

同じく開学した平成 27(2015)年度から「FD ネットワークつばさ」の授業評価アンケートを、また、平成 29(2017)年度からは「同」学習成果等アンケートも実施している。各学期末の最終授業後に、授業評価アンケート及び学修成果等アンケートを科目ごとに履修者に対し実施し、前者は FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会が、後者は学生支援委員会が取りまとめを行っている。集計・分析結果から、教員の授業状況だけでなく、学生自身の授業への取組み姿勢の把握にも努めるとともに、今後の授業に役立てるために、各担当教員にフィードバックし、授業改善等に係る各自の考えを記述するリフレクション・ペーパーの提出を求め、授業改善に努めている。

#### ③ 卒業時アンケート

第 1 期生が卒業する平成 30(2018)年度から、卒業生を対象とした卒業時アンケートを開始した。実施時期を 3 月とし、本学の教育内容や就職支援、就職先への満足度、大学入学

後の知識・素養の修得度、キャンパスライフ、役に立った科目のほか、社会情勢に応じた設問（令和 2(2020)年度では、コロナ禍での影響）も設け調査している。結果は学生支援委員会や教授会を通じて全学で情報共有し、本学の教育や学生支援の改善のための参考データとして活用している。

#### ④ 新入生アンケート

第6期生が入学した令和 2(2020)年度から、新入生を対象としたアンケートを開始した。実施時期は4月とし、本学への入学理由、アドミッション・ポリシーに対する認識、本学の魅力度（教育方針・カリキュラム、教員、就職など）、取り組みたいこと、大学生活での不安などにつき調査している。結果は学生支援委員会や教授会を通じて全学で情報共有し、卒業時アンケート同様、本学の教育や学生支援の改善のための参考データとして活用している。

大学院では現状の学修支援で特に問題は生じていない。また、研究科委員会で、院生の学修及び授業支援に特化したアンケート調査を実施するなどして、院生の意見を聴取し、改善できる点があれば速やかに改善していく体制を整えている。現在のところ、院生から教育体制に関する問題点の指摘は特に受けておらず、教育体制に関する問題は生じていないと判断している。また、病院等に勤務している社会人院生はコロナ禍における職場の感染予防対策を求められ、通学や演習上での制限が生じているが、個々の状況に応じた教育体制を整え対応している。なお、助産学領域の必修実習については、本学の関連グループ病院で、嚴重な感染対策と学生の健康管理表をもとに管理して実施した。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### ① 心身に関する健康相談

心身に関する健康相談への対応としては、学部・大学院とも原則事前予約制とし、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが、健康、学修、進路、人間関係並びに学生生活等について、学生・院生のプライバシーに配慮した上で、定期的（毎月1回）に実施している。

〔カウンセリング相談利用者数の推移〕

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	19 件	17 件	42 件	21 件

※ 延件数を記載。なお、同一人物が1回のカウンセリングで複数件の相談を行ったときは、それぞれを1件としてカウントしている。また、教員からの相談も含む。なお、令和 2(2020)年度の21件（うち6件は教員からの相談）の内訳は、「心理・性格」、「健康」、「学習」、「進路」、「家族」、「金銭」など様々であった。

### ② 経済的支援など学生生活に係る意見・要望

経済的支援をはじめとした学生生活に係る学生の意見・要望については、各学科でチューターやクラス担当が定期的に全学生と個別面談を行い、状況把握に努めている。また、本学独自のふれあい奨学金の受給者に対しても定期的に個人面談を行い、受給者の必修科目出席状況や成績チェックを行い、状況把握と個々人の状況に合わせた指導、支援を個別に行っている。

その他、学生食堂と売店につき自由に意見を出せるよう、意見箱を設置している（令和2(2020年度)実績：4件）。

ハラスメントに関しては、年度当初に行う各学年のガイダンスで、ハラスメントの定義やハラスメント防止のために認識すべき事項を説明している。相談体制としては、ハラスメント相談員を配置するとともに、相談窓口として専用のメールアドレスを掲示し、個人情報保護と守秘義務の原則を厳守しながら相談に対応している。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、感染拡大及び長期化に伴う、生活や経済、健康面など、個別的な悩み事に対する相談支援の窓口として、神奈川県健康医療局が企画・運営する「いのちほっとライン@神奈川」のリーフレットを食券販売機の横に常置した。

大学院では、研究指導教員と副研究指導教員の2名の教員が指導にあたる体制をとっており、経済的支援をはじめとした学生生活に係る意見・要望においても個別面談やメールでのやり取りなどを通じて行い、学生の状況に合わせて支援を行っている。なお、大学院開設から現在までに学籍異動の届けが提出された学生は5名であり、これら学生が学籍異動に至るまでには複数回の個別面談を行い、その経過の把握と指導へ活かすために、その内容を記録している。更に、令和2(2020)年度から学生便覧を見直し、心身に影響する可能性が高いハラスメントに関する項目を追加し、学生生活の充実に務めている。心身に関する健康相談などへの対応として行っている臨床心理士の資格を持つカウンセラーとのカウンセリングは、大学院生においては今までその利用はない。大学院生がカウンセリングを利用しやすいよう、実施時間などの検討を行う。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学部学科専攻で全学生に対し、定期的にチューター教員等による個人面談を実施しているが、前述（評価の視点「2-6-①」）の各種アンケートによっても、学生個々の学修に対する気持ちや学修環境に係る意見等も把握しており、同調査の集計・分析・検討結果を踏まえて、例えば長期欠席等の兆しが見える学生には早めに状況把握とフォローを重点的に行うなど、学生の心身のサポートや経済的支援等も含めた多面的な学修支援に繋げている。

特に、本学独自のふれあい奨学金の受給者に対しては、定期的に個人面談を実施し、受給者の必修科目出席状況や成績の確認を行い、必要に応じて生活指導や学習支援等の個別対応を行っている。

また、卒業時のアンケート調査にて、教育内容の満足度や知識・素養の修得度などを把握し、次年度に向けた学修環境の改善事項として随時検討を進めている。

大学院においても、主担当教員及び副担当教員による個人面談を支援し、院生の意見・要望も把握し、適宜、大学院専攻全体で対応を行っている。

心身に関する健康相談などへの対応としては、学部・大学院とも予約制をとり、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが、健康、学修、進路、人間関係並びに学生生活等について、学生・院生のプライバシーに配慮した上で、定期的実施している。

### ◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-1】2018年度 学修等に関する調査結果



【資料 2-6-2】 2020 年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果（前期・後期）

【資料 2-6-3】 2020 年度 大学院 授業改善アンケート結果（前期・後期）

【資料 2-6-4】 2020 年度 学習成果等アンケート集計結果

【資料 2-6-5】 2020 年度 卒業時アンケート

【資料 2-6-6】 2021 年度 新入生アンケート

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

各種アンケート調査を通じて、学生の学修状況及び学生生活については、よく把握できている。また、定期的に実施している個人面談を通じて、学生個々人の意見・要望の把握も十分にできている。一方、アンケート結果の組織的・体系的な分析と情報共有、それをエビデンスとした改善活動は、必ずしも十分とは言えず、今後、分析方法や活用方法について検討を行う。各種アンケート自体は、学生の意見・要望の把握の方法につき改善を図りながら、今後も継続していく。

学生の心身に関する健康相談は、カウンセラーによる相談を継続的に実施していくこととし、月1回のカウンセリング日を学内ホームページや案内掲示により、広く周知する。

大学院においても、院生の履修状況及び生活状況の把握については、個人面談を通じて対処できている。今後、匿名性の高い紙面によるアンケート調査も実施する予定であり、引き続き院生の意見・要望の把握に努めていく。

なお、新型コロナウイルス感染症による“悩み事”等の相談支援に関するニーズが高まることが予想される。従って、感染防止対策も含めた新型コロナウイルス関連項目も加えた調査を実施し、学生生活の改善に反映させる。

### 【基準 2 の自己評価】

学生の受入については、アドミッション・ポリシーに基づき、適正な入学定員の維持ができています。入学後は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーに沿って、入学が確定してから卒業に至るまで、特に国家試験対策及び就職支援に重点を置いて、学生支援体制を構築している。

学生へ提供する教育内容については、学生への授業評価アンケート調査、学修成果アンケート調査、学修等に関する調査、新入生アンケート、卒業時アンケート等の結果を活用しながら、講義内容の見直しや講義方法の工夫を含め、教育内容の向上に努めている。ただし、今後の課題として、アンケート結果の分析方法や活用方法について検討を行う。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意し、遠隔授業の実施、対面授業の少人数制実施、学内演習を併用した臨地実習の実施などの合理化を図り、学習内容をより充実させる教育を展開している。

学生の心身に関する健康相談には、体制整備を進めながら対応しているところであり、その充実を図っていく。

施設、設備については開学してまだ 7 年目であるが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、遠隔授業の実施、対面授業の少人数制実施などの工夫をしているところであり、ハード面のさらなる充実等の課題について、可能な限り迅速に対応している。

以上のことから、「基準 2」を満たしていると判断する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

湘南医療大学（以下「本学」という。）では、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛する」をもとに、大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条において目的を定め、当該目的に則り大学学則及び大学院学則において、学部及び大学院研究科の目的を次のとおり定めている。

<大学学則第 5 条第 2 項、第 3 項>

- |  |
|--|
| <p>2 保健医療学部は、生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。</p> <p>3 薬学部は、医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を身につけ、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。</p> |
|--|

<大学院学則第 5 条第 2 項別表 1>

- |   |
|---|
| <p>保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること</p> |
|---|

本学のディプロマ・ポリシーは、上述の学部、大学院研究科の目的を踏まえ、【資料 F-13】のとおり策定し、大学ホームページや学生便覧などに掲載し、広く学内外へ周知している。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部での単位認定、進級並びに卒業及び修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、大学学則及び湘南医療大学授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）にそれぞれ基準を定め、学生便覧に掲載・明示するとともに、前期・後期ガイダンスなどで学生に説明を行い、厳正に運用している。また、シラバスにおいて、全科目につきディプロマ・ポリシーとの関連や到達目標、授業計画、評価方法を明示し、学生へ周知している。

① 単位認定、成績評価

単位認定については、大学学則第 30 条に「(第 1 項) 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。」「(第 2 項) 試験に関し、必要な事項は別に定める。」と規定している。試験は、履修規程第 7 条第 1 項で「試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。」と、追試験は、同規程第 10 条第 1 項で「忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験(実習のときは追実習)を受けることができる。」と、再試験は、同規程第 11 条第 1 項で「定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかった場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験(実習のときは再実習)を行うことができる。」とそれぞれ規定している。

成績評価については、大学学則第 31 条にて「成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。」と定め、履修規程第 9 条第 1 項で「成績評価はシラバスに定めた基準を基により判定する。」とし、同条第 2 項で下表のとおり、「評点に対して、グレード・ポイント(以下「GP」という。)を設定し、不合格その他 GP を「0」と算定する授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。)を算出し、総合成績評価を行う。」としている。

評 価	評 点	グレードポイント G P	単位の授与
秀(S)	90 点～100 点	4	授 与
優(A)	80 点～89 点	3	
良(B)	70 点～79 点	2	
可(C)	60 点～69 点	1	
不可(D)	59 点以下	0	不授与
放棄(O1)	受験資格喪失	0	評価対象外
放棄(O2)	定期試験受験の放棄	0	
/	評価対象外	算定しない	

- ・ 秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)は合格、不可(D)は不合格とする。
- ・ 放棄(O1) 評価の授業科目及び放棄(O2) 評価の授業科目の登録単位数は、GPA の登録単位数に加算する。
- ・ 履修登録を取り消した場合、その授業科目は、/ 評価「評価対象外」とし、GPA には算定せず、登録単位数は GPA の登録単位数に加算しない。
- ・ 再試験において単位を授与する場合の評価・評点は、可(C)「60 点」とする。
- ・ 単位を授与されなかった科目(評価対象外含む)は、再履修することができる。

GPA の活用としては、修学指導(学生面談・指導の実施)や保健医療学部看護学科保健師課程選抜、卒業時の被表彰者選出の参考として、また、場合によっては退学勧告の基準として用いることとしている。

② 進級

進級については、履修規程第 14 条において次のとおり定めている。

- (1) 保健医療学部においては、各学科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は学科で指定した科目の履修ができない場合がある。
- (2) 薬学部においては、次の基準を満たした者が、教授会で審査のうえ、進級することができる。
- ア 1～3 年次において次の条件を全て満たす者
- (ア) 実習科目は配当された年次で全ての単位を修得していること
- (イ) 実習科目を除く必修科目の未修得単位数が累積 6 単位以内であること
- イ 4 年次において次の条件を満たす者
- (ア) 4 年次までの必修科目の単位を全て修得していること
- ウ 5 年次において次の条件を満たす者
- (ア) 5 年次の必修科目の単位を全て修得していること

③ 卒業認定

卒業認定については大学学則第 45 条で「保健医療学部には 4 年以上、薬学部には 6 年以上在学し、第 27 条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。」と定めている。

[大学学則第 27 条別表 1 関係]

1) 保健医療学部看護学科 卒業要件

(令和元(2019)年度以降入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	18 単位	15 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	21 単位	1 単位以上	22 単位以上
専門科目 I	13 単位		13 単位
専門科目 II	37 単位		37 単位
統合科目	19 単位	2 単位以上	21 単位以上
公衆衛生科目			
合 計	108 単位	18 単位以上	126 単位以上

(平成 30(2018)年度以前入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	16 単位	17 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	21 単位	1 単位以上	22 単位以上
専門科目 I	13 単位		13 単位
専門科目 II	37 単位	2 単位以上	39 単位以上
統合科目	13 単位	2 単位以上	15 単位以上
公衆衛生科目	4 単位	0 単位	4 単位
合 計	104 単位	22 単位以上	126 単位以上

2) 保健医療学部リハビリテーション学科理学療法学専攻 卒業要件

(令和2年(2020)年度以降入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	11 単位	16 単位以上	27 単位以上
専門基礎科目	34 単位		34 単位
専門科目	63 単位	専門共通 2 単位以上 地域理学療法学 1 単位以上	66 単位以上
合 計	108 単位	19 単位以上	127 単位以上

(令和元年(2019)年度以前入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	15 単位	18 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	27 単位	2 単位以上	29 単位以上
専門科目	61 単位	3 単位以上	64 単位以上
合 計	103 単位	23 単位以上	126 単位以上

3) 保健医療学部リハビリテーション学科作業療法学専攻 卒業要件

(令和2年(2020)年度以降入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	11 単位	16 単位以上	27 単位以上
専門基礎科目	34 単位		34 単位
専門科目	61 単位	作業治療学 4 単位以上 専門共通 1 単位以上	66 単位以上
合 計	106 単位	21 単位以上	127 単位以上

(令和元年(2019)年度以前入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	15 単位	18 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	27 単位	1 単位以上	28 単位以上
専門科目	61 単位	4 単位以上	65 単位以上
合 計	103 単位	23 単位以上	126 単位以上

4) 薬学部医療薬学科

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	15 単位	6 単位以上	21 単位以上
基礎科目	2 単位		2 単位
専門科目	169 単位	3 単位以上	172 単位以上
合 計	186 単位	9 単位以上	195 単位以上

大学院においても、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準及び成績評価基準、並びに修了認定基準を、大学院学則、大学院保健医療学研究科履修規程（以下「研究科履修規程」という。）及び大学院学位規則（以下「学位規則」という。）において、それぞれ適切に定め、学生便覧への掲載・明示により学生に説明を行い、厳正に運用している。ま

た、科目の到達目標や授業計画、成績評価方法については、全科目ともシラバスで明示している。大学院で導入している長期履修制度については、学生募集要項や学生便覧に明記しているとともに、指導教員から案内がなされている。学位論文審査については、学位規則第5条で「(第1項) 修士学位論文の審査は保健医療学研究科委員会に設ける論文審査委員がこれを行う。」「(第2項) 論文審査委員には主査を置き、ほかに論文審査委員会が選定する副査2名を加えることとする。」と定め、同規則第6条第4項別表にて修士論文審査および最終試験に関する基準を定めている。

学位授与の要件は、学位規則第3条にて「学位は、大学院学則に定めるところにより、大学院の修業年限以上在学し、所定の要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に合格した者に対し、保健医療学研究科委員会の議を経て授与する。」と定めている。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部、大学院ともに、成績評価・単位認定、進級、卒業(修了)認定に係る基準を、学内の関係例規に基づいて厳正に運用している。各科目の成績評価は、シラバスで示す到達目標と評価方法により点数を付し、成績評価基準に従い評価とGP化を行っている。単位認定については、教授会で意見聴取後、学長が決定しており、卒業(修了)認定は、定められた認定基準に従い、学部教授会(大学院研究科委員会)の意見聴取を経て、学長が決定している。大学院の学位授与審査における修士論文審査及び最終試験に関する基準の規定化は、令和3(2021)年度となったものの、令和2(2020)年度末での第1期生の修了判定は、当該基準により、適正に実施した。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料 3-1-1】 2021 年度学生便覧 保健医療学部
- 【資料 3-1-2】 2021 年度学生便覧 薬学部
- 【資料 3-1-3】 2021 年度大学院学生便覧 保健医療学研究科
- 【資料 3-1-4】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部看護学科
- 【資料 3-1-5】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部リハビリテーション学科
- 【資料 3-1-6】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 薬学部医療薬学科
- 【資料 3-1-7】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 大学院保健医療学研究科
- 【資料 3-1-8】 湘南医療大学授業科目履修規程
- 【資料 3-1-9】 湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程
- 【資料 3-1-10】 湘南医療大学大学院長期履修規程
- 【資料 3-1-11】 湘南医療大学大学院学位規則
- 【資料 3-1-12】 湘南医療大学教授会規程
- 【資料 3-1-13】 湘南医療大学保健医療学研究科委員会規程

#### (3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級並びに卒業及び修了認定等の基準の明確化と、厳正な運用ができています。しかし、今後とも医療界が求める人材を念頭に置き、

ディプロマ・ポリシーと各基準の検討を行っていくとともに、大学を取り巻く環境や国の制度改正等に応じ、それらの改正を図っていく。

例えば、看護学科では、文部科学省が平成 29(2017)年 10 月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受けて、新カリキュラムを策定し、開学 5 年目の令和元(2019)年度入学者から新カリキュラムを実施している。更に、本カリキュラムにおける課題を改善し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経た社会のニーズに応えるべく、より良いカリキュラムの策定に向けて検討を始めている。

また、リハビリテーション学科では、厚生労働省が平成 30(2018)年 10 月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等改訂を行ったことを受けて、開学 6 年目の令和 2(2020)年度入学者から新カリキュラムを策定、実施しているが、ディプロマ・ポリシー及び単位認定、進級及び卒業認定等の基準の改定についても検討を行っている。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の学部（保健医療学部、薬学部）では、大学の理念・目的、教育目的及び学部の教育目的・目標を踏まえて策定したディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を学科ごとに【資料 F-13】のとおり策定し、大学ホームページや学生便覧などに掲載し、広く学内外へ周知しているとともに、オリエンテーションやガイダンス、講義などにおいて、学生へ説明している。

なお、看護学科では、文部科学省が平成 29(2017)年 10 月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受けて、新カリキュラムを策定し、開学 5 年目の令和元(2019)年度入学者から新カリキュラムを実施している。また、リハビリテーション学科では、厚生労働省が平成 30(2018)年 10 月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等改訂を行ったことを受けて、新カリキュラムを策定し、開学 6 年目の令和 2(2020)年度入学者から新カリキュラムを実施している。

大学院においては、大学院の目的及び 3 領域（健康増進・予防領域、心身機能回復領域、助産学領域）の教育目的・目標を踏まえて策定した学位授与方針であるディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーを【資料 F-13】のとおり策定し、本学ホームページで公開しているとともに、学生便覧へ掲載し学生への周知を図っている。

なお、3 領域ともに専門分野だけに偏ることなく、多様な分野からの入学生にも対応できるように、保健医療学の基礎知識を教授するための保健医療学部の科目を併用している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、学部学科、大学院ともに、大学の理念・目的並びに教育目的及び目標を踏まえて定めたディプロマ・ポリシーに到達するように、それぞれ一貫性をもって策定されている。

保健医療学部では、看護学科、リハビリテーション学科ともに、ディプロマ・ポリシーで明示する知識・能力を養うという観点から、また、薬学部医療薬学科では、ディプロマ・ポリシーで明示する 5 つの資質を柱として、それぞれカリキュラム・ポリシーが策定されている。科目レベルでも、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連が分かるように、シラバスにおいて各科目の目的がディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するのかを明示しているとともに、カリキュラム・マップや科目ナンバリングにより、教育課程の体系についても、提示している。

大学院では、カリキュラム・ポリシーにより配置した各科目が、ディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するのかを整理し、学内に提示している。

こうしたことにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性を明確にし、学生のカリキュラムに対する理解を図るとともに、主体的な学修を促すようにしている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーに沿って編成している。以下に保健医療学部の両学科について、説明する。

保健医療学部の教育課程は、「①看護学科及びリハビリテーション学科の共通科目として教養を修得するための「総合教育科目」、「②将来の専門職として必要な知識・技術を修得するための看護学科：「専門基礎科目」「専門科目Ⅰ」「専門科目Ⅱ」「統合科目」「公衆衛生科目」、リハビリテーション学科：「専門基礎科目」「専門科目」の 2 つに大別でき、各学科が 2 つに大別された科目群を 4 年間に亘りバランスよく配置され、それぞれが連携し、体系的・段階的に学ぶことができるように編成している。

実習科目については、看護学科では各専門領域区分の中に臨地実習を配置し、リハビリテーション学科では科目区分として「臨床実習」を設けた構成としている。また、教育課程は、対象者の全人的理解や、専門分野に関する知識・技術並びに他職種・関連分野への理解を深めることができるよう編成し、さらに地域医療・地域保健のみならず、福祉や行政など地域社会全体への関心を促す科目も設けている。以下に、学科ごとに詳述する。

#### ① 看護学科

##### 1) 総合教育科目

幅広い視野で人間を理解する科目の充実を図るために、「人間とコミュニケーション」、「人間と文化」、「人間と健康」、「人間と情報」、「人間と環境」、「人間の本質と尊厳」の 6 区分に分類した。その内、「人間と文化」、「人間と情報」、「人間の本質と尊厳」は 1 年次に履修し、その他の科目群は 2 年次、4 年次にも履修できるように配置している。



## 2) 専門基礎科目

専門基礎科目は、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」と「健康支援と社会保障制度」に分かれている。

「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」では、総合教育科目の「生物学」、「物理学」、「生化学」等の科目を基礎として、人間の身体面の健康を理解するために必要な「人体の構造・機能Ⅰ」、「人体の構造・機能Ⅱ」、「病態学Ⅰ（診断と治療）」、「病態学Ⅱ（診断と外科的治療、救急と麻酔学含む）」、「病態学Ⅲ（診断と治療）」、「微生物学」、「病理学」の科目を設定している。令和元(2019)年度から、「環境論」と「生化学」を選択から必修科目に変更して、専門基礎知識の充実を図った。また、「病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」も内容を検討し専門科目Ⅱの学修前に履修できるよう履修時期も検討した。これにより、「人体の構造・機能Ⅱ」と「病態学Ⅰ・Ⅱ」が並列時期の学修となったため、学生にとっては難易度が高まり、再度検討を必要とするに至っている。

「健康支援と社会保障制度」では、人間の心身の健康、健康な生活を保持・増進する上で必要となる専門的な知識を幅広く理解するために「現代医療論」、「疫学」、「精神保健論」、「臨床心理学」、「保健統計学」、「看護関係法規」、「臨床栄養学」等の科目を設定している。なお、新カリキュラムから科目の内容を検討し名称変更した科目（例えば「精神保健論」を「精神病態・治療学」に変更）なども存在する。

## 3) 専門科目Ⅰ

専門科目Ⅰは、基礎看護学として看護学の基盤となる知識・技術を中心に、安全性と安楽性を考慮した看護の基本を学修する。新カリキュラムから学習内容がわかるように、科目名を「看護援助論Ⅰ」を「看護技術概論」、「看護援助論Ⅱ」を「生活行動の援助技術」とし、「看護援助論Ⅳ」は「ヘルスアセスメント」へ変更し2年次の履修から1年次の履修へ、「看護援助論Ⅴ」は「看護過程」と変更、また、「看護援助論Ⅲ」は「診療に伴う援助技術」とし、1年次の履修から2年次の履修へと、学びの順序性を考慮して変更した。そのため、薬理学が修了してから「診療に伴う援助技術」を履修できるようになり、安全性の理解が深まった。

## 4) 専門科目Ⅱ

専門科目Ⅱは、専門看護学として、対象の成長・発達段階、健康状態に応じた臨床看護の実践能力を身につけることを目的とし、新カリキュラムでは、段階的な学修ができるようにするために、一部学修時期を変更し専門看護学実習の時期に近づけて実施することとした。

## 5) 統合科目

統合科目は、既習の知識を基盤として、主体的にその内容を深め統合し、幅広い視点で看護を考え発展させることができる能力を培うことを目的とする。

## 6) 公衆衛生科目

看護職として必要な公衆衛生看護について、地域で生活する全ての人々の健康の保持・増進を目指す公衆衛生看護及び健康危機管理の基礎的知識を学修する。

## 7) 臨地実習

臨地実習は、相手の立場に立ち知識を統合し、科学的・理論的判断に基づき、相手に適した看護を実践する。その活動を通して看護実践の基礎を培うことを目的とする。

そのために、1年次から4年次までの4段階とし、様々な場所で、ライフステージや健康レベルの異なる生活者を対象に、実習が積み重なるように設定している。

また、授業科目履修規程第2条第1項別表1に定めるとおり、実習科目の中には、その履修において先修科目の単位修得を要件としているものがある。

#### 8) 単位制度の実質を保つための工夫

低学年に多くの授業を履修し、学修が中途半端になることを避け、個々の授業の学習を充実させるために、キャップ(CAP)制を導入している。導入当初は、履修登録の上限を通年45単位、半期25単位としていたが、令和元(2019)年度からの新カリキュラムでは、全体は段階的学修としつつも、学生の関心と学修意欲の向上を狙い、一部科目の開講時期を早期に変更したことに伴い、履修規程上の履修登録の上限を、通年50単位、半期30単位と改定した。それにより、令和2(2020)年度入学生の多くは、総合教育科目の選択科目を15単位取得のうち14単位まで履修することができている。なお、通年50単位の上限は、一部の学生にとって負担が大きいと考えられることから、新たなカリキュラムでは科目の配置を慎重に行い、単位数の上限を下げることも含めて検討する。

その他、学生の自主的・自律的学修のため、シラバスにおいて各科目のナンバリングを明示し、当該科目の教育課程上の位置付けを提示しているとともに、事前学習・事後学習についても明記し、単位実質化のための工夫に努めている。

### ② リハビリテーション学科

#### 1) 専門知識に基づいた高い実践能力の教育

日々進化するリハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士を養成するために、高齢者や障害(児)者の機能回復だけではなく、対象者の社会参加の支援や障害予防等、社会的ニーズに対応する授業を展開している。特に、病院の医師等を主な講師として最新の疾病医療を学ぶ「一般臨床医学」や「脳神経外科学」、今日の高齢社会において必須の「老年医学概論」等の専門基礎科目を配置し、疾病・障害の基礎から実際の臨床例を交えた講義を実践している。また、リハビリテーションを受ける対象者の心理的側面を理解するために「臨床心理学」、高齢やその他の疾患等を起因とする視点を学ぶために「終末期医療論」、対象となる人を法的に支持するために「医療制度と関連法規」を配置し、広く臨床的な医療、精神、社会的なリハビリテーションに必須な専門的基礎科目を設けている。

理学療法学専攻では、治療訓練の再現性の確保、十分な治療訓練量の確保、セラピストや介護者の身体的負担の軽減を目的として発展を続けている自立支援ロボット、介護支援ロボット等のロボティクスリハビリテーション技術を理解するために、「動作解析学」、「義肢装具学」、「リハビリテーション工学」を設け、人間工学の観点を用いた評価・治療・環境整備・生活支援について学ぶ。

作業療法学専攻では、実践における観察力と分析力を駆使して得られた結果を、論理的な思考により統合できるように、「作業療法理論」や「クリニカルリーズニング」を設けている。

#### 2) チーム力を発揮できる教育

チーム医療においては、各専門職が高い知識・技術を身につけるだけでなく、他職種との密接な連携のために、対人関係能力や意思疎通力、さらにメンバーのやる気を高

める動機づけ能力等のコミュニケーション能力が求められる。そのために、リハビリテーション学科では、「理学療法概論演習」、「運動学演習」、「動作解析学」、「日常生活活動学演習」、「地域理学療法学演習」、「理学療法研究法演習」、「日常生活支援論」、「生活環境整備論」、「社会生活支援論」、「クリニカルリーズニング」等において、課題解決型学習を通して臨床現場における臨機応変な課題解決能力を高められるように、専門科目の授業を設けている。

理学療法学専攻では、関連する多職種と連携する医療アプローチの重要性を演習的に学修するために「チーム医療論」を配し、対象者に必要なアプローチを総合的に実践できる理学療法士教育のために、吸引のデモンストレーション、「ウーマンズヘルスケア」の講義、作業療法士による「司法精神科作業療法」、「生活支援機器論」、「地域高齢者支援論」の講義等、他職種による講義を積極的に導入し、各々の立場と役割を学ぶことで、チーム力の素養を養う。

作業療法学専攻では、多職種で協業できる職業能力を養うことを目指し、学部間で共通した演習を通して学修する「チーム医療論」等を設置している。また、専門科目の「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」、「地域作業療法学」等において、事例を交えたチーム連携の実際を、学内外の多職種の協力・参画を得て学ぶ。

### 3) 地域に貢献できるリハビリテーション専門職の教育

近年のリハビリテーションが医療機関から保健・福祉・行政など地域分野へのニーズへと拡大していることを受け、関連する多職種と連携し、地域社会において対象者に必要なアプローチを総合的かつ卒業後すぐ実践できるように、「チーム医療論」、「国際保健医療論」、「社会福祉論」、「コミュニケーション論」、「医療制度と関連法規」、「老年医学概論」、「終末期医療論」、「保健行政論」「社会福祉論」等の科目を設置した。

理学療法学専攻では、「地域理学療法学」、「バリアフリー」、「リハビリテーション工学」、「医療制度と関連法規」、「終末期医療論」、「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」等の科目を設置することで、多角的な地域リハビリテーションのアプローチ方法の知識と技術を学修する。

作業療法学専攻では、地域包括ケアシステムの中での的確な実践ができるように、地域に貢献できる作業療法士育成のため、専門科目における認知症関連の科目を充実させた。医学的な基礎知識の修得だけでなく、「老年期作業療法学」、「作業療法特論Ⅳ（老年期障害）」、「地域高齢者支援論」等の科目により、地域における実際の生活に焦点を当てた評価と介入について学修する。

### 4) リハビリテーション学科の先修科目

教育課程は、配当年次、必修・選択の区分等、学修の順序性等を考慮し、教育効果が得られるように定めている。また、専門科目中で一部の授業科目については、授業科目履修規程第2条第1項別表第2及び第3のとおり履修要件として先修科目を示している。

### 5) 単位制度の実質を保つための工夫

低学年に多くの授業を履修し、学修が中途半端になることを避け、個々の授業の学習を充実させるために、キャップ(CAP)制を導入し、履修登録の上限を通年 45 単位、半期 25 単位として実施していた。令和元(2019)年度からは、全体は段階的学修としつつ、学生の関心と学修意欲の向上を狙い、履修登録の上限を通年 50 単位、半期 30 単位と改

定した。学生への正しい単位制の理解と十分な自己学習の必要性を周知する必要がある。  
6) 授業の到達目標、各回授業内容、予習復習の内容について、シラバスに明記している。

令和 3(2021)年 4 月に開設した薬学部でも、カリキュラム・ポリシーに沿って入学から卒業までの教育課程を編成し、1年次から6年次までの全科目をシラバスに掲載している。また、単位制度の実質を保つための工夫としては、キャップ(CAP)制の導入(通年 46 単位を上限)や、シラバスにおける各科目のナンバリングの明示による当該科目の教育課程上の位置付けの提示、事前学習・事後学習の明記など工夫を行っている。

大学院においては、ディプロマ・ポリシーを達成するように、前述のカリキュラム・ポリシーが定められ、それに基づいた教育課程の体系的編成が行われている。

共通科目として、保健医療学部の総括的なコンセプトの修得、多職種との連携能力並びに自己の専門性の上に保健医療学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身に付け、バランスの取れた高度専門職業人や研究者となるべき「社会性の涵養」に役立てる科目及び保健医療に関する幅広い知識・技術の修得に基盤となる科目を配置している。また、専門科目の領域ごとの編成の特徴は、次のとおりとしている。

#### ① 健康増進・予防領域

高度専門職業人として、「健康増進・予防領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げるために、「在宅・公衆衛生学特論 (I・II)」、「女性保健学特論 (I・II)」、「精神保健医療学特論 (I・II)」、「生活支援医療学特論 (I・II・III)」を配置した。演習科目では、「在宅・公衆衛生学演習」、「女性保健学演習」、「精神保健医療学演習」、「生活支援医療学演習 (I・II)」により、各分野における先行研究やフィールドワークで課題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究するように科目編成している。

#### ② 心身機能回復領域

高度専門職業人として、「心身機能回復領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げるために「運動・動作制御学特論」、「呼吸循環機能学特論」、「運動機能回復学特論」、「脳機能回復学特論」を配置した。演習科目では、「運動・動作制御学演習」、「呼吸循環機能学演習」、「運動機能回復学演習」、「脳機能回復学演習」により、各分野における先行研究やフィールドワークで課題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究するように科目編成している。

#### ③ 助産学領域

高度専門職業人として、「助産学領域」における高度な専門性の理解と深化を目指す。そして、学際的・多角的な視野をもって助産学の国家試験受験資格を取得する。そのために「助産学概論」から導入し、専門性の深化につなぐ「助産学特論 I」、「助産学特論 II」、「地域・国際助産学特論」「助産管理・経営学」、「母乳育児支援論」、「比較文化助産論」を配置した。その基盤科目をもとに演習科目には「助産学演習 I」、「助産学演習 II」により、高度実践力のスキルと文献学習から基本技術を習得し実習につなげている。実習は、「助産学実習 I」、「助産学実習 II」、「助産学実習 III」を配置して、下記の参考資料をもとに到達評価を行い国家試験の受験資格を満たすカリキュラム・マップを編成している。特別研究で

は、助産学における先行研究や実習のリフレクション及びフィールドワークから課題を抽出して課題解決思考を培う。また共通科目に連結して演習から科学的・論理的に研究遂行を探究できるように科目編成している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学では、学部における教養教育は、「総合教育科目」において実施している。多角的な視野や柔軟な感性、幅広い教養を養うための科目群と位置付け、各学科で定めるカリキュラム・ポリシーに沿って、「人間とコミュニケーション」、「人間と文化」、「人間と健康」、「人間と情報」、「人間と環境」、「人間の本质と尊厳」といった科目区分により、学生の主体的学修を支援している。その他、看護学科では「看護基礎ゼミ」で、リハビリテーション学科では、「理学療法教養基礎」や「作業療法基礎ⅠA」などの講義にて、大学での学ぶためのスタディ・スキルなどを教授している。また、日常的な挨拶の励行等を教育の一環として行っているとともに、学校法人としての6S活動として「整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、作法」を年間通して実行、継続、習慣化しているところであり、これも学生・教員ともに身につける教養教育の実践であると認識している。

大学院においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、共通科目として、「保健医療学特論」、「医療倫理学特論」、「医療社会学特論」、「生涯教育特論」、「英語講読」、「研究特論」、「医療管理学特論」、「形態機能・病態学特論」、「家族ケア特論」、「多職種協働・地域連携特論」の科目を編成配置し、院生の「社会性の涵養」の育成に役立つよう支援している。

特に、本学教育の特色の一つである「質の高いチーム医療教育」については、「多職種協働・地域連携特論」において、地域包括ケアサービスを推進するうえで鍵となる保健・医療・福祉・教育領域の多職種連携と協働の意義を理解し、保健・医療・福祉・教育分野における多職種協働・実践に活用・応用する能力（知識・スキル・態度）を学修する。「健康増進・予防領域」、「心身機能回復領域」及び「助産学領域」の3領域の学生が、共に、お互いから、お互いについて学び合う多職種連携教育（Interprofessional Education：IPE）を学習基盤とし、学生の多職種連携・協働実践能力を習得・向上する。具体的な授業展開では、多職種連携・協働実践やチーム医療の概念を学ぶ講義、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等の学生の主体的学びを促進する教授・学習方法を用い、特に多職種連携・協働実践能力を習得・向上する授業展開は、地域包括ケアサービスの実践における多職種協働ならびにチーム医療の実践事例をもとに議論を深めて検討する。当該科目は必修科目で学生全員が履修してきており、授業アンケートの結果、総合的に良い授業であったと評価されている。特に、本科目の学習目標である、多職種協働・地域連携の概念理解は、講義と事例をチームで検討する学習方法により深まった。また、学生の自発性を促す授業展開、科目担当の各領域の教員の授業参画は、学生の課題探求力、学習への意欲を向上した。当該科目そのものが多職種によるチームで学ぶ構成で授業展開しており、この教授・学習方法は継続していきたい。一方、ほとんどの学生が勤務しながら学んでいる。特に平日夜間開講の共通科目に出席しやすい環境を整えて欲しいという学生からの要望に応え、希望者にはオンラインでの授業参加ができるようにした。

大学院でも、基本的態度として重要な日常的な挨拶の励行等を行っているが、改めて高い倫理性と豊かな人間性を更に身に付けるための教育の一環として捉えている。学校法人

として 6S 活動である「整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、作法」も年間を通して実行、継続、習慣化しているが、院生においても教養教育の実践として奨励している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では 2 か月に 1 回行われている教職員が全員参加する全体研修会があり、その中で年 1 回は開催する授業研究において、学生の理解を促す授業の工夫や実例の発表を行っている。前述の評価の視点「2-6-①」にて述べた学生へのアンケート調査の集計・分析結果を踏まえた研究の発表も行われる。ここで各教員・学科での分析や取組みの事例を、学科を超えて全学的に共有し、またこの研修会で共有した知見も参考にして各学科・教員が更に教授方法の工夫や開発を行い、継続的な授業研究の努力をしている。

また、教員が相互に授業参観を実施しており、年に 10 科目前後、1 科目につき数名の教員が授業を参観し、「授業参観シート」に記載し、FD 委員会を通して、授業担当者へ渡ることにより、科目担当教員と参観した教員双方の授業改善につなげている。

以下に、保健医療学部の各学科及び大学院保健医療学研究科における教授方法の工夫・開発について、説明する。

#### ① 看護学科

授業に対する評価に対し、以下のとおり取り組んでいる。

- 1) 授業ごとに学生の理解状況をリアクション・ペーパーや小テストなどで確認し、その都度教授方法の検討・修正を行っている。
- 2) 授業の最終日に実施している授業評価アンケート結果を基に、リフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために、意図・工夫した点について記載し大学に提出している。このリフレクション・ペーパーに記述することで、次年度に向けた課題の明確化が図られている。
- 3) 教員相互の授業参観により、シラバスとの整合性、授業運営・構成、授業スキルについて他教員から評価を受け、授業計画を検討する機会を作っている。なお、令和 2(2020)年度前期は、新型コロナウイルス感染症対策により実施できなかったが、後期は 7 回実施し参加者は 38 人であった。

#### ② リハビリテーション学科

入学時に基礎的な国語力や理科系科目の学力が不十分な学生には、能力の向上を目指すため、国語の補習授業や基礎学力向上のための講義や小テストを行い、学生が一定水準の学力が得られるようにしている。専門科目においては、特に、解剖学、生理学等、理解と暗記が求められる科目については、早い時期から国家試験を見据えた補習や小テスト等を繰り返し、知識の定着を促している。これらの授業は単位に認定されないが、学生の学力向上に役立っている。

国家試験に対する対策として、1 年次から、様々な授業で国家試験問題に触れ、具体的な問題に対する意識づけと共に、学修の指針が得られるようにしている。また、過去問やオリジナルの問題等の模擬試験を繰り返すと共に、習熟度別の国家試験ゼミを作り、教員のもと、学生が積極的に国家試験合格に向けて学ぶことができるようにしている。

授業は内容によって、教員による一方向的な講義形式の教育だけではなく、学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた

汎用的能力の育成を図る発見学習、問題解決学習、体験学習等のアクティブ・ラーニングを実施することにより、リハビリテーションの技術修得を促進している。また、授業の最終日に授業評価アンケートを実施し、結果を基にリフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図・工夫した点について記載し大学に提出している。このリフレクション・ペーパーに記述することで、次年度に向けた課題の明確化が図られている。更に、理学療法学専攻・作業療法学専攻では、教員相互の授業参観を行い、シラバスとの整合性、授業運営・構成、授業スキルについて他教員から評価を受け、授業計画を検討する機会を作っており、令和 2(2020)年度は、前期 1 回、後期 7 回実施し、参加教員 31 名であった。

### ③ 大学院

共通科目と専門性を深めるための専門科目を設け、更に修士課程の学修に必要な教育方法を、次のように取り入れている。

- 1) 保健衛生学分野、医療技術学分野及び助産学分野の科目を配置し、専門領域に留まらず、地域の人々の健康全般に関わり、疾病予防、健康維持・増進から疾病の回復、支援に至るまで、保健医療福祉の活動について幅広い領域の知識取得が可能であるように支援している。
- 2) 理論と実践の双方に配慮した講義・演習の多様な教育手法を取り入れたコースワークと、指導のもとに研究過程を展開するリサーチワークの組合せにより、より実践的で発展的な修士論文になるよう教育方法を配慮している。
- 3) 特別研究において、主指導教員と副指導教員による指導体制をとり、3 領域を超えた視点から多角的な研究推進のサポートが可能としている。
- 4) 2 年次に修士論文研究の中間発表会を 2 回開催し、大学院教員からアドバイスをし、優れた修士論文研究が行われるよう支援している。
- 5) 高度専門職業人の養成に向けて、ふれあいグループ病院施設並びに地域の医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士など、多職種連携のもとで指導を受けるように体制を整えている。その結果、在宅看護、高齢者・障害者支援、公衆衛生、精神保健、助産、女性保護、運動機能・脳機能・内臓機能に対するリハビリテーション療法などの領域を中心に地域の包括的な支援・サービス提供体制に必要な学びと研究を可能としている。
- 6) 学生が将来、高度専門職業人として、様々な職業で独自の研究を推進できるように支援していく。
- 7) 異分野学部からの入学者には、湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程第 5 条の規定により、専攻する専門分野・領域に関する保健医療学部の教育課程科目の学修を認め、保健医療学分野の知識基盤確立を図っている。
- 8) 助産学領域では教育方法の工夫として、実習施設の設備を駆使して実際の助産実践スキルを臨床指導者からアクティブ・ラーニングできるように連携している。また実習に入る事前演習としてペーパー及びロールプレイとシミュレーションで展開し、限られた分娩件数と実習期間を濃厚に学習できるように大学と実習施設で建設的に展開駆使している。

大学院の履修指導については、研究指導教員が学生に対して入学時ガイダンスを実施し、

修士課程における履修方法を説明する。研究課題、研究計画の概要、希望する研究指導教員を自主的に提出して、特別研究を担当する教授間で調整し、研究指導教員を決定している。また、修了後の進路に関しても理解を促すなど、各自の将来のキャリア形成への助言を積極的に行い、進路指導に取り組んでいる。なお、助産学領域では、他領域に比べて助産師養成所指定規則に準じた国家試験受験資格の必修科目と取得単位を要するため、講義と実習のカリキュラム・マップに沿って科目の独立性と連動性を考え効率的な学習になるように編成している。また、大学院では全ての領域で、再学習を希望する院生には、研究科履修規程に基づき、「科目等履修制度プログラム」を設け、保健医療学部の授業の聴講を許可している。保健医療学系以外の学修履歴を有する学生に対しても、当該プログラムを適用し、保健医療学部の授業を聴講させ、基礎的な素養の補完を入学当初に行っている。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料 3-2-1】 2021 年度 学生便覧 保健医療学部
- 【資料 3-2-2】 2021 年度 学生便覧 薬学部
- 【資料 3-2-3】 2021 年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科
- 【資料 3-2-4】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部看護学科
- 【資料 3-2-5】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部リハビリテーション学科
- 【資料 3-2-6】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 薬学部医療薬学科
- 【資料 3-2-7】 SYLLABUS 授業概要 2021 年度 大学院保健医療学研究科
- 【資料 3-2-8】 湘南医療大学授業科目履修規程
- 【資料 3-2-9】 2020 年度 授業参観開催実績

#### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

医療の現場で求められる人材の把握に努め、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを適宜見直していく。例えば、文部科学省が平成 30(2018)年 10 月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受け、看護学科においては、この改訂の内容を踏まえて、カリキュラム改訂を予定している。また、リハビリテーション学科では、平成 30(2018)年 10 月での厚生労働省の指定規則改正を受けて、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともにカリキュラムを改訂し、令和 2 年(2020)年度入学生より適用している。なお、リハビリテーション学科では専攻独自のディプロマ・ポリシーを検討しており、その変更に伴うカリキュラム・ポリシーの検討も行っている。

教授方法の工夫・開発については、全教職員が参加する全体研修会と FD 委員会を中心に、今後も継続していく。

大学院においては、研究指導教員が中心になって、入学前ガイダンスから研究課題の決定、研究計画の立案、研究指導、修士論文の作成を支援する一連の体制を構築して、2 年間を通じて指導を実施している。中間発表会 I, II 及び論文審査と口頭試問形式による論文審査会（主査 1 名、副査 2 名）を経て、合否判定を実施した。カリキュラム・ポリシーを基盤とした 2 年間の学修はそれぞれスムーズに展開できたため、年間計画は踏襲し、講義の展開は必要に応じて遠隔授業を実施しながら、今後も継続して行っていく。



### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学の学部では、各科目の到達目標やディプロマ・ポリシーとの関連性は、シラバスで明示している。また、学修成果の点検・評価については、GPA 制度の導入や授業の出欠状況把握、国家資格取得実績、進路状況、学生による授業アンケート等により実施している。

##### ① GPAによる成績評価

成績の評価方法は、世界的に汎用されている GPA (Grade Point Average) 制度を導入・運用している。成績評価は、5段階 (S、A、B、C、D) で示し、秀(S)～可(C)は合格としてグレードポイント (4、3、2、1) を付与、単位を授与し、不可(D)を不合格としてポイントは付与しない。当該制度は学生便覧への掲載などにより学生に周知徹底しており、修学指導 (学生面談・指導の実施) や保健医療学部看護学科保健師課程選抜、卒業時の被表彰者選出の参考として活用している。

##### ② 授業の出欠状況把握

授業等への出席については、「授業時間数の3分の2以上の者」(授業科目) 又は「全日程の5分の4以上の者」(実習科目) に定期試験の受験資格が認められている。学生の授業の出欠状況は、大学事務部がモニタリングし、チューター教員等は出欠状況を把握し、学生の個人面談を実施する等の支援的介入により、学修到達度に遅れが生じないように努めている。

##### ③ 国家資格の取得

本学では、入学してきた学生を4年後又は6年後に国家試験に合格させ、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、薬剤師といった医療専門職として、それぞれが目標とする職業に就かせることを目指している。そのため、国家資格の取得は重要な意味を持つ。第1期生が卒業した平成30(2018)年度以降の各種国家試験の合格率は、下表のとおり年度により全国平均を下回るものもあるが、概ね良好と認識しているところであり、今後とも合格率100%を目指し、国家試験結果の検証・分析や、毎月の運営管理会議で取組状況をフォローアップしつつ、学修方法の改善など対策を実施していく。

〔国家試験実績 (新卒)〕

資格	平成 30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和 2(2020)年度		
	受験者数	合格者数	合格率 (全国平均)	受験者数	合格者数	合格率 (全国平均)	受験者数	合格者数	合格率 (全国平均)
看護師	82人	79人	96.3% (94.7%)	78人	71人	91.0% (94.7%)	95人	91人	95.8% (95.4%)

保健師	12人	10人	83.3% (88.1%)	11人	11人	100.0% (96.3%)	13人	12人	92.3% (97.4%)
理学療法士	36人	33人	91.7% (92.8%)	38人	35人	92.1% (93.2%)	36人	34人	94.4% (86.4%)
作業療法士	26人	20人	76.9% (80.0%)	34人	33人	97.1% (94.2%)	37人	29人	78.4% (88.8%)

#### ④ 進路実績（就職・進学等）

国家資格の取得と同様に、学修成果として進路決定状況も重要な意味を持つと認識している。第1期生が卒業した平成30(2018)年度以降の進路決定状況は、下表のとおりであり、毎年度90%以上の進路決定率を確保している。なお、就職・進学希望した学生のうち、進路が決まらなかったものの94.3% (33/35人)が、国家試験不合格であった。なお、卒業生に対しては、本学を運営する学校法人湘南ふれあい学園の設置母体であるふれあいグループの病院への就職者につき、職場訪問を行うなどし、卒業後の状況把握に努めている。

[進路（就職・進学）決定状況]

学科	平成30(2018)年度				令和元(2019)年度				令和2(2020)年度			
	卒業生数	希望者数	決定者数	決定率	卒業生数	希望者数	決定者数	決定率	卒業生数	希望者数	決定者数	決定率
看護	82人	81人	78人	96.3%	78人	77人	71人	92.2%	95人	93人	90人	96.8%
リハビリテーション	62人	61人	51人	83.6%	72人	72人	68人	94.4%	73人	73人	64人	87.7%
学部合計	144人	142人	129人	90.8%	150人	149人	139人	93.3%	168人	166人	154人	92.8%

#### ⑤ 学生による授業アンケート

本学では、学修成果の点検・評価方法として、前述（評価の視点「2-6-①」）のとおり、「FD ネットワークつばさ」の授業評価アンケートと学習成果等アンケートを、本学独自調査として「学修等に関する調査」、「新入生アンケート」、「卒業時アンケート」を実施し、学生へ提供する教育内容等について、これらアンケート等の結果を活用しながら、講義内容の見直しや講義方法の工夫を含め、教育内容の向上に努めている。

大学院においては、学部同様に成績の評価方法でGPA制度を導入・運用している。また、「FD ネットワークつばさ」の「授業評価アンケート」を実施している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教務委員会において教育課程の制度的な改善を行う体制を、FD委員会において効果的な教育方法の工夫・開発を行う体制を確立している。

学修成果の点検・評価、並びに教育内容・方法及び学修指導等の改善のために必要不可欠な情報収集の手段として、前述の評価の視点「2-6-①」に述べたとおり、「FD ネットワークつばさ」の「授業評価アンケート」、「学修成果等アンケート」等を実施し、集計結果を、各担当教員へフィードバックし、結果は学内会議での情報共有や学内掲示により公表している。また、今後の授業の改善点や学生の理解度を高めるために、リフレクション・ペーパーを作成、提出させている。更に、授業評価の低い教員に対しては、リフレクシ

ン・ペーパーの作成に加え、総合平均が3点未満の項目に関して、授業改善計画書の作成・提出を求め、必要に応じ、学科長と当該教員との面談を重ねている。一方、評価が高かった教員の中から学科で人選し、全体研修会で授業改善に係る先進事例として発表させ、教員間での情報共有を図っている。

また、学生の成績の推移等の統計データを教務委員会やFD委員会にて共有し、教員、学科においては学生の成績の推移に影響を与える因子を分析している。これらは大学の全職員が出席する全体研修会において、継続的に分析検討結果等について報告されており、教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

教員は、定期的に学会や研究会等に出席し最新の教授法の知見を得て、これらを実践的に授業に採り入れる等の工夫をしている。これらの取り組みについても、全体研修会にて事例報告を行い、教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

なお、本学は開学して7年目を迎え、現在のところ第3期生まで社会へ送り出している。これまでの教育実績を経て、三つのポリシーに謳った学修成果を得られたかどうかを点検・評価するための入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果等のデータを分析し、検討を行うこととしている。

大学院においては、最初の修了生が輩出されてから、修了生の成績、修士論文の内容などを分析し、三つのポリシーに謳った学修成果を得られたかどうかを点検・評価する。そのために、入試データ、入学後の履修状況・論文審査等のデータを継続的に蓄積している。加えて、助産学領域では国家試験受験資格の必修科目が履修され単位取得できることと併行して修士論文の作成過程と成果について評価している段階である。なお、令和2(2020)年度末に第1期生を輩出したが、修了者の中には、「本学大学院を修了しキャリアアップに繋がった。」と専門誌に報告するものや、大学の教員(講師)に就任するものが見られ、また、助産学修了者には、研究成果を日本助産学学会で発表し、論文を投稿しているものもいた。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料3-3-1】湘南医療大学 国家試験実績(平成30年度～令和2年度)

【資料3-3-2】湘南医療大学 卒業後進路状況(平成30年度～令和2年度)

【資料3-3-3】2020年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果(前期・後期)

【資料3-3-4】2020年度 大学院 授業改善アンケート結果(前期・後期)

【資料3-3-5】2020年度 学習成果等アンケート集計結果

【資料3-3-6】2018年度 学修等に関する調査結果

【資料3-3-7】2020年度 卒業時アンケート

【資料3-3-8】2021年度 新入生アンケート

#### (3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

学部においては、今後も継続的に、入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果、個人面談記録等を蓄積して、学修成果が国家試験の結果等につながるように、教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価結果のフィードバック体制の運用を維持していくとともに、三つのポリシーの観点からの学修成果の点検・評価システムの向上を図つ

ていく。また、学修成果がさらなる国家試験の合格率向上につながるべく、教育内容・方法および学修指導等の点検・評価結果のフィードバック体制の運用を図っていく。

各種アンケートに基づく調査結果については、その組織的・体系的な分析と情報共有、それをエビデンスとした改善活動は、必ずしも十分とは言えず、今後、分析方法や活用方法について検討を行う。また、卒業生や就職先への調査についても、これまで第3期生を輩出したことから、その実施を検討する。更に、本学においては、学生個人の詳細な学修状況を教職員が把握し、当該学生と共有するための修学ポートフォリオの活用は未だなされていない。今後、修学ポートフォリオにより双方向コミュニケーションを行う中で、各学生の学修状況を随時かつ的確に把握し、学修上の課題や問題点等についてより効果的かつ合理的な学修指導を行うべく、学修指導システムについて検討していく予定である。

大学院に関しては、研究指導教員が中心になって、入学前ガイダンスから研究課題の決定、研究計画の立案、研究指導、修士論文の作成を支援する一連の体制を構築している。それに基づいた初めての修了生6名が、令和2(2020)年度末に輩出された。令和2(2020)年度に実施したアンケート形式での授業評価・教員評価の結果については、共通科目10科目における総合平均で4.2であり、保健医療に関する高度な専門的知識を包含した科目内容および教育方法であり、高い評価を得た結果であった。専門科目では、総合平均が4.4であり、それぞれの専門科目において大学院生の研究に直接関連の深い教授内容であったと評価される。共通科目および専門科目を研究基盤として履修し、それぞれの修士論文完成へつながったといえる。今後の改善及び向上の方策としても、今回の高い評価結果を維持継続できるようにすることや、入試データおよび入学後の履修状況・論文審査等のデータを継続的に蓄積して、科目の成績や修士論文審査結果に基づく改善向上策を検討するとともに、フィードバック体制を構築して、三つのポリシーの観点から運用・実施していく。

### 【基準3の自己評価】

本学の社会的使命を果たすべく、学部学科及び研究科で定められた三つのポリシーを確実に具現化すべく、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査などを定期的実施し、その成果を活用することで、学修成果の点検・評価及び教育内容・方法等の改善に努めている。学生の学修状況に関してはディプロマ・ポリシーを達成すべく、カリキュラム・ポリシーに基づきカリキュラムを編成し、その運営を行っている。教育課程は、カリキュラム・マップや科目ナンバリングにより体系的・計画的なものとして提示されているとともに、シラバスにおいて各科目の到達目標やディプロマ・ポリシーとの関連が明示されるなど、学生の自主的・自律的な学修が図れるようにしている。各学生の学修状況に関しては、明確な成績評価基準、単位認定基準によって評価・判定されている。また、各種調査やアンケート結果等は公表するだけでなく、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。特に、「授業評価アンケート」に関しては、フィードバックされた結果を各教員が個人的に振り返りを行い授業改善に反映させ、組織的には学内研修会等のFD活動を通じて検討するなど、学修成果の改善・向上に反映させるシステムが構築されている。

以上のことから、「基準3」を満たしていると判断する。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、学校教育法第 92 条第 3 項において「教務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。湘南医療大学（以下「本学」という。）では、学長を、学長任用規程第 2 条において「本学の教育研究方針を実現する教学面での責任者」と定め、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有することを明示している。また、本学において学長は、理事長が兼務しており、開学当初から運営管理会議議長、教授会議長、各種委員会の委員長を務め、本学の運営・管理全般に対してリーダーシップを発揮できる体制とし、建学の理念に基づく運営方針による意思決定の礎となっている。

学長を補佐する主な体制としては、運営管理会議の設置と副学長の配置が挙げられる。

運営管理会議は、部局や大学全体の運営に係る重要事項を審議するために、各学部と大学院に設置している。原則として、学部運営管理会議は毎週、大学院運営管理会議は毎月の開催とし、理事長、学長、幹部教員（副学長、学部長、研究科長、学科長）に加え、法人本部事務局長、大学事務部長も構成員となり、教職協働体制としている。

また、本学では副学長に関する規程を定め、副学長 2 人を配置している。副学長は、学長の職務を補助するとともに、学長の命を受けてその委任する業務を分担することにより、学長の大学運営全般に亘るリーダーシップの発揮をサポートしている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学を運営する「学校法人湘南ふれあい学園」（以下「学校法人」という。）の業務執行体制及び大学の教育研究事務業務執行体制については、「学校法人湘南ふれあい学園事務組織及び事務分掌に関する規程」（以下「事務組織等規程」という。）に規定され、部署の所管業務及び事務分掌を明確にし、学校法人業務と大学業務を区分しつつ、小規模大学の特性を生かした体制を整えている。

本学の教育研究支援体制は、大学事務組織全体で支援しており、このうち教育については、教務委員会、学生支援委員会等が中心となって、教務、カリキュラム、学外臨床・臨地実習、学生厚生指導を担当し、適切に審議事項を処理し、運営管理会議と連携して運営する体制としている。研究についても、研究推進室会議と運営管理会議が連動し、研究支援に係る運営を担当している。また、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)

活動については、ファカルティ・ディベロップメント委員会が、教育研究活動等の自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が、それぞれ運営管理会議と連携しながら担当する体制としている。更に、学部においては教授会、大学院においては研究科委員会が、学生の入学及び卒業（課程の修了）、学位の授与に加え、教育研究に関する重要事項で教授会（研究科委員会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項につき審議し、学長が決定を行うに当たっての意見を述べる仕組みとしている。

このように、本学は、業務を各委員会へ分散し、運営管理会議と連携して問題並びに課題を迅速に解決できる執行体制を確保し、運営効率を高めている。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働により職務が行われるように留意している。大学では事務部を設置し、総務担当、教務・学生支援担当、大学院担当、入試・広報担当、図書館担当を置き、各職員における業務、役割の明確化を行っている。そのため、学生の学修、生活環境の充実に向けた支援について、担当職員が専門性を発揮して遂行することができる配置となっているとともに、学校法人の「事務組織等規程」第1条第2項では、各事務組織は「相互の連絡を図り、すべて一体として事務機能を発揮し、建学の理念に基づく教育・研究の資質向上並びに学園の円滑な運営に寄与するために機能することを目的にする。」と定めており、毎日始業時での事務部朝会などによって情報共有についても、教学マネジメントを十分に機能させることができる体制となっている。また、各委員会においては、教員に加えて大学事務部長を委員として配置し、相互に委員という意識・立場から協働し、大学内の問題点等について審議、検討を行うことができる体制としている。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料 4-1-1】 湘南医療大学組織図 令和 3(2021)年 4 月
- 【資料 4-1-2】 湘南医療大学学部運営管理会議規程
- 【資料 4-1-3】 湘南医療大学大学院運営管理会議規程
- 【資料 4-1-4】 湘南医療大学副学長に関する規程
- 【資料 4-1-5】 湘南医療大学副学長の分掌について
- 【資料 4-1-6】 学校法人湘南ふれあい学園事務組織及び事務分掌に関する規程
- 【資料 4-1-7】 湘南医療大学教授会規程
- 【資料 4-1-8】 湘南医療大学保健医療学研究科委員会規程
- 【資料 4-1-9】 湘南医療大学教務委員会規程
- 【資料 4-1-10】 湘南医療大学学生支援委員会規程
- 【資料 4-1-11】 湘南医療大学研究推進室規程
- 【資料 4-1-12】 湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 4-1-13】 湘南医療大学自己点検・評価委員会規程

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定と教学マネジメントに係る学長のリーダーシップが発揮されるように設

置した副学長、運営管理会議、教授会、各委員会、事務部等の組織は、適切な業務分担の下、機能的かつ適正な業務執行に努め、学長を補佐している。本学は、平成 27(2015)年度の開学から 7 年目を迎えた。その間、保健医療学部では第 3 期生までを社会へ輩出したとともに、大学院や薬学部の設置、医療職のキャリア支援事業の充実など、活動規模を拡大してきた。現在、文部科学省へ申請中だが、来年度には看護学部の定員増を予定しており、また、今後の計画として大学院博士課程の設置などを検討している。今後とも、組織体制及び運営のブラッシュアップを図り、迅速・円滑な意思決定に資する体制整備を行い、マネジメント体制の適正化と強化を図っていく。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

###### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学における専任教員の数については、大学については大学設置基準（昭和 31 年 10 月 22 日文科省令第 28 号）第 13 条により、「大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（中略）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。」と、大学院は平成 11 年文部科学省告示第 175 号「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」により、「一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条各号に掲げる資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、（略）」と、それぞれ定められている。これを踏まえつつ、本学では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を実施し本学の目的を達成できるように、教員の確保と配置を行っている。教員組織の編成に当たり、特に専門科目については、両学部及び研究科ともに、十分な教育又は研究業績を有する専任教員を配置している。なお、薬学部は令和 3(2021)年 4 月開設であり、設置計画履行 1 年目にある。

【専任教員 令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在 (単位：人)】

#### ア 保健医療学部

学科	専攻	教授等					設置基準上必要数
		教授	准教授	講師	助教	合計	
看護		11	6	7	13	37	12(6)
リハビリテーション	理学療法	7	2	1	3	13	—
	作業療法	5	0	6	1	12	—

	合計	12	2	7	4	25	8(4)
学部合計		23	8	14	17	62	32(16)

※設置基準上必要数の( )内は、教授の数を記載

※設置基準上必要数 32(16)のうち、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は12(6)

#### イ 薬学部医療薬学科

区分	教授等					設置基準上必要数
	教授	准教授	講師	助教	合計	
現在(令和 3.5.1)の 完成年度時の計画	17	11	8	8	44	30(15)
現在(令和 3.5.1)の 状況	11	5	4	1	21	—

※設置基準上必要数の( )内は、教授の数を記載

#### ウ 大学院保健医療学研究科

区分	教授	准教授	講師	助教	合計	設置基準上必要数
保健医療学専攻 (修士課程)	16	4	3	1	24	6(4)

助教以上の教員採用については、「湘南医療大学常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程」及び「湘南医療大学常勤教育職員採用基準に関する規程」に基づき、学術論文や業績内容、学会発表による研究上の能力・業績と、大学及び当該分野での教育経験などによる教育上の能力・業績、その他実績について、運営管理会議での審査・選考を経て、理事長が任命している。

また、教員の昇任については、「湘南医療大学常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程」及び「湘南医療大学常勤教育職員採用基準に関する規程」に基づき、研究能力及び業績、教育能力及び業績、学内業績への貢献、社会貢献の評価により運営管理会議での審査・選考を経て、理事長が決定している。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD に関する企画・立案等は、ファカルティ・ディベロップメント委員会が担当している。

FD 活動は、大学設置認可申請にあたり提出した「大学設置の趣旨等を記載した書類」に記載した FD 活動長期計画（以下「長期計画」という。）に基づいて、実施している。

なお、以下に説明する保健医療学部における取組 16 項目のうち、「③教員相互の授業参観と公表」、「④臨床実習指導方法に関する講習会」、「⑫教員の研究活動の報告書の発刊」を除く 9 項目は、毎年 5 回実施しているふれあいグループの全体研修会の大学部会及び専門部会別研修会の一部として組み込み実施されている。これら全体研修会、専門部会は教職員全員参加であり、全ての FD 活動は、学部 FD 及び大学院 FD の共通開催である。



### ① 新任教員及びその他の教員に対する教育方法、学生指導の研修

開学時より年度最初のグループ全体研修会の大学部会において、大学の理念や教育方針、学科別の教育目的・目標、学生指導方法等に関する研修を実施している。また、新任教員には各学科長及び事務担当者から、教育方法や学生指導について具体的に説明している。

### ② 学生による授業評価と結果の公表

開学初年度から「FD ネットワークつばさ」の共通フォーマット、実習科目は学科独自に作成した調査様式を用いて授業評価アンケートを実施した。ただし、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策により全時間を学内に振り替えた実習科目は、講義、演習科目と同じ「FD ネットワークつばさ」の共通フォーマットを用いた。

アンケート結果は、授業科目ごとにデータ化し、科目担当教員にフィードバックすると同時に、今後の授業改善内容を記す「リフレクション・ペーパー」の作成と提出を依頼した。

講義、演習科目は授業科目群別のレーダーチャートを作成し、学内掲示板への掲載により学生に公表している。実習科目の結果は、臨地実習指導者会議または臨床実習指導者会議で報告し、実習指導改善の基礎資料として活用した。

### ③ 教員相互の授業参観と評価

開学から2年間は、看護学科・リハビリテーション学科合同で、それ以降は、学科別に実施した。実施回数及び参加人数は【資料 4-2-8】のとおりである。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策により対面講義が困難となったが、工夫して継続実施した。授業を公開する教員は希望及び輪番制としており、新任を除き、授業を行っているほぼ全教員が一度は実施している。また、参観は前期、後期それぞれ1回以上を原則としている。

参観者は、一定の評価項目と自由記載からなる参観シート（無記名）を提出し、授業担当者に今後の授業改善に活用してもらうために、フィードバックしている。

### ④ 臨床実習指導方法に関する講習会

看護学科、リハビリテーション学科ともに、毎年、臨地実習指導者会議又は臨床実習指導者会議に引き続き、講習会や研修会を実施してきた。臨地実習内容や指導方法、学生の特徴、配慮を要する学生への指導方法などをテーマに取り上げ、意見交換やグループワークの機会を設けた。これにより、大学側と臨床側の共通理解を深め、円滑な臨床実習の実施につながった。

### ⑤ 授業方法改善検討会

開学時から、ふれあいグループ全体研修会の大学部会において、テーマとして毎年複数回取り上げ、実践例の提供と検討を重ねてきた。「学生による授業評価が上昇した教員による授業の工夫や改善点」は、継続実施しているテーマであり、教員の関心が高い。また保健医療学部全教員で取り組む「チーム医療論」に関する検討、入学前教育・初年次教育の実施状況報告も、毎年継続実施している。今後は大学院の授業方法も取り上げて検討を実施していく予定である。

### ⑥ 他大学の教育方法の伝達

ふれあいグループ全体研修会の大学部会においてテーマとして取り上げるとともに、両学科のFD委員から他大学で展開している研修に参加し、発表形式の研修を実施した。また、他大学から赴任してきた教員が前任校における教育手法の紹介を行った。

#### ⑦ プレゼンテーション技法の講習

開催実数としては少ないが、⑤授業方法改善検討会で実施している「学生による授業評価が上昇した教員による授業の工夫や改善点」の一部に含まれ、毎年何らかの内容を実施している。例えば、学生に理解しやすい配布物やパワーポイントの作成や板書、教育支援システム manaba による配信、演習時のデモンストレーションなどである。

#### ⑧ 教育改善のための機器利用の講習

アクティブ・ラーニングの推進に関連したクリッカーや DVD 教材の活用、遠隔授業に関連した教育支援システム manaba を活用した授業展開、三密を避け少人数複数教室に配信する機器利用など、必要に応じた機器利用の講習を実施し、円滑な授業運営を支援した。

#### ⑨ 自己点検評価に関する研修

ふれあいグループ全体研修会の大学部会において、自己点検評価に関する研修を毎年実施した。これとは別に、令和 2(2020)年度には、認証評価に関する研修会を開催した。

#### ⑩ 卒業生の修学・就職・進学等の分析検討会

卒業前からのキャリア支援、国家試験への積極的な対策が重要であると考え、長期計画を一年前倒しして、1 期生が 4 年次となる平成 30(2018)年度から FD 研修を毎年複数回実施した。特に毎年 4 月には、就職状況と国家試験結果について報告し、分析結果をもとに意見交換を行っている。また、卒業直前に 4 年間の修学、就職、国家試験支援等についてアンケートを実施し、その結果を会議で分析し、教職員間で共有して、教育活動に役立てている。保健医療学部では 3 期生まで輩出したため、今後は卒業生を対象としたアンケートの実施を検討していく予定である。また、大学院では令和 2(2020)年度末に 1 期生を輩出したところであり、今後、継続的な分析検討を進めていく予定である。

#### ⑪ 教員・大学としての地域貢献に関する講習

長期計画よりも早期から、年 1 回テーマに取り上げ、大学としての地域貢献に果たす役割やさまざまな形態による地域貢献の方法等について理解を深めた。令和元(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、地域貢献活動そのものが実施困難な状況となったため、実施を見合わせた。

#### ⑫ 教員の研究活動の報告書の発刊

年 1 回開催しているふれあいグループの医療・教育研究会のプログラム・抄録集がこれにあたり、大学部会として保健医療学および大学院教員全員が毎年発表している。

#### ⑬ 教員と臨床現場との連携活動検討会

臨地実習及び臨床実習を通じた教員と臨床現場との連携活動のほかに、共同研究、講義・演習への参画、キャリア教育の相互支援等においても連携活動を開始している。また令和元(2020)年度には、ふれあいグループ全体研修会の大学部会で、教員と臨床現場との連携活動をテーマとした研修を実施している。今後、更に活発な連携活動を推進していく予定である。

#### ⑭ 科学研究費等の外部資金講習会

ふれあいグループ全体研修会の大学部会で、開学年度より毎年 1 回以上、科学研究費補助金獲得のための工夫や研究内容や研究手法などについて、採択者の講演を実施した。また、研究不正防止や利益相反管理、データ管理などについて、研究倫理委員会担当者や事

務担当者が制度や実例等により説明し、理解を深めた。

#### ⑮ カリキュラムの再検討会

開学2年目から看護学科とリハビリテーション学科合同のカリキュラムワーキングを立ち上げ、同ワーキングが中心となってカリキュラムの再検討を進めてきた。これにより、令和元(2019)年度に看護学科、令和2(2020)年度にリハビリテーション学科のカリキュラムを改訂した。更に、令和4(2022)年度に看護学科カリキュラム改訂準備を進めている。これに伴い、ふれあいグループ全体研修会の大学部会でテーマに取り上げ、教員全員がカリキュラムを理解し円滑な授業運営ができるようにした。今後は、大学院のカリキュラムの再検討に取り組む予定である。

#### ⑯ 授業評価、実習評価の妥当性に関する講習会

後述する学生による授業評価と結果を用いた検討会を、ふれあいグループ全体研修会の大学部会で実施した。授業評価結果を用いた授業方法の工夫の実際と授業評価の変化等から、授業評価、実習評価の妥当性についてのグループワーク、成績評価基準をテーマとした講習等を実施した。なお、令和2(2020)年度以降、対面授業のみ、遠隔授業のみ、対面授業と遠隔授業の両方と様々な授業形態で開講してきたが、一律の評価方法で問題なかったか今後検討が必要となる。

こうした長期計画とは別に、学科の特殊性にあわせた独自のFD活動を実施している。看護学科では平成29(2017)年度から令和元(2019)年度まで、看護学教育研究共同利用拠点千葉大学大学院看護学研究科附属看護実践研究指導センターのFDマザーマップを利用した研修を継続実施し、千葉大学大学院看護学研究院教授の和住淑子先生を講師として招聘した。また、令和4(2022)年度でのカリキュラム改訂に向けた研修として日本看護系大学協議会常任理事の小山真理子先生を招聘し、令和3(2021)年2月に「社会の動向をふまえた看護基礎教育カリキュラム-教育内容、能力の積み上げを目指す実習、質と安全を保障する教育-」をテーマとした研修会を実施している。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料4-2-1】湘南医療大学常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程
- 【資料4-2-2】湘南医療大学常勤教育職員採用基準に関する規程
- 【資料4-2-3】湘南医療大学常勤教育職員昇任基準に関する規程
- 【資料4-2-4】湘南医療大学学部運営管理会議規程
- 【資料4-2-5】湘南医療大学大学院運営管理会議規程
- 【資料4-2-6】湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料4-2-7】2021年度FD委員会活動テーマ一覧
- 【資料4-2-8】FD研修計画の実施状況一覧(2015～2020年度)

#### (3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、教育目的を達成するために適切に教員を配置していくとともに、定期的に行っている学内の研修会及び学外の研修会、学会等を通じて、教員の教育研究力の向上を継続していく。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、SD に関する企画・立案等は、FD 同様、ファカルティ・ディベロップメント委員会が担当している。研修としては、2 ヶ月ごとに教職員全員が参加する全体研修会を行っており、その中で SD を実施し、教職員の資質向上を図っている。令和 2(2020)年度では、学生募集やシラバス、IR (Institutional Research)、業務改善などをテーマに実施した。また、原則年 2 回、学校法人の設立母体である医療法人グループと合同で、医療・教育研究会を開催しており、教職員以外の医療関係者やグループ内の専門学校職員も参加し、臨床現場の意見や他の教育機関の手法も大学運営に反映できるように取り組んでいる。

これらの研修会には、毎回全事務職員が参加し、持ち回りで事例研究等の発表や、グループワークを行っている。研修会後には報告書を作成・提出している。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 4-3-2】湘南医療大学 全体研修会（令和 2(2020)年度）実績

###### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD の研修会を全員参加で年に 6 回実施という充実した体制を継続し、引き続き職員の資質・能力向上に努めていく。また、これまで機会は少なかったが、他大学や大学関係団体が開催する外部研修へも職員を積極的に参加させ、その成果を学内へフィードバックさせていく。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は講座制を採っておらず、上席の教員に取り組む研究や研究メンバーを制限されることはなく、教員個人のニーズで研究テーマを設定しやすいとともに、十分な研究業績を有する教員が研究領域を超えて、若手の実務家教員への助言を行える環境にある。

また、本学を運営する学校法人の設置母体である医療法人グループ「ふれあいグループ」の病院や介護老人保健施設等の現場の医療人と、講義や臨地・臨床実習だけでなく研究での連携も実施することができ、恵まれた環境下にある。加えて、毎年2回行っているふれあいグループ全体の研修会では、大学の研究の成果を発信するとともに、社会的に広く求められる保健・医療・福祉・教育の現場の課題を知ることができる。

文献に関しては、保健医療分野を中心に計画を上回るスピードで図書館の蔵書を充実させており、購読雑誌や電子ジャーナルも増やしており、教員は随時これらを利用できる。

実験設備に関しては、分野によってはまだ十分といえないところもあるが、大学から毎年配分する個人研究費や教員が獲得する競争的資金により SPSS 等の解析ソフトや PC、書籍、各種消耗品類は十分に揃っている。

平成30(2018)年4月、ふれあいグループの本部である湘南東部総合病院内に湘南医療大学臨床医学研究所を設置した。ここでは、臨床医学と基礎医学の橋渡しの研究を行うべく様々な研究機器を整備し、研究活動を行ってきたが、活動活性化のための助成制度を創設するなど、当該研究所における共同研究を一層推進していく。

なお、本学は研究推進室を設けており、これら研究環境の整備による研究活動支援を組織的に推進できる体制となっている。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は「湘南医療大学研究倫理規程」（以下「研究倫理規程」という。）及び「湘南医療大学研究倫理委員会規程」、「湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項」を定め、これらに基づき年に数回研究倫理委員会を開催するとともに、侵襲性や介入性のない研究計画の審査申請については、迅速審査という形式で随時審査を行い、組織として常に倫理的に問題の生じない体制を確立している。

研究倫理委員会の委員は、学長が指名した副学長、学部長、研究科長、各学科教員、医系教員（副学長）、事務職員、学外有識者(3人)で、両性を含む構成とし、侵襲性や介入性を伴う研究計画に対し多様な視点から倫理審査を実施している。令和2(2020)年度の実績としては、研究倫理審査委員会を4回開催し、委員会にて教員、学生を合わせて、10件の一般審査をし全10件を条件付き承認、迅速審査では42件を審査し全42件を承認した。

また、本学では、研究倫理教育を毎年全教員と研究支援に係る全職員に義務づけており、独立行政法人日本学術振興会が提供する Eラーニングコース：eLCore を利用している。また、全教員を対象とした研修として「研究活動における研究不正行為防止に関する研修」を実施しており、令和2(2020)年度は9月26日(土)に開催し、不正行為防止と研究費不正使用防止につき教育を行った。

これらに加えて、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関しては、本学において不正が発生することのないように、これまで以下の指針や規程を定め、不正の

未然防止の体制を整備し、運用してきた。

- ア 湘南医療大学研究活動の不正行為に関する取扱指針
- イ 湘南医療大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則
- ウ 湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則
- エ 湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則
- オ 湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針
- カ 湘南医療大学における研究不正防止計画
- キ 公的研究費等に係る適切な運営管理について
- ※ 上記ア及びイは、ウ及びエの制定に伴い廃止

また、令和 2(2020)年度には、「湘南医療大学利益相反管理規程」及び「湘南医療大学研究データの保存等に関する規程」を新たに制定し、12 月開催の全体研修会にて全教職員へ説明・周知するなど、研究倫理の確立に努めている。更には、令和 3(2021)年 4 月での薬学部開設にあわせ、「湘南医療大学研究室における秘密情報管理規程」と「湘南医療大学における動物実験等に関する規程」を制定し、研究倫理体制の確立を確実に図っている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費は、研究助成を目的として学内規程で定められている。まず、職位により教授 30 万円/年、准教授 25 万円/年、講師 20 万円/年、助教 15 万円/年を上限とした個人研究費を支給している。加えて令和元(2019)年度からは、外部資金の導入促進や研究成果の一層の活性化のため、特別研究費を創設した。これは、科学研究費補助金申請の助成として、前年度科学研究費助成事業に申請し不採択となった者で引き続き申請を行うものへは 20 万円/件（種目 1A）、新たに翌年度科学研究費助成事業に申請を行う者へは 15 万円/件（種目 1B）を、また、学会発表の助成として旅費 10 万円/件（種目 2）をそれぞれ上限に支給する制度であり、支給件数は次のとおりとなっている。

区分	種目 1A	種目 1B	種目 2
令和元(2019)年度	5 件	16 件	13 件
令和 2 (2020)年度	12 件	6 件	3 件

上述の特別研究費のほか、科学研究費補助金をはじめとした外部資金の獲得を推奨する取組として、毎年度、全体研修会において、科学研究費補助金の採択を受けた教員が講師となり、研究内容や方法、採択のための工夫などについて説明を行っている。また、外部資金の運用に関しては、不正使用を行わないよう、評価の視点「4-4-②」で説明した規程等に則り、適正に管理されている。

研究能力の育成上、国内外の学会に参加し、研究成果を発信することや、他の研究者の研究から学ぶことも重要であり、学会参加については、本人の申請によりその機会が与えられている。学会参加費用に関しては、国内外を問わず大学が配分した教員の個人研究費や特別研究費から拠出されている。

◇エビデンス集・資料編

- 【資料 4-4-1】 湘南医療大学臨床医学研究所規程
- 【資料 4-4-2】 湘南医療大学研究推進室規程
- 【資料 4-4-3】 湘南医療大学研究倫理規程
- 【資料 4-4-4】 湘南医療大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-5】 湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項
- 【資料 4-4-6】 湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則
- 【資料 4-4-7】 湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則
- 【資料 4-4-8】 湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針
- 【資料 4-4-9】 湘南医療大学における研究不正防止計画
- 【資料 4-4-10】 公的研究費等に係る適切な運営管理について
- 【資料 4-4-11】 湘南医療大学利益相反管理規程
- 【資料 4-4-12】 湘南医療大学研究データの保存等に関する規程
- 【資料 4-4-13】 湘南医療大学研究室における秘密情報管理規程
- 【資料 4-4-14】 湘南医療大学における動物実験等に関する規程
- 【資料 4-4-15】 湘南医療大学個人研究費規程
- 【資料 4-4-16】 湘南医療大学特別研究費規程
- 【資料 4-4-17】 湘南医療大学学会・研修会等参加規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究を行う教員の意見を聴取しながら研究環境の改善に努めていくとともに、研究倫理や研究不正防止に関する国の法令の動向に応じた体制や規程の整備を行い、研究倫理の確立並びに研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止の徹底を図っていく。

**【基準 4 の自己評価】**

教学マネジメントについては、学長がリーダーシップを執れる体制を確立しており、副学長と各委員会、事務職員がこれを支援する体制も整備されている。

また、教育目的を達成するために教育課程に即した教員の配置、並びに FD 等による教員の教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実施できている。

職員については、年に 6 回の全員参加の SD 研修会により、資質・能力向上を継続的に実施している。

研究支援については、研究環境の制度的・物的整備、研究倫理・不正防止体制の確立・運用、研究費の配分ができている。

以上のことから、「基準 4」を満たしていると判断する。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、学校法人湘南ふれあい学園（以下「学校法人」という。）が運営している。「学校法人湘南ふれあい学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と建学の精神「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、学校教育及び保育を行い、社会に奉仕する人材を育成することを目的とする。」と定め、理事会が理事の職務の執行を監督しつつ、学校法人の業務を決し、理事長が学校法人を代表し、かつ業務を総理すると明示している。理事会及び評議員会は、月 1 回から 2 か月に 1 回の頻度で開催し、寄附行為の定めに基づき運営され、議案及び報告を行っている。また、「学園運営会議」、大学の「運営管理会議」を開催し、予め、理事会への議案、報告事項及び評議員会の諮問事項、報告事項を検討している。その他、「事務組織及び事務分掌に関する規程（学校法人湘南ふれあい学園）」、「学校法人湘南ふれあい学園経理規程」（以下「経理規程」という。）、「学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規定を制定し、法人の業務運営が適切に行われる体制を整備して運営している。

また、教職員に対しては、「学校法人湘南ふれあい学園教職員の倫理に係わる行動規範」において「建学の精神のもとに、人間を大切にすふれあいの心、思いやりの心を育み、高度な知識、技術の取得や研修、教育の質の向上のための行動に努め、その人らしさと個別性を尊重する教育を行い、社会に役立つ人を育てることを目指している」ことを求めている。

また、開かれた法人運営の実現、法人のリスクの早期発見及び自浄作用の向上を図るために、「学校法人湘南ふれあい学園情報公開規程」、「学校法人湘南ふれあい学園公益通報に関する規程」を整備し、社会的機関としての組織倫理を規定し、法令、規則の遵守を通じて経営の規律と誠実性の維持に努めている。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

学校法人の使命・目的を達成するために、令和元(2019)年度から令和 4(2022)年度までを第 1 期事業計画期間とする中長期計画を策定し、それを事業推進の礎とした活動として実践している。本学学則第 1 条の目的に、「湘南医療大学は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究活動を通じて、地域社会に貢献すること



を目的とする。」と具体的な使命・目的を定めており、その実現に向けて、「中長期計画」を大枠の基盤として、毎年度の事業計画の方針に反映させた予算編成を策定し、評議員会諮問を経て、理事会で議決している。一方、会計年度終了後、法令に定められた期間までに、事業報告及び決算について、理事会で承認・決定し、評議員会に報告している。

また、本学は、各学部・研究科の運営管理及び教学に関し、効率的かつ有機的に機能させる意思決定機関として「運営管理会議」を設置し、「運営管理会議規程」に則り、本学と法人間での意思共有を図り、審議を行っている。なお、令和 2(2020)年度の寄附行為変更の認可時に、「経常収入に対する教育研究経費の割合が同系統の大学等を設置する学校法人に比べ低く、また、近年この割合が低下傾向にあることから、教育研究条件の充実向上に取り組むこと。」との助言事項があり、収入に見合う内容で、教育の質向上、研究活動の低下防止に必要な経費を配分し、継続的に教育・研究への取り組みに対して改善を進めているところである。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の建物は環境保全のため、全館に LED 照明を導入し、また、廊下やトイレ等の共用スペースは自動点灯・消灯システムにより、電力使用の省力化を図っている。加えて、エアコン温度設定は、事務室で集中管理とし、冷房・暖房効率を上げるために各期で変更し、省エネルギー対策を行うとともに、深夜 10:00 から早朝 7:00 にかけては、閉館体制をとり環境にも配慮している。また、学生や教職員に対し、こまめに電気やエアコンを切るように節電を啓発している。夏季は、熱中症対策・節電のため、毎年クールビズ活動を実施している。その他、ごみの分別（3 種類）を徹底し、キャンパスの美化とリサイクルに努めている。

健康・衛生面では、医療人材養成大学として、敷地内全面禁煙とし、健康管理を学生便覧等で促している。また、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応マニュアル」を策定し、入口での検温と予防、健康管理表の提出、教室の消毒、換気、マスク着用、対面授業の席のソーシャルディスタンス、入館・退館の動線、食堂テーブルに間仕切りの設置など、感染症対策を徹底している。万が一、感染症に罹患した学生が発生した場合の対応方法を「学生便覧」及び「ホームページ等」に明記することで、感染拡大防止に備えている。更には、新型コロナウイルス感染症対策として、学内で体調不良を訴える学生や教職員がいた場合は、隣接するグループ病院において、即時に PCR 検査を行える連携体制を整え、安全・安心を確保している。なお、学生、教職員は、病院等での外部実習をスムーズに行えるよう、実習前にワクチン接種を終えてから臨んでいる。

教職員の安全衛生管理では、労働安全衛生法により「衛生委員会」を設置し、衛生管理者による月 1 回の職場巡視、及び職員の超過勤務状況や労働災害状況、ストレスチェックの分析と個別対応等を毎月報告し、改善策を審議・決定し、施設及び就労環境の保全、改善を図っている。

人権保護については、「セクシャルハラスメントに関する規程（学校法人）」、「湘南医療大学ハラスメント防止規程」及び「湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針」を定めており、学内のハラスメント防止に努めている。また、教育課程上、病院等学外実習が多いこともあり、学外でのハラスメントに対応するため、「学生便覧」及び「実習要項」に

ハラスメント防止の内容を記載するとともに、相談の問合せ窓口を設け、ハラスメント防止に向けた体制を整えている。その他、本学研究者が、「人を対象とする研究」を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動及び姿勢について「湘南医療大学研究倫理規程」及び「湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項」を定め、「研究倫理委員会」において、倫理的配慮の下で実践するために必要な事項を審議している。また、薬学部動物実験室の設置にあたり、実験動物の愛護と適正な倫理的動物実験の実施を基本理念とした「湘南医療大学における動物実験等に関する規程」を整備した。

個人情報については、「学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程」に基づき、学生の個人情報の適正な取り扱い及び管理を行っている。

安全への配慮では、「湘南医療大学防災規程」を整備し、災害防止及び災害時の措置を定めている。令和 3(2021)年度から大規模災害発生時の対策として、教職員及び学生全員参加の防災訓練を実施する計画で、避難、安否確認、AED 講習を行い、防災意識を高める。また、不審者等の対策として、有人・無人での警備体制を整え、学生・教職員の安全への配慮に努めている。なお、危機管理マニュアルを検討しており、今後、教職員へ配付する予定である。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料 5-1-1】 学校法人湘南ふれあい学園寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 内規
- 【資料 5-1-3】 湘南医療大学学部運営管理会議規程
- 【資料 5-1-4】 湘南医療大学大学院運営管理会議規程
- 【資料 5-1-5】 事務組織及び事務分掌に関する規程（学校法人湘南ふれあい学園）
- 【資料 5-1-6】 学校法人湘南ふれあい学園経理規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品購入規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人湘南ふれあい学園教職員の倫理に係わる行動規範
- 【資料 5-1-9】 学校法人湘南ふれあい学園情報公開規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人湘南ふれあい学園公益通報に関する規程
- 【資料 5-1-11】 学校法人湘南ふれあい学園 2019 年度～2022 年度 中長期計画」及び「2019 年度及び 2020 年度 事業計画の進捗・達成状況」
- 【資料 5-1-12】 湘南医療大学学則
- 【資料 5-1-13】 学校法人湘南ふれあい学園 2021 年度事業計画
- 【資料 5-1-14】 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応マニュアル
- 【資料 5-1-15】 湘南医療大学衛生委員会規程
- 【資料 5-1-16】 セクシャルハラスメントに関する規程（学校法人湘南ふれあい学園）
- 【資料 5-1-17】 湘南医療大学ハラスメント防止規程
- 【資料 5-1-18】 湘南医療大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 5-1-19】 湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針
- 【資料 5-1-20】 湘南医療大学研究倫理規程
- 【資料 5-1-21】 湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項
- 【資料 5-1-22】 湘南医療大学研究倫理委員会規程

【資料 5-1-23】 湘南医療大学における動物実験等に関する規程

【資料 5-1-24】 学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程

【資料 5-1-25】 湘南医療大学防災規程

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、各種規程に基づいて、管理及び教学運営体制を確立し、会議や委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。今後も、法令の改正や社会情勢の変化に対応した規程の整備・改正を行い、ウェブサイト等を通じて情報発信を積極的に行う。

使命・目的の実現への継続的努力は、「中長期計画」に沿って、事業計画の実現と重点課題の指標の向上を常に図ると同時に、文部科学省の助言事項について鋭意改善に努める。

環境保全では、学内会議及び委員会の資料は、電子機器を活用しペーパーレス化を推進し、また、学生講義資料のカラーコピーの使用頻度は、抑制に努める。

人権擁護及び危機管理として、インターネットや SNS(Social Networking Service)利用に伴う人権侵害などのトラブル防止対策を研修会等での実施を検討する。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為第 17 条第 2 項に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、法人の意思決定機関として位置づけられている。

理事会は、寄附行為第 17 条に基づき、定期及び臨時に会議を開催している。令和 2(2020)年度は、年 9 回（5 月、6 月（2 回開催）、8 月（2 回開催）、11 月、12 月、2 月、3 月）開催され、5 月理事会は、前年度事業報告及び決算、3 月は、次年度事業計画及び予算、中長期計画等の議案を審議している。その他、補正予算、寄附行為変更、人事案件、諸規程案件等、臨時案件が生じた場合には、その都度、臨時理事会を開催している。

理事は、寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、6 人以上 8 人以内を置くこととしており、寄附行為第 7 条第 1 項各号により、「(第 1 号) 寄附行為第 4 条に掲げる学校の学長又は校長のうち理事会で選任された者 1 人」、「(第 2 号) 評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人」、「(第 3 号) 学識経験者のうちから理事会において選任された者 2 人以上 3 人以内」と規定され、現在（令和 3(2021)年 5 月 1 日）計 6 名で構成されている。

過去 3 年間（平成 30(2018)～令和 2(2020)年度）の理事会における理事の出席状況（委任状での出席は除く）は、順に 84.85%、93.33%、87.50%であり、各回とも会議成立の定足数を満たしている。なお、委任状には、議題に対する意見がある場合には、記して提出することとしている。

現在、学校法人運営の機能性は、寄附行為第 15 条において、代表権は理事長のみとし、

また、理事会において、教務担当理事、ガバナンス担当理事及びコンプライアンス担当理事を定めている。また、経理規程第8条に経理責任者は財務担当理事を充てている。その他、寄附行為第18条に基づき、「学校法人理事会の決定権限の委任に関する規程」において、理事長、校長、園長に委任事項を定めている。

学校法人並びに本学の使命・目的を達成するために、「学園運営会議（毎週1回開催）」（構成：理事長、法人本部事務局長、法人本部責任者）並びに「大学学部運営管理会議（毎週1回開催）」（構成：理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、理事長が必要と認めた者）及び「大学院運営管理会議（毎月1回開催）」（構成：理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、研究科長、事務部長、理事長が必要と認めた者）を設置し、学園将来計画、財政状況、教育研究に関する事項、理事会審議事項の事前協議、法人本部と大学との調整作業などを行い、理事会の意思決定が迅速に行える体制を整備している。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料 5-2-1】 学校法人湘南ふれあい学園寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人湘南ふれあい学園役員名簿
- 【資料 5-2-3】 理事会の開催状況（平成31年3月20日～令和3年5月26日）
- 【資料 5-2-4】 学校法人湘南ふれあい学園経理規程
- 【資料 5-2-5】 学校法人理事会の決定権限の委任に関する規程
- 【資料 5-2-6】 学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 2020年度開催状況
- 【資料 5-2-7】 湘南医療大学学部運営管理会議規程
- 【資料 5-2-8】 湘南医療大学学部運営管理会議 開催状況（令和2(2020)年度）
- 【資料 5-2-9】 湘南医療大学大学院運営管理会議規程
- 【資料 5-2-10】 湘南医療大学大学院運営管理会議 開催状況（令和2(2020)年度）

#### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会機能を補佐する学園運営会議（学校法人）、教学面を担当する大学教授会（大学）と有機的に統合することを目的として運営管理会議（大学）の運営により、経営面の担当である理事会において迅速な意思決定の体制が構築されている。また、理事会は、寄附行為に則り、適切に運営されているものの、令和3(2021)年3月大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査（令和2(2020)年度）の結果について、「理事及び評議員の構成がふれあいグループ関係者に偏っていることから、その構成について見直すこと。」と改善事項を受けており、今後、現在2名の外部有識者理事を、更に増員する予定である。急激に変化する社会情勢に見合った経営戦略、大学運営について、外部有識者を含め、監事、評議員会とも意見を交換し、幅広い視点から理事会において戦略的な意思決定の強化を図る必要があると、認識している。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

**① 法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と適切な連携**

理事会機能を補佐する「学園運営会議（毎週 1 回開催）」（構成：理事長、法人本部事務局長、法人本部責任者）、及び教学面を担当する教授会（大学）とを有機的に統合することを目的として「学部運営管理会議（毎週 1 回開催）」（構成：理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、理事長が必要と認めた者）及び「大学院運営管理会議（毎月 1 回開催）」（構成：理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、研究科長、事務部長、理事長が必要と認めた者）を設置している。

学園運営会議（学校法人）の審議事項は、理事会審議事項の事前協議、学園将来計画、財政状況、法人が設置する大学等の運営状況等。運営管理会議（大学）は、大学将来計画、理事会、評議員会への提案事項、教育研究に関する事項、教員人事、法人本部と大学との調整作業などを行う。

学校法人の理事会（年 2 回の定例開催に加え、原則月 1 回の開催）を構成する役員、学園運営会議（毎週 1 回開催）及び大学運営管理会議（毎週 1 回開催）の出席者として、学長及び法人事務局長が含まれている。

この両者が、まず、学園運営会議、大学運営管理会議での審議において、諸計画、財政及び教学側の意向等が整理検討された上で、その後開催される学校法人の業務を決する理事会において、理事として理事会に出席し審議をすることから、各部門間が意思疎通し、連携しながら円滑な意思決定が可能な体制がとられている。

**② 理事長のリーダーシップと内部統制環境**

理事長は、学校法人を代表し、寄附行為に規定する職務を遂行し、学校法人の最高意思決定機関である理事会で法人業務を決定し、執行にあたっている。また、大学の最高意思決定機関である運営管理会議では、議長に理事長を置くことが定められており、現在、大学学長を兼任している理事長が、法人と大学教学部門の各責任者及び事務責任者に理事長の意向や運営方針などが周知されていることから、理事長のリーダーシップが発揮される体制であること、かつ法人及び大学の業務の有効性や効率性の向上が図られる仕組みとなっている。

なお、理事長と学長が兼任しているため、学長補佐体制として副学長 2 名を配置し、学長業務のうち、学長の特命事項及び学部、研究科の運営業務、学生支援、地域連携を副学長に委ねる体制を整備している。

**③ 教職員の提案などをくみ上げる仕組み**

理事会の諮問機関である評議員会には、第 1 号評議員として教職員 8 名が含まれており、教職員等の意見を反映させることができる組織となっている。

## 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

### ① 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック体制と機能

監事の職務は、寄附行為第 8 条第 3 項に規定されており、「学校法人湘南ふれあい学園 監事監査規程」に基づき、監査計画を策定の上、「学校法人湘南ふれあい学園内部監査規程」に基づき、法人本部内に設置している内部監査班からの報告により、業務監査、財務監査（財産の状況）及び理事の業務執行状況の監査を実施している。更に、大学学長ヒアリングも行い、教学業務の監査も実施している。監査終了後、監事は、毎年度監査報告書を作成し、法人の最高意思決定機関である理事会及び理事会の諮問機関である評議員会に出席、報告し、必要に応じて法人業務、財務状況及び理事の業務執行状況等に関する意見を述べ、法人及び大学組織の相互チェック機能を果たしている。

過去 3 年間（平成 30(2018)～令和 2(2020)年度）に開催された理事会及び評議員会における監事の出席率は、順に 70.00%、85.00%、88.89%となっており、少なくとも 2 人の監事のいずれかが出席しており、適正に運営がなされているかを確認している。

### ② 監事の適切な選任

監事は、寄附行為第 8 条第 1 項の規定により、「この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。」としており、本法人では 2 名を選任している。

### ③ 評議員の選任及び出席状況並びに評議員会の適切な運営

学校法人は、寄附行為第 20 条により、評議員会を設置し、寄附行為第 22 条（諮問事項）各号に明記する「予算、事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員報酬の支給基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、収益事業に関する重要事項、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項（理事会において必要と認めるもの）」について、理事長において予め評議員の意見を聴取しなければならないことを定めている。

寄附行為第 24 条第 1 項に規定される評議員の選任については、「(第 1 号) この法人の職員のうちから理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 8 人以上 9 人以内」、「(第 2 号) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上のものうちから、理事会において選任された者 1 人以上 2 人以内」、「(第 3 号) 学識経験者のうちから理事会において選任された者 4 人以上 6 人以内」としており、現在、13 人の評議員で構成している。

過去 3 年間（平成 30(2018)～令和 2(2020)年度）に開催された評議員会における評議員の出席率は、順に 79.23%、82.91%、89.42%となっており、有効に機能している。

## ◇エビデンス集・資料編

【資料 5-3-1】 学校法人湘南ふれあい学園寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 2020 年度開催状況

【資料 5-3-3】 湘南医療大学学部運営管理会議規程

【資料 5-3-4】 湘南医療大学学部運営管理会議 開催状況（令和 2(2020)年度）

- 【資料 5-3-5】 湘南医療大学大学院運営管理会議規程
- 【資料 5-3-6】 湘南医療大学大学院運営管理会議 開催状況（令和 2(2020)年度）
- 【資料 5-3-7】 湘南医療大学 副学長の分掌について
- 【資料 5-3-8】 学校法人湘南ふれあい学園 評議員名簿
- 【資料 5-3-9】 学校法人湘南ふれあい学園 監事監査規程
- 【資料 5-3-10】 学校法人湘南ふれあい学園 内部監査規程
- 【資料 5-3-11】 評議員会の開催状況（平成 31 年 3 月 20 日～令和 3 年 5 月 26 日）

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、「運営管理会議」を開催し、法人と大学との間の調整を行いながら、内部統制を行っている。今後も引き続きこの体制を維持する。また、監事 2 人による学長ヒアリングが毎年行われていて、大学運営について詳細に報告がなされており、更に監事監査及び内部監査も実施していることから、監事との連携を更に強め、適切な運営が継続され、大学が社会的使命を果たせるよう、法人と大学の円滑で適切な意思決定と相互チェックを行っていく。

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学校法人は、平成 27(2015)年の本学開設後、原則として自己財源により施設整備の拡充に努めてきた。大学設置開設準備期間 3 年と開学後の 4 年間、計 7 年間で最初の中長期計画と位置づけ、文部科学省に提出した設置計画に基づいて履行することを念頭に、財務運営の基盤形成を第一に、必要に応じて理事会・評議員会に議案を諮り、毎年度計画を見直し、実施してきた。

毎年度の収支予算は、中長期計画を念頭に、当該年度事業計画からなる予算編成方針と大学を含む各学校部門からの施設設備にかかる経費、前年度実績の調整を踏まえて策定し、評議員会に諮った後、理事会において次年度予算案の承認を得ている。また、予算額に変更を生じた際は、補正予算案を作成し、同様の手続を経て承認を受けることとなっている。

本学校法人は、AC 期間（設置計画履行状況調査の対象となる期間）終盤の令和元(2019)年度から、令和 3(2021)年度の薬学部医療薬学科の設置計画を踏まえて、薬学部医療薬学科に必要な設置経費の財務計画及び令和元(2019)年度以降の予算編成並びに令和 8(2026)年度までの事業計画に係る施設・設備の整備計画を策定し、理事会・評議員会の承認を経て文部科学省に提出した。

本学校法人は、平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度に至るまで、基本金組入前当該

年度収支差額は、黒字の状態を維持継続しており、中長期的にも収支均衡が見通せる状況にある。

また、平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度までの、①経営状況、②負債に備える資産の蓄積状況、③負債水準の状況、④将来の支出に備える保有資産の状況、などを法人の経営状況の分析と経営上の課題を令和元(2019)年度の事業報告書にまとめている。本学校法人の運用資産は増加しているものの、外部負債も同様に増加しているため、令和 3(2021)年 3 月の大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査(令和 2(2020)年度)の結果、「負債率が 20%を超え、かつ申請年度から完成年度の負債償還率の平均が 10%を超えていることから、負債について計画どおり償還し、負債額の減少に取り組むこと。」の意見が付された。そのため、文部科学省に提出している負債償還計画のとおり、計画的に負債の減少に努めるとともに、競争的資金等の外部資金の獲得、寄附金及び補助金の継続的確保に向けて努力し、財務運営を進める所存である。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人全体の事業活動収支差額は、平成 6(1994)年度の学校法人開設以来、収入超過を維持している。また、大学単体では、平成 27(2015)年の開学年次及び 2 年次は支出超過であったものの、その後、順調に学生を確保し、平成 29(2017)年度から収入超過で推移している。保健医療学部は、現在も収容定員(660 人)充足率 100%を超え、令和 2(2020)年度の学生生徒納付金比率(学校法人全体で 79.1%)は高い状況であり、着実に安定した財政基盤を築いている。また、令和 2(2020)年度における経常収支差額比率は 4.7%、教育活動資金収支差額比率は、法人全体で 16.1%を超えて、高い水準を維持している。また、令和元(2019)年度から私立大学等経常費補助金等の公的補助金の交付を受け、令和 2(2020)年度の人件費比率は 54.0%、教育研究経費比率は 26.4%となった。

令和 2(2020)年度、大学単体での教育活動収支差額は 96 百万円の収入超過となっており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされている。今後も、入学定員充足率 100%及び休退学者 0 の目標を全学で共有して、経営基盤の安定化を進める。

しかし、令和 3(2021)年 4 月に開設した薬学部医療薬学科は、新型コロナウイルスの影響による認可の遅れや校舎建設の遅れなど、予定していた学生募集活動ができず、入学定員 130 人に対して、入学者数 34 人(入学定員充足率 26.2%)となった。令和 3(2021)年度以降の事業活動収支に大きな影響を及ぼすことが予測されるため、科学研究費補助金等の競争的研究資金獲得、私立大学等改革総合支援事業等の競争的資金を獲得するための教育の質的向上、経常経費の節減、及び医療資源の提供を受けるふれあいグループの病院施設との連携強化を推進し、法人及び大学の財務基盤を強固なものにするために、一定規模の寄付金や補助金の確保に向けた対策を早急に講じる予定である。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料 5-4-1】学校法人湘南ふれあい学園 事業計画及び予算編成方針(2020 年度)

【資料 5-4-2】事業計画及びこれに伴う予算書「事業計画 1 施設又は設備の整備計画」  
(平成 24 年度～平成 30 年度)

【資料 5-4-3】事業計画及びこれに伴う予算書「事業計画 1 施設又は設備の整備計画」



(2020年度～2026年度)

- 【資料 5-4-4】 事業活動収支計算書関係比率（学校法人及び大学）
- 【資料 5-4-5】 貸借対照表関係比率（学校法人）
- 【資料 5-4-6】 活動区分資金収支計算書（学校法人）  
2020年4月1日から2021年3月31日まで
- 【資料 5-4-7】 学校法人湘南ふれあい学園 計算書  
(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)
- 【資料 5-4-8】 学校法人湘南ふれあい学園 独立監査人の監査報告書  
(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)
- 【資料 5-4-9】 学校法人湘南ふれあい学園 2021年度予算書
- 【資料 5-4-10】 学校法人湘南ふれあい学園 財産目録(2021年3月31日現在)
- 【資料 5-4-11】 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策「学校法人湘南ふれあい学園の経営状況の分析(過去7年間)、経営上の成果と課題」
- 【資料 5-4-12】 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査(令和2年度)の結果について(通知)

### (3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

本学の安定した財務基盤を確立するためには、入学定員充足率100%を維持することに加え、新設学部設置により、完成年度まで更なる財政強化に取り組まなければならない。そのため、湘南東部総合病院等(医療法人社団康心会等)のふれあいグループとの連携による外部資金の獲得を積極的に行う。また、本学の教育研究活動のPDCAサイクルを繰り返し、改善しながら、地域の要請、地域医療への貢献を踏まえつつ、中長期計画を適時見直す。その上で、現実可能な財政計画を策定し、より筋肉質な経営基盤を確立する。収入増方策として、経常費補助金のみならず、あわせて、競争的補助金として、私立大学等改革総合支援事業補助金等の採択に向けて積極的に申請し、教育環境の整備を充実させる。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

#### (2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「経理規程」に基づき、適切に行っている。問題が生じた場合には、公認会計士、監事、文部科学省、並びに日本私立学校振興・共済事業団等に照会し、相談、助言指導を受けながら会計処理の適正化に努めている。また、固定資産、物品の管理については、「経理規程」及び「学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程」に従い、適正に実施されている。また、有価証券等の資産運用について

は「学校法人湘南ふれあい学園資産運用規程」を定めている。

予算の執行は、経理責任者が管理し、経理規程により、学校法人会計基準に準拠し、監査法人との連携によって、適正な処理が行われている。

前年度3月に承認された翌年度の当初予算で計画された収支の活動に追加予算の必要がある事業が組み込まれた場合には、補正予算を編成し、また、毎年3月に財源の調整を行い、更正予算を編成し、理事会で承認を得て実施している。

本学校法人は、人事処理、会計処理、情報整備、施設維持等は、費用対効果を勘案し、関連当事者と契約し、適宜アウトソーシングしている。そのため、法人と関連当事者は、常に透明性の高い適切な手続きに努めるため、日本私立学校振興・共済事業団などが主催する学校法人会計の実務研修会などに参加し、学校法人会計に基づく会計処理の適正化を図っている。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく会計監査は、レクス監査法人と監事によって行われている。法令及び規程に基づき、会計帳簿や証憑書類、計算書類、会計処理、予算執行、組織運営などを監査した結果、指摘事項がある場合には、外部監査人（公認会計士）は、理事長に報告し、是正対応を求めると同時に、内部統制が確保され、維持されているかを確認している。なお、令和2(2020)年度の監査日程は、延べ17日を費やした。

監事は、「学校法人湘南ふれあい学園 監事監査規程」に基づき、監査計画に沿って、監査を行っている。期末決算時には計算書類等を閲覧し、外部監査人から概況報告を受け、法人経理業務の状況・体制が適正であるか意見交換を実施している。また、監事は、全ての理事会及び評議員会に出席することで、学校法人の予算執行状況、補正予算編成状況、その他財務状況について把握している。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料 5-5-1】2020年度 監事監査報告書

【資料 5-5-2】理事会の開催状況（平成31年3月20日～令和3年5月26日）

【資料 5-5-3】評議員会の開催状況（平成31年3月20日～令和3年5月26日）

【資料 5-5-4】学校法人湘南ふれあい学園経理規程

【資料 5-5-5】学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-6】学校法人湘南ふれあい学園資産運用規程

【資料 5-5-7】学校法人湘南ふれあい学園監事監査規程

【資料 5-5-8】寄附行為変更認可について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会による「その他意見」

【資料 5-5-9】監事による理事長とのヒアリング議事録

#### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学校法人会計基準に基づき、経理規程等に則った、適正な会計処理を実施していく。また、監事及び公認会計士との連携による会計監査の体制をより強化し、適正かつ透明性の高い法人の管理運営に努める。

また、監事には、監査業務に係る職務の重要性の認識や専門性の向上に資するため、学校法人監事研修会への積極的な参加を促す。また、会計担当者にも学校法人会計基準の外部研修に参加させ、実務の習得を図る。なお、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会より、本法人に「監事監査報告書の内容について、法令の趣旨に基づいた内容となっていることがわかるように見直すこと。」の意見が付されており、令和2(2020)年度の監事監査報告書から修正する予定である。

### **【基準5の自己評価】**

本学及び学校法人は、大学、大学院設置に関連する法規を遵守し、学校法人寄附行為、大学学則、大学院学則など、組織倫理に関する各種規程に基づいて管理運営体制、教学運営体制を確立し、会議、委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、環境保全、防災についても指針や規程を整備し、関係機関と連携を図り、組織的に推進している。

経営の意思決定を行う理事会は、本学の使命・目的の達成に向けて、学園の重要案件を審議している。監事は、業務監査、財務監査、及び理事の業務執行状況の監査を行い、必要に応じて、理事会、評議員会において意見を述べ、学校法人及び大学組織の相互チェック機能を果たしている。評議員は、理事会に意見を述べる機関として有効に機能している。

中長期計画を念頭とした予算編成は、評議員会の審議を経て、理事会で承認を得ている。経営の基盤となる財務に関して、本学校法人は、基本金組入前当該年度収支差額は黒字の状態を維持継続している。また、大学単体における教育活動収支差額及び経常収支差額は、収入超過となっており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされている。更に、外部資金の獲得、本学校法人の設立母体である「ふれあいグループ」病院施設との連携強化を推進し、補助金や寄付金を確保し、経営基盤の安定化を進める。会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人湘南ふれあい学園経理規程」に基づき、適切に行い、監事及び公認会計士との連携により、適正かつ透明性の高い法人の管理運営に努めていると認識している。

以上のことから、「基準5」を満たしていると判断する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の教育研究部門における内部質保証を推進するための組織として、「自己点検・評価委員会」を設置している。学長を委員長とし、教学部門の副学長、研究科長、学部長、学科長、専攻長、教務委員長、学生支援委員長、及び図書館長、管理部門の大学事務部長を構成員としており、本学の主要機関及び委員会の長が結集している組織である。「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条（目的）に自己点検・評価の方針の策定、実施、報告書の作成及び公表、第三者評価等について定めている。これに基づき、本学の教育研究活動及び管理運営の諸課題の改善向上を実施し、本学の目的及び社会的使命を果たすために組織的、系統的な点検・評価に取り組む体制としている。

また、評価に基づいた教育改善を推進するため、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下「FD 委員会」という。）を設置している。「教育・研究の質的向上を目指す活動（FD(Faculty Development)）」、「教育の質を担保する大学運営充実のための活動（SD (Staff Development)）」など、年間活動計画を立案し、大学教職員全員が 2 か月に 1 度開催する「全体研修会（大学部会）」に参加して、FD・SD 研修を実施している。委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科長、専攻長、教務委員長、学生支援委員長、事務部長、及び学長が必要と認めた者で構成している。

「自己点検・評価委員会」において、評価基準ごとに「FD 委員会」や「その他の委員会、学科教員、事務職員」等を有機的に連携する担当者組織を編成し、自己点検・評価書を作成する。「教授会」及び「運営管理会議」で報告、協議を経て、教育研究部門の最終意思決定は学長が行う。なお、学長から改善が必要と思われる事項について、学部長及び学科長に伝えられ、各学科の教員が参加する、看護学科会議及びリハビリテーション学科会議等の機会に、学長からの意見伝達や各委員会活動に対する情報共有を行い、次の FD、SD 活動に活かせるように、教職員間で意見交換できる機会を確保している。

本学は、平成 27(2015)年 4 月の開学と歴史が浅く、かつ単一学部（※令和 3(2021)年度から 2 学部）という小規模の大学である特性を生かし、学長、副学長、学科長等の教学部門の中核者が、全ての委員会の委員に加わり、全学的な内部質保証のための責任体制を組織し、迅速に対応している。

一方、法人部門（学校法人湘南ふれあい学園（以下「学校法人」という。））には、法人の意思決定機関である理事会を設置し、重要事項の審議を行うとともに、重要な業務運営について意見を述べ、法人の業務を公正に行うための重要な機関である評議員会を設置しており、令和 2(2020)年度は、理事会は 9 回、評議員会は 8 回の会議を開催した。また、外部委員に監事 2 名を置き、毎年度、法人の財産状況の監査と業務執行状況の監査を公正・

厳正に行い、理事会、評議員会において報告がなされており、内部質保証のためのチェック体制は有効に機能している。

本学は、学長と理事長が兼務しているため、大学と学校法人との意思疎通が円滑に進められるメリットを生かし、各会議・委員会における協議内容は、速やかに教職員や役員、関係者に意思伝達されている。

#### ◇エビデンス集・資料編

- 【資料 6-1-1】 湘南医療大学自己点検・評価委員会規程
- 【資料 6-1-2】 湘南医療大学自己点検・評価委員会 開催状況（令和 2(2020)年度）
- 【資料 6-1-3】 湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 6-1-4】 湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会  
開催状況（令和 2(2020)年度）
- 【資料 6-1-5】 湘南医療大学 全体研修会（令和 2(2020)年度）実績
- 【資料 6-1-6】 湘南医療大学教授会規程
- 【資料 6-1-7】 湘南医療大学学部運営管理会議規程
- 【資料 6-1-8】 湘南医療大学大学院運営管理会議規程
- 【資料 6-1-9】 学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 内規
- 【資料 6-1-10】 学校法人湘南ふれあい学園 組織図（2021 年 4 月）
- 【資料 6-1-11】 学校法人湘南ふれあい学園 寄附行為

#### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の組織体制として「自己点検・評価委員会」を中心に整備されている。しかし、本学の使命、目的を達成するために、下記の課題改善事項に取り組む予定である。

- ①本学の自己点検・評価において、前年度と比較して改善された内容の検証を十分に行う必要があるため、内部質保証方針を明確に示し、各部門から「改善報告書」と「改善計画書」の作成を義務付け、それに基づいて翌年度の自己点検・評価を行い「自己点検・評価書」を作成する。
- ②FD・SD 活動等を通して教育改善活動が行われているものの、組織的に「分析・検証」して、フィードバックする仕組みが不十分であると感じている。そのため、「学長戦略室」を設置するとともに、「分析・検証部門」を設置し、組織的に教育研究活動を検証し、課題を克服するための新しい活動目標を設定できる体制としたい。
- ③今後、作成した自己点検・評価書は、外部評価を取り入れての公表を検討する。

#### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

##### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

###### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

###### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ① 自己点検・評価の実施体制

本学は、大学学則第 2 条第 1 項において、「本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己点検・評価を定義し、大学学則第 2 条第 3 項に基づき「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価委員会を設置運営し、自己点検・評価の方針の策定、実施、報告書の作成及び公表を行っている。自己点検・評価の実施にあたり、評価基準項目、評価項目に対する評価の視点を明確にして、自己点検・評価書の作成の実務を行う。自己点検・評価の対象は大学の諸活動全般に及ぶため、実務は、「自己点検・評価委員会」と「学科、入試委員会、教務委員会、学生支援委員会、FD 委員会、研究推進室、地域連携推進室、大学事務及び学園本部」が有機的に連携し、教職協働のもとで行っている。

また、大学院については、大学院学則第 2 条第 1 項において、「本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と大学学部同様に定義している。

なお、本学は、小規模大学であるため、学部と大学院の「自己点検・評価委員会」として委員会を設置し、報告書内に併せて大学院の自己点検・評価を記載する。

### ② 自己点検・評価項目

本学自らが、大学の質の維持・向上を実現するための仕組みとなる自己点検・評価は、重要な活動である。そのため、自己点検・評価書の評価項目は、令和 3(2021)年度認証評価受審予定の公益財団法人日本高等教育評価機構が示した大学機関別認証評価・評価基準と連動させるため、①使命・目的等、②学生、③教育課程、④教員・職員、⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証といった 6 つの基準を用いて実施し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

### ③ 自主的・自律的な自己点検・評価の実施

#### ア 事業報告書による評価

本学では、自己点検・評価書の他に「事業活動報告書」を毎年度作成している。学校法人は、大学の事業活動報告書の内容を含む法人全体の事業報告書の評価を行い、中長期計画に基づく年度ごとの活動結果を記載し、学園全体で結果を共有し、次年度の事業計画策定への指針としている。また、事業活動報告書は、ホームページに掲載して社会に公表している。

#### イ 教育活動の評価

毎年度、科目の最終講義時に、履修学生全員から授業評価アンケートを実施している。

「FD ネットワークつばさ」の様式、実習科目は、大学独自の様式を用いてその結果を授業科目ごとにデータ化するとともに、授業科目群別のレーダーチャートを作成、担当教員にフィードバックし、今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図・工夫した点について記載する「リフレクション・ペーパー」の作成と提出を求めている。

また、結果は、事業活動報告書に記載し、ホームページで公表している。

#### ウ 研究活動の評価

教員の研究活動については、毎年度の「事業活動報告書」に教員ごとに記載している。

また、毎年 2 月に実施している、ふれあいグループの「医療・教育研究会」において、

全教員が1年間の研究活動の報告発表を行い、そのレジュメを冊子にしてまとめている。なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「医療・教育研究会」は中止となったが、発表予定の原稿をPPT集にまとめて公表し、個人研究評価の継続に努めている。また、令和3(2021)年度は、ふれあいグループの臨床機関の職員と大学研究者の共同研究を実施することが決まり、臨床現場と教育現場の連携による更なる高度人材育成に期待が高まっている。

#### エ 教員各自による自己点検・評価

本学では、全教員が、個人研究費規程に則り、毎年度初めに教育研究に関わる年間計画を作成し、また、年度末に自己点検・評価書を学科長、学部長、学長に提出し、評価を受けており、教育研究活動の質の向上に努めている。

#### ④ 評価結果の共有と社会への公表

自己点検・評価書は、自己点検・評価委員会委員を通じて学内で共有するとともに、理事、評議員などの関係者にも周知し、ホームページ(<https://sums.ac.jp/html/disclosure/10/>)に掲載して、社会に公表している。

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学のIR(Institutional Research)は、入試、教務、研究支援を中心とする大学の各種情報については、各委員会及び各部署(各学部、各学科、各事務部署、学校法人本部)、各教員にて継続的に蓄積し、保存している基礎データを基に、教育改善のために集計し、分析できる資料を有している。

集計・分析結果は、部署又は、個人ベースで各委員会や全体研修会、FD研修会、SD研修会にて発表・共有し、入試、広報、教育、研究の改善に役立てている。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料 6-2-1】湘南医療大学学則

【資料 6-2-2】湘南医療大学大学院学則

【資料 6-2-3】湘南医療大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-2-4】湘南医療大学自己点検・評価書(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

【資料 6-2-5】学校法人湘南ふれあい学園事業報告書(2018(平成30)年度～2020(令和2)年度)

【資料 6-2-6】2020年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果(前期・後期)

【資料 6-2-7】2020年度 大学院 授業改善アンケート結果(前期・後期)

【資料 6-2-8】第16回ふれあいグループ医療・教育研究会プログラム抄録集(抜粋)

【資料 6-2-9】湘南医療大学個人研究費規程

【資料 6-2-10】2021年度個人研究目標設定・計画書(様式)、2021年度個人研究実績報告書(様式)、2020年度個人研究実績報告書(自己評価シート)(様式)

#### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

本学は、平成30(2018)年度から公益財団法人日本高等教育評価機構(JIHEE)の評価項目に合わせ、自己点検・評価を行うとともに、学生による授業評価アンケート、学修等に

関する調査の実施、専任教員の教育研究業績の公表、設置計画履行状況調査の公表を行っている。今後も教育研究水準の向上と質の保証を図るため、認証評価機関が定める評価項目のほか、必要に応じて新たな点検・評価項目を設定して、適切に自己点検・評価を継続する。

本学の「自己点検・評価委員会」は、一定の機能を果たし、「自己点検・評価書」を作成している。しかし、自己点検・評価結果の分析や検証した結果をフィードバックし、次年度の教育研究活動へ「提言」ができるようにするためにも、IR機能強化を図り、教職員のデータ収集・分析力の向上や、調査や収集等を一括管理する「IR部門」を「学長戦略室」に設置し、令和3(2021)年度中に、データの一元化に努める。そして、データが分散して保管され、部門ごとの単一データの経年比較などしか行えなかったデータの応用性を実現して、計画的、継続的に「退学・休学率の減少」、「学生募集の強化」、「入学者の学力向上」、「国家試験対策」、「就職対策」などに各種のデータを組み合わせて活用し、本学のディプロマ・ポリシーに適う人材養成に役立てたい。同時に、IR教育を定期的に全体研修会等を実施し、教職員が客観的に現状を把握して、評価できるように支援する。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### ① 三つのポリシーを起点とした内部質保証の結果と教育への反映

学部教育では、平成27(2015)年4月の大学開学時から、保健医療学部の教育の質を保証し、卒業時に身につけるべき素養を、ディプロマ・ポリシー(DP)に明記している。DPを達成するための教育内容、学修評価基準であるカリキュラム・ポリシー(CP)は、学科別に定め、また、入学者に求める能力や大学教育で向上させる力を示すアドミッション・ポリシー(AP)も学科別に定めている。三つのポリシーは、本学ホームページ及び学生便覧に掲載し、教職員に共有され、教育活動の評価に活用されている。

令和3(2021)年度は、文部科学省の保健医療学部及び大学院の設置計画履行状況調査期間の終了、及び、令和4(2022)年度に計画している看護学科の教育課程変更等に伴い、学部学科の三つのポリシーを学科及び専攻別に変更すべく、令和4(2022)年度に向けて再検討を開始している。

また、大学院保健医療学研究科(修士課程)においても、三つのポリシー(DP、CP、AP)を定め、学部同様に本学ホームページ及び学生便覧に掲載し、教職員に共有し、研究科の教育活動の評価に活用している。なお、大学院では、DPとCP並びに進路の関連性も令和3(2021)年度から公開している。



先に述べたように、本学では大学全体の取り組みとして、全員参加の「学校法人湘南ふれあい学園大学部会全体研修会」が、評価に基づいた教育改善活動（FD・SD活動）の推進の拠点として、教育方法の改善や教育課程の評価、学修支援活動の点検、入学試験結果に基づく学生指導の検討など、継続的に課題に取り組める機会を整備している。

その他、教育部門では、全ての科目で授業評価アンケートを実施しており、結果を基に、リフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図工夫した点を記載し、大学に提出し、次年度に向けた課題の明確化を図っており、PDCAサイクルが機能していると評価している。

また、大学事務部では、毎月PDC活動（本学は、「PDCA活動」をPDCと称す。）を実施しており、毎月の目標を各担当部署が定め、前月の結果検証を行い、次月の目標を設定し、その目標をクリアするためにどのような行動をするのか5W2Hに基づき実行し、当月の結果検証に繋がる行動を実施している。

## ② 自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況の結果を踏まえた長期的な計画による内部質保証

大学の各委員会の実施状況については、毎月の会議、運営管理会議、教授会、学科会議等で報告されて、必要な検討を随時行う仕組みとなっている。その取り組みの結果を、湘南医療大学学則第2条に基づき、平成28(2016)年度から自己点検・評価書として公表し、教育研究の質保証のための改善活動に生かしている。

平成27(2015)年度から令和元(2019)年度間の保健医療学部、及び令和元(2019)年度から令和2(2020)年度間の大学院保健医療学研究科の「設置計画履行状況調査」において、改善を要する点、又は参考意見として付された全ての項目は概ね改善された。令和2(2020)年度に認可を受けた薬学部の設置計画履行状況については、令和3(2021)年5月に設置計画履行状況調査報告書を文部科学省へ提出し、遵守事項として付された入学前教育の実施、教員審査不適であった教員の補充等について、履行内容の報告を行った。また、「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査（令和2年度）」の結果を受けて、①理事、評議員構成の見直しを検討、②教育研究経費予算配分の充実、③収益事業の継続の検討、④新設学部の学生確保に向けた重点的取り組み、⑤監事監査報告書の記載内容の見直し等の指摘された助言、遵守事項及びその他意見への対応について、迅速、誠実に対処していく。

### ◇エビデンス集・資料編

【資料 6-3-1】 2021 年度 学生便覧 保健医療学部

【資料 6-3-2】 2021 年度 学生便覧 薬学部

【資料 6-3-3】 2021 年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科

【資料 6-3-4】 湘南医療大学大学院保健医療学研究科 DP と CP の関連性について

【資料 6-3-5】 2020 年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果（前期・後期）

【資料 6-3-6】 2020 年度 大学院 授業改善アンケート結果（前期・後期）

【資料 6-3-7】 2021 年度 PDC 会議年間スケジュール（湘南医療大学）

【資料 6-3-8】 湘南医療大学自己点検・評価書（平成30(2018)年度～令和2(2020)年度）

【資料 6-3-9】 湘南医療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 令和元年5月1

日

【資料 6-3-10】湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻（修士課程）【認可】  
設置に係る設置計画履行状況報告書 令和 2 年 5 月 1 日

【資料 6-3-11】湘南医療大学薬学部医療薬学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告  
書 令和 3 年 5 月 1 日

【資料 6-3-12】大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況  
調査（令和 2 年度）の結果について（通知）

### （3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在、学修者本位の教育の観点から、令和 4(2022)年度に向けて保健医療学部の三つのポリシーを学科、専攻単位で見直すことを進めており、学位プログラムの考え方や薬学部で取り入れているルーブリックを用いた実習の点検・評価を、保健医療学部においても検討する。

同様に、三つのポリシーに基づき、学修成果、教育成果を評価・測定の方針を定めた「アセスメント・ポリシー」の検討・策定も進めている。

また、学修成果・教育成果を保証する情報を把握、可視化するため、より積極的な情報公開を行う。全学的に実施している FD・SD 活動は引き続き実施し、教育活動の改善方策の立案に反映させる。

今後は、改善提案書をもとにした自己点検・評価に取り組み、学修効果 PDCA サイクルの機能強化を図り、学修者本位の教育の実現に向けて抜本的、包括的な教育改善につなげる。

### 【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための組織、責任体制として、「自己点検・評価委員会」を設置し、運営されている。また、評価に基づいた教育改善の推進のために、「FD 委員会」を設置し、活動している。令和 2(2020)年度は 4 度目の自己点検・評価を実施した。前年度同様に、令和 2(2020)年度の報告書も学内での共有とホームページへの掲載による公開を行う。

内部質保証のための自主的・自律的な点検・評価は、自己点検・評価書の作成の他に、事業報告書による評価、教育活動の評価、研究活動の評価、教員各自による自己点検・評価を実施している。

IR については、各委員会及び各部署、各教員にて継続的に蓄積し、保存している基礎データを教育改善に活用しているものの、令和 3(2021)年度中に、「学長戦略室」に IR 担当部署及び担当者を配置し、内部質保証に係る組織の企画、政策策定、意思決定を支援する情報の提供が行えるようにデータの一元化の準備を進めているところである。

三つのポリシーを起点とする内部質保証の取組を実施しているものの、令和 3(2021)年度中に 3 つのポリシーを学科、専攻ごとに見直すとともに、「アセスメント・ポリシー」を策定し、学修成果、教育成果を評価・測定の方針を明確にする。自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況の結果は、大学運営の改善・向上に活用し、今後も大学全体（教育職員と事務職員）の PDCA サイクルとして取り込み、より機能させていきたい。

以上のことから、「基準 6」を満たしていると判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域社会への貢献

##### A-1. 医療専門職のキャリア・パス支援

##### A-1-① 看護キャリア開発コアセンターの取組み

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 看護キャリア開発コアセンターの取組み

湘南医療大学（以下「本学」という。）では、平成 30(2018)年 4 月 1 日に湘南医療大学学則第 7 条に基づき「湘南医療大学認定看護師研修センター」が設置され、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の認定を受けた認定看護師教育課程（専門分野は認知症看護で、受講生定員 15 名）が開始された。翌年令和元(2019)年 7 月 30 日には、「湘南医療大学看護実践教育センター」と名称変更し、認定看護師教育課程に加え、日本看護協会の認定を受けた認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）の実施及びこれに関する業務と認定看護師及び認定看護管理者の養成のために必要な事業を行うことになった。令和 2(2020)年 6 月 25 日には、認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）の実施及びこれに関する業務も行うことになった。ファーストレベル受講者定員は 50 名、セカンドレベル受講者定員は 20 名であり、認定看護師教育課程、認定看護管理者教育課程ともグループ外の受講生も受け入れており、看護専門職のキャリア支援として地域社会に貢献してきた。

以上のように、看護職のキャリア支援構築のための部門が充実してきたことから、令和 3(2021)年 4 月 1 日より、看護職のキャリア開発の核となるセンターという使命に基づき、「湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター」と改組し、更なる機能の充実を図った。看護キャリア開発コアセンターの主な業務は、日本看護協会の認定を受けた「認定看護師教育課程に関すること」、「認定看護管理者の教育課程に関すること」、更に「実習指導者講習会に関すること」、「特定行為研修制度支援に関すること」、「その他の看護キャリアに関すること」とし、課程ごとに部門を置き、これらの事業を展開していく。センター長及び統括責任者のもと各部門の主な責任者（主任教員）を配置し、認定看護と指導者講習会部門の専任教員は、主となる部門の業務を行うが、全ての部門共通の位置づけとする。

ところで、看護職のキャリア開発は、専門看護師制度の発足（平成 6(1994)年）や認定看護師制度の発足（平成 7(1995)年）により、スペシャリストとしての継続教育が体系化されている。スペシャリストとは、より高度で専門的な看護実践の提供と看護の質の向上に寄与するため、組織横断的に活動することやチーム医療を推進するための調整能力、専門的技術や知識を用いて看護職のケア技術の向上を担うための教育力、現場の課題を明確化し解決に導く研究活動能力、自らその課題に対して真摯に取り組む自律性が求められる。看護専門職の活躍を一層推進していくためには、看護管理者のマネジメントが重要である。

そこで、認定看護管理者制度が発足（平成 10(1998)年）し、管理者の継続教育は体系化され、ファーストレベル・セカンドレベル・サードレベルの各教育課程は、看護管理者育成の標準的な教育課程として、看護職に広く受け入れられている。

本センターは、これらの体系化された継続教育を組織として整えており、医療専門職のキャリア・パス支援を継続的に行っていると評価できる。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-1】湘南医療大学看護実践教育センター規程

【資料 A-1-2】湘南医療大学看護実践教育センター認定看護管理者部門運営規程

【資料 A-1-3】湘南医療大学看護実践教育センター認定看護管理者部門教育運営委員会規程

【資料 A-1-4】湘南医療大学看護実践教育センター認定看護師部門運営規程

【資料 A-1-5】湘南医療大学看護実践教育センター認定看護師部門教員会規程

【資料 A-1-6】湘南医療大学看護実践教育センター認定看護師部門入試委員会規程

【資料 A-1-7】2021 年度受講生募集要項 認定看護師教育課程 認知症看護分野

【資料 A-1-8】2021 年度認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）受講生募集要項

【資料 A-1-9】2019 年度認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）募集要項

【資料 A-1-10】2021 年度看護キャリア開発コアセンター認定看護師教育課程（認知症看護分野）受講生便覧

【資料 A-1-11】2021 年度看護キャリア開発コアセンター認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）学習要項

【資料 A-1-12】2019 年度看護実践教育センター認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）学習要項

【資料 A-1-13】湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター修了者実績

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、「湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター」として、看護専門職として必要な教育課程部門を認定看護師教育課程、認定看護管理者、更に実習指導者講習会、特定行為研修制度支援などの看護キャリアに関する部門を開設することで、医療専門職のキャリア・パス支援をトータル的に行う中核組織を構築した。

今後は、看護職のキャリア開発のスペシャリストとして重要である専門看護師制度の教育課程開設を目指したい。来年度（令和 4(2022)年度）4 月より、高度実践看護師課程である「がん看護専門看護師教育課程」を本学大学院に開設するために、一般社団法人日本看護系大学協議会の教育課程審査の申請手続きを行っているところである。高度実践看護師（がん看護専門看護師）課程が開設されたならば、本センターと大学院課程が有機的に連携することで、看護専門職のキャリア・パス支援のさらなる向上を目指していく予定である。

#### A-2. 地域社会への医療人材の輩出

##### A-2-① 神奈川県内医療施設への就職等

## A-2-② 神奈川県内医療施設のスペシャリスト養成

### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## A-2-① 神奈川県内医療施設への就職等

本学を運営する学校法人湘南ふれあい学園の母体である「ふれあいグループ」は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛する」を理念に掲げ、医療法人社団康心会を中心として、神奈川県を拠点に静岡県及び東京都で、17 病院、8 介護老人保健施設、10 クリニック、12 有料老人ホーム及び 2 特別養護老人ホーム並びに、1 大学、4 専門学校及び 1 幼稚園、その他施設を含め 70 を超える関連事業所を運営しており、保健・医療・福祉・教育領域において社会に貢献することを使命としている。

こうした背景のもと、本学の保健医療学部は、平成 27(2015)年 4 月に開学し、医療専門職として第 3 期生までを社会に送り出してきたが、特に本学の運営母体である「ふれあいグループ」が拠点とする神奈川県内の病院や福祉施設へ就職した者が、全体の 81.0% (337/416 人)を占めている。

## A-2-② 神奈川県内医療施設のスペシャリスト養成

本学大学院保健医療学専攻では、令和 2(2020)年度末に第 1 期修了生 6 人を高度専門職業人として社会へ輩出したが、うち 4 人は神奈川県内の病院等の専門職である。

また、本学では、看護師のキャリア・パス支援として、現在の「看護キャリア開発コアセンター」を設置し、平成 30(2018)年度に「認定看護師教育課程（認知症看護分野）」を、令和元(2019)年度に「認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）」を、そして、令和 2(2020)年度には「認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）」と順次開講し、これまで計 75 人の修了者を輩出してきたが、うち 80%に当たる 60 人が、神奈川県内の病院等の専門職である。

## ◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-1】湘南医療大学就職状況（神奈川県内・県外等）平成 30 年度～令和 2 年度

【資料 A-2-2】湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター修了者実績

### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は開学にあたり、「湘南医療大学 設置の趣旨等を記載した書類」において、神奈川県や横浜市において急速に進展する超高齢社会に対応するため、今後の地域の実情を理解して保健医療政策に貢献できる医療人材養成の必要性を力説した。

これまで、学部教育をはじめ大学院教育、更には社会人を対象としたキャリア・パス教育へと対象を広げ、神奈川県内へ医療人材を確実に輩出してきた。今後とも、神奈川県はもとより、地域に必要な医療人材の育成を図っていく。

### A-3. 大学の知的・人的資源の提供

#### A-3-① 公開講座等の実施

#### A-3-② 地方公共団体等との連携

#### A-3-③ 国・地方公共団体・公的団体等の施策への貢献

##### (1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

##### (2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成 27(2015)年 4 月の開学から、学長直下の組織として、地域連携推進室を設置し、本学主催の公開講座の実施（後述：評価の視点「A-3-①」）や、地方公共団体等との連携事業（後述：評価の視点「A-3-②」）を進めている。

#### A-3-① 公開講座等の実施

本学では、開学 2 年目の平成 28(2016)年度から、教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会への貢献を通して地域の健康増進に資するため、公開講座を実施している。本学教員が講師となり、一般市民を対象に医療や健康などをテーマに年間 5～7 回の講座を開講した。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、WEB 配信（オンデマンド方式）に切り替えて行った。

〔公開講座実績〕

区分	平成 28(2016)	平成 29(2017)	平成 30(2018)	令和元(2019)	令和 2(2020)
実施回数	5 回	5 回	7 回	7 回	6 テーマ
受講者数	355 人	253 人	403 人	214 人	視聴回数 25 回

#### A-3-② 地方自治体等との連携

本学では、次のとおり、地方公共団体が主催する事業への参画や、共催事業を実施している。

##### ① 中学校職業体験

横浜市戸塚区との共催で実施する本学主催事業で、平成 27(2015)年度から実施している。本学近隣の中学生を対象とした体験授業や学内見学であり、毎年度 10～15 人の生徒が参加している。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。

##### ② ヨコハマ大学まつり

「大学・都市パートナーシップ協議会」（横浜市と横浜市内等の大学で構成）に参画する大学が一堂に集まり、学生のパワーを活かして、みなとみらい 21 地区から横浜市域全体に新たな魅力を発信するイベントであり、本学は開学した平成 27(2015)年度から毎年参加している。なお、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で横浜市内各区役所を巡回し、各大学を PR するパネル展示イベントとなった。

##### ③ 横浜市戸塚区主催イベント

平成 30(2018)年度以降、横浜市戸塚区が主催する「親子で体験「ワクワクけんこうフェ

スタ」や「とつかおやこフェスタ on line」に参加し、医療専門職の業務体験やミニセミナー、お仕事クイズなどを実施した。

### A-3-③ 国・地方公共団体・公的団体等の施策への貢献

国や地方公共団体、公的団体からの要請に応じ、本学の教員が審議会等の委員に就任している。令和元(2019)年度以降の実績として、国においては、厚生労働省や文部科学省、独立行政法人の 23 の委員会等で、地方公共団体では、神奈川県、静岡県及び東京都並びに神奈川県内の市町村などの 11 の委員会等において、方針や計画等の策定、事業等の評価、資格の審査を行う業務などで専門性を活かし、国等の施策へ貢献している。

また、地方公共団体等が主催する医療職を対象とした研修会や、一般市民を対象とした健康をテーマにしたセミナーなどの講師としても、地域に貢献している。

#### ◇エビデンス集・資料編

【資料 A-3-1】湘南医療大学 地域連携推進室規程

【資料 A-3-2】湘南医療大学 公開講座開催実績（平成 28 年度～令和 2 年度）

【資料 A-3-3】湘南医療大学 中学校職業体験 実績（令和元(2019)年度）

【資料 A-3-4】湘南医療大学 国等審議会委員等就任状況（令和元(2019)年度以降）

#### (3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、開学当初から地域連携推進室を設置し、公開講座や地方公共団体との連携事業に取り組んできた。特に公開講座は、本学の教育・研究の成果を広く社会に還元するとともに、幅広い世代へ本学の魅力を発信できる機会となることから、今後、一層の充実を図っていく。また、地方公共団体と連携協定を締結し、更なる地域貢献活動を進めていく。

#### 【基準 A の自己評価】

医療専門職のキャリア・パス支援に関しては、認定看護師教育課程（認知症看護分野）、認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）（ファーストレベル）と順次開講し、令和 3(2021)年度からは、実習指導者講習会、特定行為研修課程も開始しており、地域における医療専門職のキャリア・パス支援を確実に実施してきた。

また、学部教育はもとより大学院教育、更には社会人を対象としたキャリア・パス教育へと対象を広げ、神奈川県内をはじめ地域へ医療人材を輩出している。

更には、大学の知的・人的資源の提供については、公開講座の実施と地元地方公共団体との連携に努めている。

以上のことから「基準 A. 地域社会への貢献」を満たしていると判断する。

## V. 特記事項

### 1. 多職種協働・チーム医療教育

医学の高度な発展と共に、各医療職においても専門性や分化性が高まり、これまで以上に多職種協働・チーム医療の重要性が叫ばれている。

本学では建学当初から本課題を最重要教育項目として掲げ、段階的かつ継続的にチーム医療を学べるようにカリキュラム上の配慮をしてきた。1、2年次には、コミュニケーション論、栄養学、薬理学、公衆衛生学、保健行政論、心理学を学部共通の必修科目とし、両学科を横断した共通の基礎知識を修得させた。更に、看護学概論、理学療法概論、作業療法概論では、多職種との協働・連携を強く意識した講義を実践し、コミュニケーションを通じた協力関係を構築する基盤とした。2、3年次の各専門科目においては、講義・演習の中でチーム医療の実例を提示して学生の理解を促し、臨地実習・臨床実習へとつなげた。4年次後期の「チーム医療論」は4年間の学びの集大成と位置づけ、4年次全学生と全教員参加のチュートリアル形式の演習を行っている。

大学院においても、1年次に「多職種協働・地域連携特論」を設け、地域包括ケアサービスを推進するうえで鍵となる保健・医療・福祉・教育領域の多職種連携と協働の意義と共に、各分野における多職種協働・実践に活用できる能力を教授している。

以上のごとく、学部から大学院を通じて、多職種協働・チーム医療の概念を教育の軸に置いていることは本学の特色の一つである。

### 2. グループ病院施設との連携による実践教育

本学の学校法人の母体である「ふれあいグループ」は、医療法人社団康心会を中心として、神奈川県を拠点に静岡県及び東京都に、17病院、8介護老人保健施設、10クリニック、12有料老人ホーム及び2特別養護老人ホーム並びに、1大学、4専門学校及び1幼稚園、その他施設を含め70を超える関連事業所を運営している。

本学の学生教育はこれらのグループ施設や職員の協力を得ながら実施している。すなわち、臨地実習や臨床実習の大半はグループ施設を利用するとともに、現場の医療職員から直接指導をしてもらっている。さらに、グループの指導的な医療職員は、本学において非常勤講師や客員教授として学生講義の一部を担当してもらっている。

以上は、多数の、また多彩なグループ施設を背景として有する本学の強みであり、実践教育上の有利な特徴の一つである。

### 3. 医療スペシャリストの養成

令和3(2021)年4月に、看護職へのキャリアプラン支援の更なる充実のため、それまでの看護実践教育センターを改組・機能強化し、看護キャリア開発コアセンターを設置するとともに専任教員及び専任職員を配置した。

本センターには、認定看護管理者部門（ファーストレベル・セカンドレベル）、認定看護師部門（認知症看護分野）、実習指導者養成課程部門（神奈川県）、及び特定行為部門（特定行為研修課程）の4部門を設け、質の高い看護を実践できるスペシャリストや教育者を養成している。

以上は、看護師のキャリアアップに貢献するとともに、安全・安心で良質な医療を地域に提供する基盤事業でもあり、本学の特色の一つである。



VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的については、大学学則第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 5 条で学部を設置について定めている。	1-2
第 87 条	○	修業年限については、大学学則第 17 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	大学学則第 17 条第 1 項（ただし書き）で編入学での修業年限を定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし（本学では早期卒業制度は設けていない。）	3-1
第 90 条	○	入学資格については、大学学則第 20 条に定めている。	2-1
第 92 条	○	組織編制として配置する職員は、大学学則第 9 条及び第 10 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、大学学則第 12 条及び教授会規程に定めている。	4-1
第 104 条	○	学位（学士）の授与については、大学学則第 46 条に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし（本学では本学学生以外の者を対象とした特別の課程は設けていない。）	3-1
第 108 条	—	該当なし（本学は短期大学に該当しない。）	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、大学学則第 2 条及び自己点検・評価委員会規程に定めており、平成 28(2016)年度以降、毎年度実施している。なお、認証評価は開学 7 年目を迎えた今年度が、第 1 回目の受審となる。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動状況の公表については、大学学則第 3 条に定めており、本学ホームページの「大学案内」において「情報の公開」ページを設け、公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員については、大学学則第 9 条において、その配置を定めている。	4-1 4-3
第 122 条	—	該当なし（本学では、高等専門学校卒業者を編入学の対象としていない。）	2-1
第 132 条	○	専修学校専門課程修了者の編入学については、大学学則第 24 条第 1 項第 2 号及び編入学規程第 3 条第 2 号に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「修業年限、学年、学期及び休業日」については、大学学則第 17	3-1

湘南医療大学

		<p>条、第 14 条、第 15 条、第 16 条で、それぞれ定めている。</p> <p>「部科及び課程の組織」については大学学則第 5 条に定めている。</p> <p>「教育課程」については、大学学則第 25 条から第 29 条で、「授業日時数」については、大学学則第 32 条でそれぞれ定めている。</p> <p>「学習の評価」については、大学学則第 30 条及び第 31 条で、「課程修了の認定」については、大学学則第 45 条でそれぞれ定めている。</p> <p>「収容定員」については、大学学則第 5 条第 4 項で、「職員組織」については、大学学則第 9 条及び第 10 条でそれぞれ定めている。</p> <p>「入学」については大学学則第 19 条から第 24 条で、「退学、転学、休学及び卒業」については、順に、大学学則第 42 条（除籍は第 43 条）、第 39 条、第 37 条、第 45 条でそれぞれ定めている。</p> <p>「授業料、入学料その他の費用徴収」については、大学学則第 52 条から第 54 条に定めている。</p> <p>「賞罰」については、大学学則第 47 条で表彰を、第 48 条で懲戒を、それぞれ定めている。</p> <p>「寄宿舎」については、学校法人で設置・管理しており、本学では学則に定めを設けていない。</p>	3-2
第 24 条	—	該当なし（本学では対象となる児童等は在学していない。）	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）手続については、大学学則第 48 条及び学生懲戒規程に定めている。	4-1
第 28 条	○	<p>本学では、学校に関係のある法令については、大学規程及び学校法人規程において定めを設けている。</p> <p>その他備付表簿については、大学事務部及び学校法人本部で管理している。</p> <p>また、管理・保存については、学校法人湘南ふれあい学園文書管理規程で、保存期間や保存方法等を定めている。</p>	3-2
第 143 条	—	該当なし（本学では、教授会に代議員会等を設けていない。）	4-1
第 146 条	—	該当なし（本学では、科目等履修生制度を設けているが、科目等履修生であった者が本学に入学した実績はない）	3-1
第 147 条	—	該当なし（本学では、早期卒業制度を設けていない。）	3-1
第 148 条	—	該当なし（本学では、特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない。）	3-1
第 149 条	—	該当なし（本学では早期卒業制度を設けていない。）	3-1
第 150 条	○	当該条項に規定する入学資格については、大学学則第 20 条第 3 号から第 8 号に定めている。	2-1
第 151 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない。）	2-1
第 152 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない。）	2-1
第 153 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない。）	2-1

湘南医療大学

第 154 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない。）	2-1
第 161 条	○	短期大学卒業者の編入学については、大学学則第 24 条第 1 項第 1 号及び第 17 条並びに編入学規程に定めている。	2-1
第 162 条	—	該当しない（本学は外国大学日本校ではない。）	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期については、大学学則第 14 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学生又は科目等履修生への学修証明書については、学生規程第 7 条又は科目等履修生規程第 12 条第 2 項に定めている。	3-1
第 164 条	—	該当なし（本学では本学学生以外の者を対象とした特別の課程は設けていない。）	3-1
第 165 条の 2	○	本学では、学部（学科）、大学院研究科（専攻）において、それぞれの教育上の目的を踏まえ、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、学内に自己点検・評価委員会を設置しているとともに、公益財団法人日本高等教育評価機構が定めた大学機関別認証評価での基準項目により、実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況に係る情報の公表については、大学学則第 3 条及び学校法人湘南ふれあい学園情報公開規程第 8 条に定め、本学ホームページへの掲載により実施している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位の授与については、大学学則第 46 条に定めており、卒業を認定された者に対して学位記を授与している。	3-1
第 178 条	—	該当なし（本学では、高等専門学校卒業者を編入学の対象としていない。）	2-1
第 186 条	○	専修学校専門課程修了者の編入学については、大学学則第 24 条第 1 項第 2 号及び第 17 条並びに編入学規程に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守しているとともに、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則第 1 条に大学の目的を、第 5 条第 2 項及び第 3 項に学部の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜方法及び体制については、大学学則第 22 条及び入学者選考規程に定め、適切に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	各学内委員会は、教員及び事務職員で構成され、教職協働体制で	2-2

湘南医療大学

		運営している。	
第 3 条	○	学部は、大学設置基準に則り、大学学則第 5 条にその設置を定めて組織している。	1-2
第 4 条	○	学部には学科・専攻を設け、大学学則第 5 条第 4 項に定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし（本学では学科に代わる課程を設置していない。）	1-2
第 6 条	—	該当なし（本学学士課程の基本組織は、学部としている。）	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織については、大学学則第 9 条及び第 10 条に定め、その内容は大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目については、大学学則第 25 条から第 28 条に定め、適切に担当教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	専攻分野での実務経験かつ、高度の実務能力を有する教員には、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めている。	3-2
第 11 条	○	完成年度を迎えていない学部学科など、配当年次の関係等で授業を担当していない教員を置いている。ただし、学科などの組織運営には関与している。	3-2 4-2
第 12 条	○	本学の専任教員は、全て本学のみ専任教員である。（常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程第 10 条で併任禁止を定め、本学以外に本務を有する者は任用できないとしている。）	3-2 4-2
第 13 条	○	本学の専任教員数は、大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長の資格は、学長任用規程第 2 条に定めている。	4-1
第 14 条	○	教授の資格は、常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程第 4 条に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格は、常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程第 5 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師の資格は、常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程第 6 条に定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格は、常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程第 7 条に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	—	該当なし（常勤教育職員勤務規程第 2 条に定めるとおり、本学では教員を、教授、准教授、講師及び助教としている。）	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員については、大学学則第 5 条第 4 項に定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成については、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め実施している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（本学では連携開設科目を設けていない。）	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法については、大学学則第 25 条から第 27 条に	3-2

湘南医療大学

		定めている。	
第 21 条	○	各授業科目の単位については、大学学則第 27 条及び第 29 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間（授業日数）については、大学学則第 32 条に定めている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間については、必要期間を確保し、各学部の学生便覧（保健医療学部：p.25,26）（薬学部：p.10,11）に、学年スケジュールを掲載している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果を考慮し、適切な規模で実施している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法は、大学学則第 28 条で定め、各授業科目の方法を大学学則第 27 条別表 1 や各学科シラバスにおいて、明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業方法及び内容並びに一年間の授業計画や、成績評価基準等は、各学科シラバスで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、大学学則第 4 条及びファカルティ・ディベロップメント委員会規程に定め、実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし（本学の学士課程では、昼夜開講制を実施していない。）	3-2
第 27 条	○	単位の授与については、大学学則第 30 条及び第 31 条並びに授業科目履修規程第 7 条から第 11 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については、授業科目履修規程第 4 条に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし（本学では、連携開設科目を設けていない。）	3-1
第 28 条	○	他の大学等における授業科目の履修等については、大学学則第 34 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については、大学学則第 35 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第 36 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（本学の学士課程では、長期にわたる教育課程の履修制度を設けていない。）	3-2
第 31 条	○	科目等履修生等については、大学学則第 50 条及び科目等履修生規程に定めている。なお、本学では、特別の課程履修者制度は設けていない。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、大学学則第 45 条に定めている。	3-1
第 33 条	○	該当なし（本学では授業時間制を実施していない。）	3-1
第 34 条	○	本学の校地については、「評価の視点 2-5-①」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	本学の運動場は、「評価の視点 2-5-①」で述べたとおり、大学設置	2-5

湘南医療大学

		基準を満たしている。	
第 36 条	○	本学の校舎等施設については、「評価の視点 2-5-①」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	本学の校地面積は、「評価の視点 2-5-①」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	本学の校舎面積は、「評価の視点 2-5-①」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等資料及び図書館については、「評価の視点 2-5-①、2-5-②」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	○	本学薬学部は、令和 3(2021)年 4 月開設で、薬草園については、令和 3(2021)年度中での完成に向け、整備を進めている。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設については、確保している。	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については、「評価の視点 2-5-①、2-5-②」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし（本学の校地は、2 以上とはなっていない。）	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、「基準項目 2-5、4-4」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称については、学校法人湘南ふれあい学園寄附行為第 4 条に定めたとおり、本学校法人の目的を達成するために設置されたことが明記されている。	1-1
第 41 条	○	事務組織については、大学学則第 8 条並びに（学校法人湘南ふれあい学園）事務組織及び事務分掌に関する規程において、定めている。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導の組織については、（学校法人湘南ふれあい学園）事務組織及び事務分掌に関する規程第 6 条第 2 項に定めるとおり、事務部に「教務・学生支援」担当を設置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制については、「基準項目 2-3」で述べたとおり、整備を図っている。	2-3
第 42 条の 3	○	研修の機会等については、「基準項目 4-3」で述べたとおり、計画的に設けるなど取り組んでいる。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし（本学では、学部等連係課程を設けていない。）	3-2
第 43 条	—	該当なし（本学では、共同教育課程を設けていない。）	3-2
第 44 条	—	該当なし（本学では、共同教育課程を設けていない。）	3-1
第 45 条	—	該当なし（本学では、共同学科を設けていない。）	3-1
第 46 条	—	該当なし（本学では、共同学科を設けていない。）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（本学では、共同学科を設けていない。）	2-5
第 48 条	—	該当なし（本学では、共同学科を設けていない。）	2-5

湘南医療大学

第 49 条	—	該当なし（本学では、共同学科を設けていない。）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（本学では、工学に関する学部を設けていない。）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（本学では、工学に関する学部を設けていない。）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（本学では、工学に関する学部を設けていない。）	4-2
第 57 条	—	該当なし（本学は、外国に学部、学科等を設けていない。）	1-2
第 58 条	—	該当なし（本学は、学校教育法第 103 条に定める学校（大学院大学）ではない。）	2-5
第 60 条	○	本学薬学部は、令和 3(2021)年 4 月開設であり、段階的整備を図っている。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大学学則第 46 条で学士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 10 条	○	学位に付記する専攻分野の名称については、学士は大学学則第 46 条で、修士は大学院学則第 35 条第 1 項及び学位規則第 7 条で、それぞれ定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（本学では、共同教育課程を設けていない。）	3-1
第 13 条	○	大学学則及び大学院学則については、改正のたびに文部科学省への届出を行っている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	本法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性を確保し、適切に運営している。	5-1
第 26 条の 2	○	湘南ふれあい学園教職員の倫理に係わる行動規範に則り、理事、監事、評議員、職員、その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為は、寄附行為第 37 条第 2 項に基づき、適切に備置き及び閲覧されている。	5-1
第 35 条	○	役員は、寄附行為第 6 条に基づき、適切に配置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員は、寄附行為、学校法人湘南ふれあい学園教職員の倫理に係わる行動規範、監事監査規程により、善管注意義務を負っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会は、寄附行為第 17 条に規定され、適切に運営されている。	5-2
第 37 条	○	役員の職務は、寄附行為第 14 条、第 16 条及び第 8 条に規定され、適切に運営されている。	5-2 5-3

湘南医療大学

第 38 条	○	役員を選任は、寄附行為第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 13 条に規定され、適切に行われている。	5-2
第 39 条	○	役員兼職の禁止は、寄附行為第 8 条に規定され、適切に運用されている。	5-2
第 40 条	○	役員補充は、寄附行為第 11 条に規定されている。	5-2
第 41 条	○	評議員会は、寄附行為第 20 条に規定され、適切に運営されている。	5-3
第 42 条	○	諮問事項は、寄附行為第 20 条に規定されている。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等は、寄附行為第 23 条に規定されている。	5-3
第 44 条	○	評議員を選任は、寄附行為第 24 条に規定され、適切に配置されている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員が学校法人に対する損害賠償責任は、寄附行為第 49 及び第 50 条に規定されている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員が第三者に対する損害賠償責任については、私立学校法を遵守した運用が行われている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員連帯責任は、私立学校法を遵守し、運用されている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	法施行後において、補償契約又は役員賠償責任契約の締結又は更新の事実はない。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更は、寄附行為第 45 条に規定され、適切に行われている。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画は、寄附行為第 34 条に規定され、適切に行われている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員に対する決算の報告は、寄附行為第 36 条に規定され、適切に行われている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付及び閲覧は、寄附行為第 37 条に規定され、適切に行われている。	5-1
第 48 条	○	役員報酬等は、寄附行為第 12 条及び第 39 条に規定され、適切に行われている。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は、寄附行為第 41 条に規定に基づき、実施されている。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表は、寄附行為第 38 条に規定され、適切に公表されている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、大学院学則第 1 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 5 条で、研究科の設置について定めている。	1-2
第 102 条	○	入学資格については、大学院学則第 15 条に定めている。	2-1



学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院への入学資格については、大学院学則第 15 条に定めている。	2-1
第 156 条	—	該当なし	2-1
第 157 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない）	2-1
第 158 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない）	2-1
第 159 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない）	2-1
第 160 条	—	該当なし（本学では、飛び入学制度を設けていない）	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を遵守しているとともに、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条に大学院の目的を、第 5 条第 2 項別表 1 及び別表 2 に研究科・専攻の教育研究上の目的及び人材の養成の目的を、それぞれ定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜方法及び体制については、大学院学則第 17 条に定め、適切に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院関係の各委員会は、教員及び事務職員で構成され、教職協働体制で運営している。	2-2
第 2 条	○	本学大学院には修士課程を設置しており、大学院学則第 5 条第 1 項に定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし（本学では、専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設けていない。）	1-2
第 3 条	○	大学院には修士課程を設置している。大学院設置基準に則り、大学院学則第 5 条第 1 項にその設置を定めているとともに、修業年限については、第 12 条に規定している。	1-2
第 4 条	—	該当なし（本学では、博士課程を設けていない。）	1-2
第 5 条	○	大学院には研究科を設け、大学院学則第 5 条第 1 項に定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院研究科には専攻を設け、大学院学則第 5 条第 1 項に定めている。	1-2
第 7 条	○	保健医療学研究科は、保健医療学部が完成年度を迎えた翌年度（令和元(2019)年度）に、学部の教育方針を引き継ぐものとして設置した。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし（本学では、共同教育課程を設けていない。）	1-2

湘南医療大学

			3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし（本学大学院の基本組織は、研究科としている。）	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教員組織については、大学院学則第6条及び第7条に定め、その内容は大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院に配置する教員は大学院学則第6条で規定し、大学院設置基準に定める資格を有するものを、定められた数以上配置している。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員については、大学院学則第5条第1項に定めている。	2-1
第11条	○	教育課程の編成については、専攻のカリキュラム・ポリシーを定め実施している。	3-2
第12条	○	教育方法については、授業科目の授業及び研究指導によって行うことを、大学院学則第21条に定めている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は、大学院設置基準に定める資格を有する教員が行っている。	2-2 3-2
第14条	○	教育方法の特例については、大学院学則第26条に定めている。	3-2
第14条の2	○	授業方法及び内容並びに一年間の授業計画や、成績評価基準等は、各学科シラバスで明示している。また、「修士論文審査および最終試験に関する基準」（学位規則第6条第4項別表）を定め、学生に提示している。	3-1
第14条の3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については、大学院学則第4条及び保健医療学研究科委員会規程第2条第4項第4号に定め、実施している。	3-3 4-2
第15条	○	〔各授業科目の単位〕 大学院学則第22条及び第23条に定めている。 〔授業日数、授業期間〕 必要期間を確保し、大学院学生便覧（p.37～44）に、スケジュール等を掲載している。 〔授業を行う学生数〕 教育効果を考慮し、適切な規模で実施している。 〔授業の方法及び単位の授与〕 大学院学則第23条で授業の方法を区分し、各授業科目の方法、内容、一年間の授業計画及び成績評価基準等を研究科シラバスにおいて明示している。 単位の授与については、大学院学則第24条及び第25条、並びに大学院保健医療学研究科履修規程第8条から第12条、第14条に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2

湘南医療大学

		<p>〔他の大学院における授業科目の履修等〕 大学院学則第 27 条に定めている。</p> <p>〔入学前の既修得単位等の認定〕 大学院学則第 28 条に定めている。</p> <p>〔長期にわたる教育課程の履修〕 大学院学則第 12 条（ただし書き）及び大学院 長期履修規程に定めている。</p> <p>〔科目等履修生等〕 大学院学則第 39 条及び科目等履修生規程に定めている。</p>	
第 16 条	○	修士課程の修了要件については、大学院学則第 34 条に定めている。	3-1
第 17 条	—	該当なし（本学では、博士課程を設けていない。）	3-1
第 19 条	○	大学院は、保健医療学部棟を利用しているが、「評価の視点 2-5-①、2-5-②」で述べたとおり、大学院の教育研究に必要な演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	機械、器具等については、学部同様「評価の視点 2-5-①、2-5-②」で述べたとおり、大学院設置基準を満たしている。	2-5
第 21 条	○	図書等資料及び図書館については、学部同様「評価の視点 2-5-①、2-5-②」で述べたとおり、大学院設置基準を満たしている。	2-5
第 22 条	○	大学院は、保健医療学部棟を利用しているが、学部の施設及び設備の共用につき、教育研究上の支障は生じていない。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし（本学の校地は、2 以上とはなっていない。）	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備については、「基準項目 2-5、4-4」で述べたとおり、大学設置基準を満たしている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称については、学校法人湘南ふれあい学園寄附行為第 4 条に定めたとおり、本学校法人の目的を達成するために設置されたことが明記されている。	1-1
第 23 条	—	該当なし（本学は、学校教育法第 103 条に定める学校（大学院大学）ではない。）	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし（本学は、学校教育法第 103 条に定める学校（大学院大学）ではない。）	2-5
第 25 条	—	該当なし（本学は、通信教育課程を設けていない。）	3-2
第 26 条	—	該当なし（本学は、通信教育課程を設けていない。）	3-2
第 27 条	—	該当なし（本学は、通信教育課程を設けていない。）	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし（本学は、通信教育課程を設けていない。）	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし（本学は、通信教育課程を設けていない。）	2-5

湘南医療大学

第 30 条	—	該当なし（本学は、通信教育課程を設けていない。）	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし（本学は、研究科等連係課程を設けていない。）	3-2
第 31 条	—	該当なし（本学は、共同教育課程を設けていない。）	3-2
第 32 条	—	該当なし（本学は、共同教育課程を設けていない。）	3-1
第 33 条	—	該当なし（本学は、共同教育課程を設けていない。）	3-1
第 34 条	—	該当なし（本学は、共同教育課程を設けていない。）	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし（本学は、工学を専攻する研究科を設けていない。）	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし（本学は、工学を専攻する研究科を設けていない。）	4-2
第 42 条	○	事務部に大学院担当を配置している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	該当なし（本学は、博士課程を設けていない。）	2-3
第 42 条の 3	○	学生募集要項において、入学金免除制度や奨学金制度の案内を行っている。	2-4
第 43 条	○	研修の機会等については、「基準項目 4-3」で述べたとおり、計画的に設けるなど取り組んでいる。	4-3
第 45 条	—	該当なし（本学は、外国に研究科、専攻等を設けていない。）	1-2
第 46 条	—	該当なし（本学では、大学院設置後、新たに研究科等を開設していない。）	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし	1-2
第 3 条	—	該当なし	3-1
第 4 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 5 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 6 条	—	該当なし	3-2
第 6 条の 2	—	該当なし	3-2
第 6 条の 3	—	該当なし	3-2
第 7 条	—	該当なし	2-5
第 8 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 9 条	—	該当なし	2-2 3-2

湘南医療大学

第 10 条	—	該当なし	3-1
第 11 条	—	該当なし	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	該当なし	3-2
第 12 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	—	該当なし	3-1
第 14 条	—	該当なし	3-1
第 15 条	—	該当なし	3-1
第 16 条	—	該当なし	3-1
第 17 条	—	該当なし	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし	2-1
第 20 条	—	該当なし	2-1
第 21 条	—	該当なし	3-1
第 22 条	—	該当なし	3-1
第 23 条	—	該当なし	3-1
第 24 条	—	該当なし	3-1
第 25 条	—	該当なし	3-1
第 26 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし	3-1
第 28 条	—	該当なし	3-1
第 29 条	—	該当なし	3-1
第 30 条	—	該当なし	3-1
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-2
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	3-1
第 42 条	—	該当なし	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第35条及び学位規則第3条で修士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第4条	—	該当なし（博士課程は設置していない。）	3-1
第5条	—	該当なし（学位授与に係る審査は本学教員が実施している。）	3-1
第12条	—	該当なし（博士課程は設置していない。）	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし	6-2 6-3
第2条	—	該当なし	3-2
第3条	—	該当なし	2-2 3-2
第4条	—	該当なし	3-2
第5条	—	該当なし	3-1
第6条	—	該当なし	3-1
第7条	—	該当なし	3-1
第9条	—	該当なし	3-2 4-2
第10条	—	該当なし	2-5
第11条	—	該当なし	2-5
第12条	—	該当なし	2-2 3-2
第13条	—	該当なし	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人湘南ふれあい学園 寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	大学案内パンフレット「湘南医療大学（保健医療学部、大学院）」		
	大学案内パンフレット「湘南医療大学（薬学部）」		
	大学案内パンフレット「湘南医療大学大学院（保健医療学研究科）」		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	湘南医療大学学則		
	湘南医療大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2022 年度 大学入学者選抜 学生募集要項（保健医療学部）		

湘南医療大学

	2022年度 大学入学者選抜 学生募集要項 (薬学部) 2021年度 入学者選抜 3年次編入学 学生募集要項 (看護学科) 2022年度 入学者選抜 大学院 学生募集要項 (保健医療学研究科)	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2021年度 学生便覧 保健医療学部 2021年度 学生便覧 薬学部 2021年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科	
	事業計画書 学校法人湘南ふれあい学園 2021年度事業計画	
【資料 F-6】	事業報告書	
	2020(令和2)年度 事業報告書 学校法人湘南ふれあい学園	
【資料 F-7】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセスマップ 湘南医療大学キャンパス	
【資料 F-8】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	学校法人湘南ふれあい学園規程一覧、規程一式 湘南医療大学規程一覧、規程一式	
【資料 F-9】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	学校法人湘南ふれあい学園 役員名簿 学校法人湘南ふれあい学園 評議員名簿 理事会の開催状況 (平成31年3月20日～令和3年5月26日) 評議員会の開催状況 (平成31年3月20日～令和3年5月26日)	
	決算等の計算書類 (過去5年間) 及び監事監査報告書 (過去5年間)	
【資料 F-10】	計算書類 (平成28(2016)年度～令和2(2020)年度) 監事監査報告書 (平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)	
	履修要項、シラバス (電子データ)	
【資料 F-11】	SYLLABUS 授業概要 2021年度 保健医療学部看護学科	
	SYLLABUS 授業概要 2021年度 保健医療学部リハビリテーション学科	
	SYLLABUS 授業概要 2021年度 薬学部医療薬学科	
	SYLLABUS 授業概要 2021年度 大学院保健医療学研究科	
【資料 F-12】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	保健医療学部 (看護学科、リハビリテーション学科) 薬学部医療薬学科 大学院保健医療学研究科	
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの) 〔学校法人湘南ふれあい学園令和元年5月1日現在〕 湘南医療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 〔学校法人湘南ふれあい学園令和2年5月1日現在〕 湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 (修士課程)【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 〔学校法人湘南ふれあい学園令和3年5月1日現在〕 湘南医療大学薬学部医療薬学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-13】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし (今回が、開学後第1回目の受審のため)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	湘南医療大学学則	【資料 F-3】と同じ



## 湘南医療大学

【資料 1-1-2】	湘南医療大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	湘南医療大学ホームページ 「大学案内（理念、目的等）」掲載ページ	
【資料 1-1-4】	大学案内パンフレット「湘南医療大学（保健医療学部、大学院）」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	大学案内パンフレット「湘南医療大学（薬学部）」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	大学案内パンフレット「湘南医療大学大学院（保健医療学研究科）」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-7】	2021 年度 学生便覧 保健医療学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-8】	2021 年度 学生便覧 薬学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】	2021 年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科	【資料 F-5】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人湘南ふれあい学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	湘南医療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	湘南医療大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	2021 年度 学生便覧 保健医療学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	2021 年度 学生便覧 薬学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-6】	2021 年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-7】	湘南医療大学ホームページ 「大学案内（理念、目的等）」掲載ページ	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-8】	大学案内パンフレット「湘南医療大学（保健医療学部、大学院）」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-9】	大学案内パンフレット「湘南医療大学（薬学部）」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-10】	大学案内パンフレット「湘南医療大学大学院（保健医療学研究科）」	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-11】	2022 年度 大学入学者選抜 学生募集要項（保健医療学部）	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-12】	2022 年度 大学入学者選抜 学生募集要項（薬学部）	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-13】	2022 年度 入学者選抜 大学院 学生募集要項（保健医療学研究科）	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-14】	学校法人湘南ふれあい学園中長期計画 「学校法人湘南ふれあい学園 2020 年度事業計画」、「学校法人湘南ふれあい学園 2021 年度事業計画」から抜粋	
【資料 1-2-15】	湘南医療大学組織図 令和 3(2021)年 4 月	
【資料 1-2-16】	湘南医療大ホームページ 「看護キャリア開発コアセンター」掲載ページ	
【資料 1-2-17】	湘南医療大ホームページ「臨床医学研究所」掲載ページ	

### 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2022 年度 大学入学者選抜 学生募集要項（保健医療学部）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	2022 年度 大学入学者選抜 学生募集要項（薬学部）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	2022 年度 入学者選抜 大学院 学生募集要項（保健医療学研究科）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	湘南医療大学入学者選考規程	
【資料 2-1-5】	湘南医療大学教授会規程	
【資料 2-1-6】	湘南医療大学保健医療学研究科委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	湘南医療大学教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	湘南医療大学生支援委員会規程	
【資料 2-2-3】	2021 年度 湘南医療大学 チューター 一覧	
【資料 2-2-4】	カウンセリング室 2020 年度活動実績報告	

湘南医療大学

【資料 2-2-5】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部看護学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-6】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部リハビリテーション学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-7】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 薬学部医療薬学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-8】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 大学院保健医療学研究科	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-9】	2021 年度 オフィスアワー (保健医療学部、薬学部、大学院保健医療学研究科)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	湘南医療大学キャリア支援センター規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生支援委員会開催状況 (令和 2(2020)年度)	
【資料 2-4-2】	看護学科チューター制	
【資料 2-4-3】	リハビリテーション学科学生支援体制 (チューター制)	
【資料 2-4-4】	薬学部チューター制度	
【資料 2-4-5】	医務室利用状況報告 (2020 年度)	
【資料 2-4-6】	カウンセリング室 2020 年度活動実績報告	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-7】	湘南医療大学ハラスメント防止規程	
【資料 2-4-8】	湘南医療大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 2-4-9】	ふれあいグループ奨学資金・就学資金のご案内 (保健医療学部)	
【資料 2-4-10】	ふれあいグループ奨学資金のご案内 (薬学部)	
【資料 2-4-11】	湘南医療大学大学院院生研究費規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	湘南医療大学図書館規程	
【資料 2-5-2】	湘南医療大学図書館利用規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2018 年度 学修等に関する調査結果	
【資料 2-6-2】	2020 年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果(前期・後期)	
【資料 2-6-3】	2020 年度 大学院 授業改善アンケート結果 (前期・後期)	
【資料 2-6-4】	2020 年度 学習成果等アンケート集計結果	
【資料 2-6-5】	2020 年度 卒業時アンケート	
【資料 2-6-6】	2021 年度 新入生アンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2021 年度 学生便覧 保健医療学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	2021 年度 学生便覧 薬学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	2021 年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部看護学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部リハビリテーション学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-6】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 薬学部医療薬学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 大学院保健医療学研究科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-8】	湘南医療大学授業科目履修規程	
【資料 3-1-9】	湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程	
【資料 3-1-10】	湘南医療大学大学院長期履修規程	
【資料 3-1-11】	湘南医療大学大学院学位規則	
【資料 3-1-12】	湘南医療大学教授会規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 3-1-13】	湘南医療大学保健医療学研究科委員会規程	【資料 2-1-6】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2021 年度 学生便覧 保健医療学部	【資料 F-5】と同じ

湘南医療大学

【資料 3-2-2】	2021 年度 学生便覧 薬学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	2021 年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部看護学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 保健医療学部リハビリテーション学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-6】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 薬学部医療薬学科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-7】	SYLLABUS 授業概要 2021 年度 大学院保健医療学研究科	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-8】	湘南医療大学授業科目履修規程	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-2-9】	2020 年度 授業参観開催実績	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	湘南医療大学 国家試験実績（平成 30 年度～令和 2 年度）	
【資料 3-3-2】	湘南医療大学 卒業後進路状況（平成 30 年度～令和 2 年度）	
【資料 3-3-3】	2020 年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果(前期・後期)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-4】	2020 年度 大学院 授業改善アンケート結果（前期・後期）	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-5】	2020 年度 学習成果等アンケート集計結果	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-3-6】	2018 年度 学修等に関する調査結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-7】	2020 年度 卒業時アンケート	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 3-3-8】	2021 年度 新入生アンケート	【資料 2-6-6】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	湘南医療大学組織図 令和 3(2021)年 4 月	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 4-1-2】	湘南医療大学学部運営管理会議規程	
【資料 4-1-3】	湘南医療大学大学院運営管理会議規程	
【資料 4-1-4】	湘南医療大学副学長に関する規程	
【資料 4-1-5】	湘南医療大学 副学長の分掌について	
【資料 4-1-6】	事務組織及び事務分掌に関する規程（学校法人湘南ふれあい学園）	
【資料 4-1-7】	湘南医療大学教授会規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 4-1-8】	湘南医療大学保健医療学研究科委員会規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 4-1-9】	湘南医療大学教務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-10】	湘南医療大学生支援委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-11】	湘南医療大学研究推進室規程	
【資料 4-1-12】	湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-1-13】	湘南医療大学自己点検・評価委員会規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	湘南医療大学常勤教育職員の採用及び昇任に関する規程	
【資料 4-2-2】	湘南医療大学常勤教育職員採用基準に関する規程	
【資料 4-2-3】	湘南医療大学常勤教育職員昇任基準に関する規程	
【資料 4-2-4】	湘南医療大学学部運営管理会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-2-5】	湘南医療大学大学院運営管理会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-2-6】	湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 4-2-7】	2021 年度 FD 委員会活動テーマ一覧	
【資料 4-2-8】	FD 研修計画の実施状況一覧（2015～2020 年度）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 4-3-2】	湘南医療大学 全体研修会（令和 2(2020)年度）実績	
4-4. 研究支援		

湘南医療大学

【資料 4-4-1】	湘南医療大学臨床医学研究所規程	
【資料 4-4-2】	湘南医療大学研究推進室規程	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 4-4-3】	湘南医療大学研究倫理規程	
【資料 4-4-4】	湘南医療大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-5】	湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項	
【資料 4-4-6】	湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則	
【資料 4-4-7】	湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則	
【資料 4-4-8】	湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針	
【資料 4-4-9】	湘南医療大学における研究不正防止計画	
【資料 4-4-10】	公的研究費等に係る適切な運営管理について	
【資料 4-4-11】	湘南医療大学利益相反管理規程	
【資料 4-4-12】	湘南医療大学研究データの保存等に関する規程	
【資料 4-4-13】	湘南医療大学研究室における秘密情報管理規程	
【資料 4-4-14】	湘南医療大学における動物実験等に関する規程	
【資料 4-4-15】	湘南医療大学個人研究費規程	
【資料 4-4-16】	湘南医療大学特別研究費規程	
【資料 4-4-17】	湘南医療大学学会・研修会等参加規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人湘南ふれあい学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 内規	
【資料 5-1-3】	湘南医療大学学部運営管理会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-4】	湘南医療大学大学院運営管理会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-1-5】	事務組織及び事務分掌に関する規程（学校法人湘南ふれあい学園）	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 5-1-6】	学校法人湘南ふれあい学園経理規程	
【資料 5-1-7】	学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-1-8】	学校法人湘南ふれあい学園教職員の倫理に係わる行動規範	
【資料 5-1-9】	学校法人湘南ふれあい学園情報公開規程	
【資料 5-1-10】	学校法人湘南ふれあい学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-11】	学校法人湘南ふれあい学園「2019 年度～2022 年度 中長期計画」及び「2019 年度及び 2020 年度 事業計画の進捗・達成状況」	
【資料 5-1-12】	湘南医療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-13】	学校法人湘南ふれあい学園 2021 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-14】	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応マニュアル	
【資料 5-1-15】	湘南医療大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-16】	セクシャルハラスメントに関する規程（学校法人湘南ふれあい学園）	
【資料 5-1-17】	湘南医療大学ハラスメント防止規程	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 5-1-18】	湘南医療大学ハラスメント防止委員会規程	【資料 2-4-8】と同じ
【資料 5-1-19】	湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針	
【資料 5-1-20】	湘南医療大学研究倫理規程	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 5-1-21】	湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 5-1-22】	湘南医療大学研究倫理委員会規程	【資料 4-4-4】と同じ

湘南医療大学

【資料 5-1-23】	湘南医療大学における動物実験等に関する規程	【資料 4-4-14】と同じ
【資料 5-1-24】	学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程	
【資料 5-1-25】	湘南医療大学防災規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人湘南ふれあい学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人湘南ふれあい学園 役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	理事会の開催状況(平成 31 年 3 月 20 日～令和 3 年 5 月 26 日)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人湘南ふれあい学園経理規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人理事会の決定権限の委任に関する規程	
【資料 5-2-6】	学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 2020 年度開催状況	
【資料 5-2-7】	湘南医療大学学部運営管理会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-2-8】	湘南医療大学学部運営管理会議 開催状況 (令和 2(2020)年度)	
【資料 5-2-9】	湘南医療大学大学院運営管理会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-2-10】	湘南医療大学大学院運営管理会議 開催状況(令和 2(2020)年度)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人湘南ふれあい学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 2020 年度開催状況	【資料 5-2-6】と同じ
【資料 5-3-3】	湘南医療大学学部運営管理会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-4】	湘南医療大学学部運営管理会議 開催状況 (令和 2(2020)年度)	【資料 5-2-8】と同じ
【資料 5-3-5】	湘南医療大学大学院運営管理会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-6】	湘南医療大学大学院運営管理会議 開催状況(令和 2(2020)年度)	【資料 5-2-10】と同じ
【資料 5-3-7】	湘南医療大学 副学長の分掌について	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 5-3-8】	学校法人湘南ふれあい学園 評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-9】	学校法人湘南ふれあい学園 監事監査規程	
【資料 5-3-10】	学校法人湘南ふれあい学園 内部監査規程	
【資料 5-3-11】	評議員会の開催状況(平成 31 年 3 月 20 日～令和 3 年 5 月 26 日)	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人湘南ふれあい学園 事業計画及び予算編成方針 (2020 年度)	
【資料 5-4-2】	事業計画及びこれに伴う予算書「事業計画 1 施設又は設備の整備計画」(平成 24 年度～平成 30 年度)	
【資料 5-4-3】	事業計画及びこれに伴う予算書「事業計画 1 施設又は設備の整備計画」(2020 年度～2026 年度)	
【資料 5-4-4】	事業活動収支計算書関係比率 (学校法人及び大学)	【表 5-2】【表 5-3】と同じ
【資料 5-4-5】	貸借対照表関係比率 (学校法人)	【表 5-4】と同じ
【資料 5-4-6】	活動区分資金収支計算書 (学校法人) 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで	
【資料 5-4-7】	学校法人湘南ふれあい学園 計算書 (平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-8】	学校法人湘南ふれあい学園 独立監査人の監査報告書 (平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度)	
【資料 5-4-9】	学校法人湘南ふれあい学園 2021 年度予算書	
【資料 5-4-10】	学校法人湘南ふれあい学園 財産目録(2021 年 3 月 31 日現在)	
【資料 5-4-11】	経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策 「学校法人湘南ふれあい学園の経営状況の分析(過去 7 年間)、 経営上の成果と課題」	
【資料 5-4-12】	大学等設置に係る寄附行為 (変更) 認可後の財務状況及び施設等整備状況調査 (令和 2 年度) の結果について (通知)	
5-5. 会計		

湘南医療大学

【資料 5-5-1】	2020 年度 監事監査報告書	
【資料 5-5-2】	理事会の開催状況(平成 31 年 3 月 20 日～令和 3 年 5 月 26 日)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-3】	評議員会の開催状況(平成 31 年 3 月 20 日～令和 3 年 5 月 26 日)	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-4】	学校法人湘南ふれあい学園経理規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-5-5】	学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程	【資料 5-1-7】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人湘南ふれあい学園資産運用規程	
【資料 5-5-7】	学校法人湘南ふれあい学園監事監査規程	【資料 5-3-9】と同じ
【資料 5-5-8】	寄附行為変更認可について 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会による「その他意見」	
【資料 5-5-9】	監事による理事長とのヒアリング議事録	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	湘南医療大学自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 6-1-2】	湘南医療大学自己点検・評価委員会開催状況 (令和 2(2020)年度)	
【資料 6-1-3】	湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 6-1-4】	湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会開催状況 (令和 2(2020)年度)	
【資料 6-1-5】	湘南医療大学 全体研修会 (令和 2(2020)年度) 実績	【資料 4-3-2】と同じ
【資料 6-1-6】	湘南医療大学教授会規程	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 6-1-7】	湘南医療大学学部運営管理会議規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 6-1-8】	湘南医療大学大学院運営管理会議規程	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 6-1-9】	学校法人湘南ふれあい学園 学園運営会議 内規	【資料 5-1-2】と同じ
【資料 6-1-10】	学校法人湘南ふれあい学園 組織図 (2021 年 4 月)	
【資料 6-1-11】	学校法人湘南ふれあい学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	湘南医療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-2】	湘南医療大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-3】	湘南医療大学自己点検・評価委員会規程	【資料 4-1-13】と同じ
【資料 6-2-4】	湘南医療大学自己点検・評価書 (平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度)	
【資料 6-2-5】	学校法人湘南ふれあい学園事業報告書 (2018(平成 30)年度～2020(令和 2)年度)	
【資料 6-2-6】	2020 年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果(前期・後期)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 6-2-7】	2020 年度 大学院 授業改善アンケート結果 (前期・後期)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-2-8】	第 16 回ふれあいグループ医療・教育研究会プログラム抄録集 (抜粋)	
【資料 6-2-9】	湘南医療大学個人研究費規程	【資料 4-4-15】と同じ
【資料 6-2-10】	2021 年度個人研究目標設定・計画書 (様式)、2021 年度個人研究実績報告書 (様式)、2020 年度個人研究実績報告書 (自己評価シート) (様式)	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2021 年度 学生便覧 保健医療学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 6-3-2】	2021 年度 学生便覧 薬学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 6-3-3】	2021 年度 大学院学生便覧 保健医療学研究科	【資料 F-5】と同じ
【資料 6-3-4】	湘南医療大学大学院保健医療学研究科 DP と CP の関連性について	

湘南医療大学

【資料 6-3-5】	2020 年度 保健医療学部 授業改善アンケート結果(前期・後期)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 6-3-6】	2020 年度 大学院 授業改善アンケート結果 (前期・後期)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-3-7】	2021 年度 PDC 会議年間スケジュール (湘南医療大学)	
【資料 6-3-8】	湘南医療大学自己点検・評価書 (平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度)	【資料 6-2-4】と同じ
【資料 6-3-9】	湘南医療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 令和元年 5 月 1 日	【資料 F-14】と同じ
【資料 6-3-10】	湘南医療大学大学院保健医療学研究科保健医療学専攻 (修士課程)【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 令和 2 年 5 月 1 日	【資料 F-14】と同じ
【資料 6-3-11】	湘南医療大学薬学部医療薬学科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 令和 3 年 5 月 1 日	【資料 F-14】と同じ
【資料 6-3-12】	大学等設置に係る寄附行為 (変更) 認可後の財務状況及び施設等整備状況調査 (令和 2 年度) の結果について (通知)	【資料 5-4-12】と同じ

基準 A. 地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 医療専門職のキャリア・パス支援		
【資料 A-1-1】	湘南医療大学看護実践教育センター規程	
【資料 A-1-2】	湘南医療大学看護実践教育センター認定看護管理者部門運営規程	
【資料 A-1-3】	湘南医療大学看護実践教育センター認定看護管理者部門教育運営委員会規程	
【資料 A-1-4】	湘南医療大学看護実践教育センター認定看護師部門運営規程	
【資料 A-1-5】	湘南医療大学看護実践教育センター認定看護師部門教員会規程	
【資料 A-1-6】	湘南医療大学看護実践教育センター認定看護師部門入試委員会規程	
【資料 A-1-7】	2021 年度受講生募集要項 認定看護師教育課程 認知症看護分野	
【資料 A-1-8】	2021 年度認定看護管理者教育課程 (ファーストレベル) 受講生募集要項	
【資料 A-1-9】	2019 年度認定看護管理者教育課程 (セカンドレベル) 募集要項	
【資料 A-1-10】	2021 年度看護キャリア開発コアセンター認定看護師教育課程 (認知症看護分野) 受講生便覧	
【資料 A-1-11】	2021 年度看護キャリア開発コアセンター認定看護管理者教育課程 (ファーストレベル) 学習要項	
【資料 A-1-12】	2019 年度看護実践教育センター認定看護管理者教育課程 (セカンドレベル) 学習要項	
【資料 A-1-13】	湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター修了者実績	
A-2. 地域社会への医療人材の輩出		
【資料 A-2-1】	湘南医療大学就職状況 (神奈川県内・県外等) 平成 30 年度～令和 2 年度	
【資料 A-2-2】	湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター修了者実績	【資料 A-1-13】と同じ
A-3. 大学の知的・人的資源の提供		
【資料 A-3-1】	湘南医療大学地域連携推進室規程	
【資料 A-3-2】	湘南医療大学 公開講座開催実績 (平成 28 年度～令和 2 年度)	
【資料 A-3-3】	湘南医療大学 中学校職業体験 実績 (令和元(2019)年度)	
【資料 A-3-4】	湘南医療大学 国等審議会委員等就任状況 (令和元(2019)年度以降)	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。